

設置の趣旨等を記載した書類 添付資料目次

- 資料 1：学校法人赤門宏志学院の沿革
- 資料 2：仙台赤門短期大学鍼灸手技療法学科（仮称）の設置に関する採用意向アンケート調査報告書(抜粋)
- 資料 3：仙台市における医療のあり方に関する検討会議の議論について最終まとめ
- 資料 4：職能団体 4 団体から鍼灸手技療法学科設置に関する要望書
- 資料 5：カリキュラムマップ
- 資料 6：カリキュラムツリー
- 資料 7：教育課程と認定規則との対比表
- 資料 8：入学前学習プリント
- 資料 9：仙台赤門短期大学 鍼灸手技療法学科 履修モデル
- 資料 10：臨床実習マニュアル(東洋療法学校協会)
- 資料 11：あはき学生の臨床実習で役立つルーブリック活用の手引き続き
- 資料 12：臨床実習評価表
- 資料 13：仙台赤門短期大学鍼灸手技療法学科（仮称）の設置に関する入学意向アンケート調査報告書②(抜粋)
- 資料 14：仙台赤門短期大学 基幹教員等定年規程
- 資料 15：仙台赤門短期大学 鍼灸手技療法学科 時間割（選択科目を含む）
- 資料 16：学術雑誌の一覧
- 資料 17：仙台赤門短期大学 学校組織図
- 資料 18：仙台赤門短期大学 教授会規程
- 資料 19：仙台赤門短期大学 教務委員会規程
- 資料 20：仙台赤門短期大学の FD・SD 研修 活動動実績

学校法人赤門宏志学院の沿革

昭和 22 (1947) 年 4 月	宮城県知事から「東北高等鍼灸学校」(仙台市青葉区大町一丁目) の設立の許可を受ける。
昭和 23 (1948) 年 12 月	厚生大臣から全国第一号として「東北高等鍼灸整按学校」(当時の法令の修業年限規定により、按摩科 2 年制、鍼灸科 5 年制、柔道整復科 4 年制) の認定を受ける。
昭和 24 (1949) 年 4 月	文部大臣から公益法人として「財団法人東北高等鍼灸整按学校」の設立が許可される。
昭和 26 (1951) 年 9 月	財団法人名を「赤門学志院」に改称。校名を「東北高等鍼灸整復学校」に改称。
昭和 28 (1953) 年 4 月	厚生大臣から修業年限規定が改正され、大学入学資格者を入学資格とする専門課程(鍼灸科 2 年 6 ヶ月制、柔道整復科 2 年制) の新設が認定される。
昭和 43 (1968) 年 4 月	厚生大臣から柔道整復科第二部(2 年制) の新設が認定される。校名を「仙台赤門鍼灸柔道整復学校」に改称。
昭和 51 (1976) 年 5 月	厚生大臣から鍼灸科第二部(3 年制) の新設を認定される。
昭和 54 (1979) 年 3 月	宮城県から専修学校として認可を受ける。校名を「赤門鍼灸柔整専門学校」に改称。
平成 2 (1990) 年 4 月	法令改正にともない、全課程 3 年制と定められ、厚生大臣から課程学科の再認定を受ける。
平成 19 (2007) 年 4 月	学校創立 60 周年を迎える。 厚生労働大臣から東洋療法教育専攻科の新設が認定される。
平成 25 (2013) 年 2 月	財団法人赤門学志院の解散。学校法人赤門宏志学院の設立が認可される。
平成 27 (2015) 年 2 月	文部科学省「職業実践専門課程」を全学科で認定を受ける。
平成 29 (2017) 年 4 月	学校創立 70 周年を迎える。
平成 29 (2017) 年 8 月	文部科学省より仙台赤門短期大学看護学科の設置許可の内示を受ける。
平成 30 (2018) 年 4 月	仙台赤門短期大学看護学科を開学する。
令和 5 (2023) 年 4 月	専修学校の校名を「赤門鍼灸柔整専門学校」から「仙台赤門医療専門学校」に改称。

仙台赤門短期大学鍼灸手技療法学科（仮称）の設置に関する 採用意向アンケート調査報告書 【 事業所対象 】

「問8 仙台赤門短期大学「鍼灸手技療法学科」の設置にあたって、ご意見・ご要望」抜粋

回 答
秋田県では鍼灸師はあまり必要とされていないと感じます。私も資格ありますが、柔整>あんま>鍼灸の順で利用するためです。
北海道函館市では、晴眼のあはき師が少ないです。ぜひ採用をすすめてゆきたいです。
新しい科についてのアンケートを送っていただきありがとうございます。当院は北海道のため、あん摩マッサージを持っている方がとてもすくないので「鍼灸手技療法学科」は現場での実践力も高められ、とても興味のある科です。。
地域医療において鍼灸マッサージの必要性が急速に高まっており、人材不足を強く感じています。一年でも早く開設されることを強く望んでいます。
利用者ニーズは増え続けているので、できる限りの採用をしたい。
東洋医学の地位向上のため、責任感ある学生を社会に送り出していきたい。
貴校の貴重な取り組みが、学問の領域をより深化させ、多くの方々に知識の可能性を広げることと信じております。
東洋医学の価値向上に貢献出来る学科なのではないかと感じました。実技の時間が増えると、就職したあとに教育もスムーズに進むと思います。
鍼灸手技療法学科の新設により、多くの優秀な人材が育成されると業界のレベルが上がり、業界全体の盛り上がりにつながっていくと思います。期待しておりますし、何かしらのご支援もさせていただけたらと思います。
弊社、リラクゼーションの店をチェーン展開しておりますが、単なるもみほぐしではなく技術、知識、接遇の力は一流を目指しております。御校の新学科設置に期待します。
今後社会的に手技療法の必要性は、益々高まっていくと思います。
業界にとってとても素晴らしい試みかと存じます。
介護の業界こそ、これから必要となるものだと思います。すみなれた家でいつまでも元気にくらす高齢者の方々に痛みというストレスをすこしでも緩和し、安心してもらえるものと考えます。
鍼灸のみだけでなく、鍼灸あんま師が増えると社会的にも良いと感じています。
4年制ではなく、3年制というところに魅力を感じます。とても需要は高いと思います。
鍼灸手技療法学科の新設に際して大変な労力を必要としている状況かと思いますが、業界の発展と国民の健康増進の為の大きな一歩かと思います。益々のご発展をお祈り致します。
これからの医療は、総合医療が大切と思われま。介護、医療そして美容と広がり新たな「鍼灸手技療法学科」の開設は希望します。
高齢化社会が進むにあたり、社会的需要が高まる分野の職業であるから、貴校に優秀な人材を育成していただき、当院で多くの施術家に活躍いただけることを望みます。
短大にするのは遅いぐらいである。伝統のある赤門が率先して業界を発展させるためには、早期に四年制大学にして頂き大学院を設け研究施設を作り、伝統医学・統合療法の研究を勧めエビデンスを確立して頂きたい。「あん摩マッサージ指圧」が大学になるのは日本初なので、もっとアピールしていいのではないか。

仙台市における医療のあり方に関する検討会議の議論について (最終まとめ)

【本資料の位置づけ】

- 今後、高齢化の進行等により医療需要の一層の増加が見込まれる中、限りある医療資源の効果的、効率的な活用を図り、将来に亘り持続可能な医療提供体制を確保していくことがますます重要となります。
- 中長期的な視点からの医療提供体制の確保に向けて、令和4年5月より、「仙台市における医療のあり方に関する検討会議」(以下「検討会議」という。)において、仙台市における医療提供体制の現状と課題、並びに今後の対応の方向性の検討を行ってきました。
- 本資料は、これまでに計6回開催した検討会議での委員及びゲストのご意見を抜粋し、項目別に整理したものです。

◆開催実績

第1回	<p>日 時:令和4年5月19日(木)18:00～</p> <p>議 事:本市における医療の現状について 今後の協議の進め方について 医療機関等の現況調査について</p>
第2回	<p>日 時:令和4年7月11日(月)18:00～</p> <p>議 事:本市における地域医療・介護連携等について 医療機関等の現況調査に係る調査項目等について</p> <p>ゲ スト:社会福祉法人国見会くにもケアプランセンター所長(特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会仙台支部理事) 庵原真里氏 一般社団法人仙台市医師会理事(ひかりクリニック院長) 清治邦章氏 宮城県訪問看護ステーション連絡協議会会長(ないとうクリニック訪問看護ステーション管理者) 松浦千春氏</p>
第3回	<p>日 時:令和4年9月6日(火)18:00～</p> <p>議 事:仙台医療圏における地域医療について 救急医療(災害時医療含む)について</p> <p>ゲ スト:医療法人松田会松田病院地域医療連携室室長 伊藤貴枝氏 仙台市立病院救命救急センター長兼救急科部長 山内聡氏</p>
第4回	<p>日 時:令和4年11月7日(月)18:00～</p> <p>議 事:救急医療について 各政策医療に係る諸課題について</p> <p>ゲ スト:医療法人松田会松田病院地域医療連携室室長 伊藤貴枝氏 仙台市立病院救命救急センター長兼救急科部長 山内聡氏</p>
第5回	<p>日 時:令和4年12月9日(金)18:00～</p> <p>議 事:各政策医療について 議論の中間まとめについて</p>
第6回	<p>日 時:令和5年2月3日(金)18:00～</p> <p>議 事:議論のとりまとめについて</p>

1 救急医療

(1) 救急医療の入口対策～適切なトリアージと連携強化～

①#7119(おとな救急電話相談事業)、#8000(こども夜間安心コール事業)

○救急に関する問合せは昼間も来ているので、#7119の24時間化も検討すべき。【3】

○#8000や#7119は、急患センターに行くべきか、救急車を呼ぶべきかという相談窓口になっているので、三師会でも各医療機関に周知していきたい。実際、病院への問い合わせは多く、周知していくことで開業の先生の負担を減らすことにもつながるため、周知はぜひやっていきたい。【3】

○介護施設でも#7119を活用していくことでトリアージできれば、送り出し側から医療側の負担を減らせるのではないかと思う。【3】

○全体の医療を考えると、一次救急やオンライン診療で対応できる人については、#7119を利用してもらうことを啓発し、限られた医療資源を守っていくことについて市民に情報共有していく必要がある。【4】

○#7119の利用可能な時間が限られていることから、救急搬送件数に対する利用実績が他都市と比較して少ないので、急性期の負担軽減のためにも、24時間化を市や県にはぜひやってほしい。【5】

②初期救急と二次救急の連携

○一次、二次、三次と、それぞれの患者の病気の程度によって、患者を差配できるシステムを機能させるといった、救急の入口の改革も必要。【1】

○二次転送を考えれば、同一敷地内あるいは近隣に病院があることはメリットだと考える。成人に関しては、今後さらに高齢患者が増加してくるため、単一の病院だけですべて後方をカバーするのは困難だが、病院の近くにあれば融通が利くのは事実であろう。【3】

○救急の中で多くの割合を占めている一次救急の患者をケアできるシステムや、急患センターや北部急患診療所の機能といった施設・設備を確保することが大事。【4】

③病院群当番制事業

○病院群当番制事業について、インセンティブの出し方として担当日数で出すべきか、救急車の受入件数に応じて出すべきなのか等、インセンティブの使い方を効率的にした方がいい。【3】

○救急車の受け入れを頑張っている施設に補助金等でマンパワーの拡充をすることが大事。【3】

○制度創設の段階では、当番日を公表することが一番大きな転換点で、各当番病院は一般市民にアピールして患者を受け入れるという制度設計であったことから、ウォークインの患者数が多いのは当然の部分でもある。その中で救急車の受入件数に着目するなら、実績に応じたインセンティブはあり得るとも思う。【3】

(2) 救急医療の出口対策～役割分担の整理と後方支援体制強化～

①急性期病院と後方支援病院との連携

○慢性期病床の対象になるような患者が救急車で運ばれてくると収容せざるを得なくなり、

一旦入院するとその後の転院に時間を要するという現状がどこの病院でもある。急性期病床から回復期・慢性期病床への患者の流れがスムーズになれば、救急医療もさらに良いサイクルになる。【1】

- 救急車を受け初期診療を終えた後に、速やかに地域の医療機関で受け入れてもらい、抗生剤等の処置を翌日以降速やかにしてもらえる仕組み・体制ができない限り、平均在院日数の改善は見込めない。そういった連携体制を作るため、昨年から「仙台南地域の医療連携を考える会」を行っている。【3】
- 他政令市と比較すると、救急部門での在院日数が長く、回転率が上がっていないことも課題であり、回復期や慢性期の病床数が少ない中で、後方支援の体制を今後どう手厚くしていくかが重要。【3】
- 救急医療に対する役割分担をある程度明確にすることによって、各病院には自院がどのような機能を担うかをイメージしてもらうことが重要。【4】
- 地域包括ケアシステムの中に、急性期から回復期、在宅へ至る流れを組み込み、どのような業種が関わって連携をとっていくかという形を作る必要がある。【5】
- 仮に(宮城県が進める)4病院の再編がなされたとしても、仙台市内から新病院への救急車による救急搬送は限定的になると考えられる。【4】
- 仮に4病院の再編がなされた場合、救急受入件数増に対応するためには、後方病院を確保することが前提である。【4】
- 4病院再編に関して、一定の仮定下での試算では、疾患によって量的な違いはあるが、市内の他医療機関での救急受入件数は総じて増加する。【4】

②回復期病床

- 仙台市内に、三次救急で受け入れた患者を予約して早期に引き受けられる、回復期に特化したハブのような病院が必要ではないかと思う。【3】
- 後方支援を担う病院に対して、急性期病院からの患者を受け入れることによる、何らかのインセンティブがないと、役割としての依頼だけでは円滑な受け入れは難しい。【4】
- 仙台医療圏では慢性期・回復期の病院が圧倒的に足りなくて全国平均の半分ぐらいしかない。【4】
- 回復期の病院が一つの場に集まって、患者の受入体制を検討することも必要。【4】
- 現在の診療報酬体系においては、回復期病床には在宅復帰率のハードルが細かく設定され、回復期病床を持つ病院も受け入れた患者の行き先を意識しないわけにはいかないため、急性期病床からの患者を受け入れるにあたり、在宅復帰が見込まれない患者は、どの病院も受け入れにくい実情がある。【5】
- 公的病院は、民間に比べ金銭的優遇があり、東北労災病院を民間売却する選択肢もある中、公的病院が非課税のまま、組織体を維持するために機能転換するというのは、国民感情としては望ましくなく、公的病院をいかに整理し、民間病院ができる基盤をいかに作るのかという話が必要。【5】
- 回復期リハビリテーションの状況だけを見て、回復期の病床が充足しているという誤解を生みやすくなっており、例えば、誤嚥性肺炎の高齢者を多く受け入れる、地域包括ケア病床のような病床が足りないといった説明をきちんとしないと、誤解が解けないままとなってしまう。【5】

(3) DXを活用した救急医療の体制作り

- 消防庁が作成したアルゴリズムなどを用いて、救急電話相談のAI化を進めていければいい。【3】
- オンライン診療も積極的に活用できればいいと思う。【3】
- 応需に関する解決策として、救急隊から医療機関への照会をDX化し、救急搬送の効率化を図ることや、出口対策に関しても、後方支援に係る情報伝達をDX化し、情報共有をスムーズにすること等が挙げられる。【4】

(4) 救急医療に携わる人材不足も踏まえた対応

- 三次救急の病院は、亘理救急や黒川救急などの仙台市以外からの要請で患者を受け入れざるをえないので、医師だけでなく看護師のマンパワーの問題もあるうえ、医師の働き方改革が本格的になってきた場合、当直医をどう確保していくのかという課題もある。【1】
- 働き方改革が進む中で、昔は若い医師だけで回していたところにマンパワーを増やす必要があり、まず研修医に外科医・救急医を目指してもらう必要がある。【3】
- 二次救急の宿命ではあるが、応需しても専門医が不在で三次救急のような医療が提供できないならば、これもまた大きな問題。【4】
- 夜間帯は必ずしも全ての診療科で専門医がいるとは限らない中で、救急医や総合診療医の人材をいかに充実させていくかが重要。【4】
- 県が管理している自治医科大学の卒業生の進路は、現在、内科と整形外科のみなので、自治体医科大学を卒業した医師の推奨診療科の選択科目として、内科、整形外科のほかに救急科も加えてはどうか。【6】
- 県の役割としてお願いすることになると思うが、東北医科薬科大学の地域枠の学生に関しても、総合診療科、救急科という選択肢を提示してキャリアパスを明示する必要がある。【6】

2 地域医療・介護連携

(1) 在宅医療のすそ野の拡大、理解促進

①在宅医療のすそ野の拡大

- 今後は、外来を普通にやっている専門医療機関ではないクリニックに在宅医療をやってもらうこと、いわゆる「すそ野を広げる」という取り組みが必要。【2】
- 仙台市は、少ない医療機関の中で、在宅看取りが多く行われている。【2】
- 在宅医療のすそ野を広げるにあたっては、夜間等における患者の容体急変時の対応など、24時間体制をどのように整備するのか検討する必要がある。【2】
- 人材確保について、例えば医学部で、医者には往診医や地域の開業医などいろいろな道があることを示したほうがいい。【2】
- 在宅医療は、仙台市内でも、非常にできている地域と全くできてない地域があるので、実績ベースで公開すれば、その地域の住民の安心にも繋がる。【4】
- 日常生活圏域ごとに地域包括ケアシステムの進捗度合が異なるため、仙台市には、地域包括ケアシステムの推進の均てん化・すそ野の拡大に取り組んでもらいたい。【6】

②在宅医療に関する理解促進

- 地域包括ケアシステムの推進にあたっては、在宅医療のすそ野を広げることと、市民の理解の推進の2点がとても大事。【2】
- 亡くなることや病気をすることについて、潜在的に考えたくないという気持ちがあるため、啓発するのが難しいと思うが、仙台市および仙台市医師会で、市民や仙台市医師会の先生にもACPなどの啓発を続けていくことが重要。【2】
- ACPの認知度が低いのは、アドバンス・ケア・プランニングという横文字であることや災害時医療にBCPという似た用語があることでわかりづらくなっているからではないか。【5】
- 患者の移行等に関する意見のやり取りが行われる中で、地域包括ケアに対する意識がより強まっていけばと思う。【6】
- 医師の働き方改革、女性医師の比率の増加、そして労働人口が減少する一方で、医療需要は増えていくので、現場で働く労働力をいかに確保するかが重要になる。選択肢としては、医療機能の集約化、効率化の中で、地域で生活していくための流れを構築する以外になく、そのことを市民にも理解してもらう必要がある。【6】

(2) 患者情報等の共有

- 高齢者は、なかなか生活状況が伝わらないことが多いので、入退院時のように、ケアマネジャーと医師が共有できる情報シートがあれば、もう少し効率がよくなる。【2】
- 高度急性期、急性期の重症のところから、次の回復期、慢性期医療、在宅、居宅サービス、さまざまな段階に行く中で、医療あるいは介護の提供を受ける段階で、それぞれが知りたいと思っている情報の優先度が少しずつずれているのではないか。【2】
- 患者に付属する情報のうち、医療から介護の現場まで必要な情報を、共通のデータシートで受け渡していくことで、情報共有、あるいは理解を求めるための手がかりを得やすくなるのではないか。【2】
- 電子カルテの共有も進まない中、多職種でのツールの統一は本当に難しいだろう。【2】

○患者の生活環境などのデータについて、介護側や看護側からも把握しておきたいことを出し合い、簡単なチェックシートを作成していければいい。【2】

(3) 多職種間、並びに職種内連携の一層の推進

○在宅医療に関わる訪問看護師、ケアマネジャーなどに向けた口腔ケアに関する講習会の話がでており、講習を受けてもらうことで、よりスムーズに連携ができると考えている。【2】

○仙台市内には自発的にできた職種間連携が10個ぐらいあるので、そういった連携の会をもう一度市でリードして、大きな会や分科会などの場を提供してもらいたい。【2】

○訪問診療を行う先生が少ないのは、患者の急変時に往診してくれる先生も、自身が高齢になると、夜中に呼ばれて訪問するのが難しいという問題があるので、1人の医師で全部往診をやるのではなく、チームを組むことも必要。【2】

○開業の先生は、コロナ対応やワクチン・検査などを1人でやっているところが圧倒的に多いので、グループでというのも医療の情勢を考えると出てくるのではないか。【2】

○訪問歯科診療については、メンテナンスの問題などあるが、グループや地域で高価な機材を共有できて、患者に開放できる仕組みがあればいい。【2】

○個人開業医が多い中で、地域包括ケアの仕組みを機能させるためには、一人だけではなく、医師同士のグループも必要で、多職種の連携がないとうまくいかないだろう。【2】

○回復期病床から在宅や居住系サービスの施設に移ることを踏まえ、多職種が集まる定期的な話し合いの場やネットワークづくりに対し、行政の助力を頂きたい。【5】

○(宮城県が進める4病院再編について)市内2病院は、歯科における病診連携の拠点としての機能を果たしている。【4】

○特に仙台赤十字病院の周産期や人工透析、東北労災病院の整形外科など、現に高い診療実績を持つ領域について、両病院が地域の医療提供体制において重要な役割を果たしていることから、移転後の影響は大きい。【6】

○市内2病院が市外に移転する場合も想定した、将来を見据えた市内の医療提供体制について検討していく必要がある。【6】

3 周産期・小児医療

(1) 周産期医療提供体制の充実

- 晩婚化や高齢出産化により、今後さらにハイリスク妊娠や分娩が増えていくことが予想され、二次・三次医療機関でも今以上に高いレベルの診断や管理が求められる。【5】
- 三次医療機関で件数として対応しきれない、ハイリスク、ミドルリスク症例に対応するため、二次医療機関における機能強化の検討が必要となる。【5】
- 高齢出産によるハイリスク妊娠や分娩が増えていくことで、一次医療機関でもハイリスク妊娠に接する機会が増えてくる可能性があるため、二次・三次医療機関とのネットワークの更なる充実や、より高性能な検査機器を備えるなどの対応の必要性がある。【5】
- 高齢出産やハイリスクが増える中、出産できる施設の拠点化は避けられず、そこに人と資源を投入して、安全性を高めるのは当然の流れである。【6】

(2) 子育て世代医師の働き方支援などによる産科医の人材確保

- （「日本産科婦人科学会 性別年齢別会員数 2014 年 11 月現在」によると 40 歳以下の産科医の 7 割程度が女性で、子育て・出産で分娩を行わなくなっていくことから、施設や人を集約してやらざるをえない。【4】
- 産科医の労働環境に対して支援する必要がある、特に女性医師の労働環境を改善することが直近の課題である。【4】
- 産婦人科は女性医師の割合が増えており、今後、出産・子育てをしやすい労働環境を整えないと、集約化された病院でも人材確保は厳しいかもしれない。【5】

(3) 小児医療体制の充実

- 二次・三次救急の病院に、本来初期救急で診るべき軽症の患者が回ってきて、本来、二次・三次で診るべき患者の診療に支障を来たすケースが若干起こっている。【4】
- 小児科の初期救急が二次・三次施設と併設するメリットは重症患者を速やかに運べる点。【4】
- 医療的ケア児や重症心身障害児について、在宅で子どもたちを見る親を支える最終的な砦としての施設サービスの整備が必要。【4】
- 市内の医療的ケア児について把握して、今ある仕組みの中でどういう支援をしていくかを考えていく必要がある。【4】
- 子どもが少ない一方で医療は発達し、新生児の死亡率はきわめて低くなったことから、障害を抱えつつ、社会の中で生きていく小児が増えており、それを支える医療が必要。【5】
- 仙台赤十字病院及び東北労災病院は、小児科病院群輪番制事業の参加病院で、仮に再編がなされ、移転先の市外へ患者を搬送できなければ、小児医療への影響も大きい。【6】

(4) 小児在宅医療

- 小児在宅医並びにそれを目指す医師の数が少ないことが一番の課題。【6】
- 医学部の学生への教育の中に在宅医療の講義を行い診療に触れる機会を設けているが、後期研修医に(小児)在宅医を養成するためのトレーニングを取り入れることなど、(小児)在宅医を目指してもらうための検討が今後の課題。【6】

- 成人患者を診ている在宅の先生との間で、小児の分野で、例えば、中学生以上なら診られるなどの、情報交換や連携の構築などは必要かもしれない。【6】
- 医療的ケア児の課題として、在宅医療の体制が十分とは言えない点があり、福祉だけで解決できない課題に対し、具体的な医療との連携体制について議論する必要がある。【6】
- 医療的ケアが必要な小児に対する歯科医療について、どういったことができるのか、あるいはできないのかを検討しながら進めていく必要がある。【6】

4 災害時医療

(1) 災害時を想定した医療機関間の連携体制

- 基幹災害拠点病院である仙台医療センターがアクセスできない場合の対応も考えなければならない。【1】
- 災害発生直後に、どこの病院にどういう機能が残っているかという、病院間の連携がとれるようなシステムが必要で、災害時に備えて、病院間の情報交換をスムーズにできるような体制を作らなければならない。【1】
- 平時からの連携だけではなく、各病院がカバーすべきエリアや病院群を決めておいた方がよい。【4】
- 大規模災害発生時に活動できるようにするため、緊急電源を備え、複数人で経営する診療所が必要であり、こういった診療所は、JMAT を派遣する際の人材のプールとしても使えるようにしておく必要がある。【6】
- (宮城県が進める4病院再編について)市内2病院とも災害拠点病院であるが、地域の人口分布や、都市部特有の災害や事故、テロなどのリスクを考慮の上、適切な配置に向けた検討が必要である。【6】

5 新興感染症対策

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応経過を踏まえた対策

- 感染症対策について、仙台市は県と共同で病院長会議を開催し、努力目標としての確保病床数がある程度定めるなど、各病院のコロナ入院患者の可視化を行いながら対応してきた。【4】
- 今後のパンデミック・災害には行政側が早期に動き出せるよう、県と市の役割分担もしくは連携体制等を事前に協議しておく必要がある。【6】
- 新型コロナウイルス感染症への対応において生じた、仙台市内の入院医療体制のひっ迫や多数の救急搬送困難事例の発生などの、多くの課題も踏まえた検証が必要。【6】

学校法人赤門宏志学院

仙台赤門短期大学

理事長 坂本正憲 様

要 望 書

謹啓

私たち一般社団法人宮城県鍼灸マッサージ師会は東北地方にはり師・きゅう師・按摩マッサージ指圧師を養成する学科を短期大学に設立することを強く要望いたします。

貴学は1947年に専門学校を設立し、翌1948年に全国で初めて厚生大臣からの認定を受けた歴史を持っています。この長い伝統と経験を基に、専門学校から短期大学への転換を計画しております。

新学科の設置は、伝統医学と西洋医学の融合を目指し、国内外の医療と文化の変動に対応するために必要です。この転換により、研究活動が強化され、エビデンスに基づいた伝統医学の推進が期待されます。これは、はり師・きゅう師・按摩マッサージ指圧師の資格確立と地位向上に寄与し、高度な医療専門家の養成に繋がります。

この短期大学の新学科設置は、地域医療の充実と地域社会への貢献、日本の伝統医学の普及と継承に寄与すると共に、宮城県ひいては東北のはり師・きゅう師・按摩マッサージ指圧師の業界の発展に多大な貢献があります。これらの理由から私たちは新学科の設置を強く支持し、その実現に向けてのご協力をいたします。

敬具

令和6年2月10日

一般社団法人宮城県鍼灸マッサージ師会

〒981-3225

宮城県仙台市泉区福岡字岳山7-37

会 長 金 澤 秀 紀



学校法人赤門宏志学院
仙 台 赤 門 短 期 大 学
理 事 長 坂 本 正 憲 殿

要 望 書

謹啓

私たち、公益社団法人宮城県鍼灸師会は、東北地方に設置予定のはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師養成課程の仙台赤門短期大学学科設置について、業界として強い支持を表明いたします。貴校の専門学校から短期大学への移行は、医療業界における革新的な進展であり、私たちの業界にとって重要な節目となります。

新設される学科により、伝統医療と現代医学の統合が促進され、医療の国際化に適応するための重要なステップとなります。この学科は、研究と実践を重視し、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師としての資格と地位を高め、医療専門家の質を向上させる役割を果たすと信じています。

私たちは、この短期大学が地域の医療サービスの向上、地域社会への貢献、そして日本の伝統医療の保全と普及に大きく寄与すると確信しております。そのため、業界団体としてこの取り組みを全力で支援し、その実現に向けて協力してまいります。

敬具

令和6年1月31日

〒989-3122

宮城県仙台市青葉区栗生 4-15-10

公益社団法人宮城県鍼灸師会

会長 稲井 一吉



学校法人赤門宏志学院
仙台赤門短期大学
鍼灸手技療法学科
理事長 坂本正憲

要望書

私たち東北鍼灸マッサージ師会連合会は、東北地方にはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師を養成する短期大学の学科の設置を強く要望します。貴学の専門学校から短期大学への転換は、東北地方のはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の発展に寄与します。

現在は、東北地方には、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の大学、短大がありません。新学科が誕生することで、新学科で学んだ卒業生が、各東北地方の地元に戻り、治療院、介護分野、スポーツ分野、病院分野等で地域医療を支えています。東北地方地域の鍼、灸、あん摩マッサージ指圧師会の活性化に繋がります。

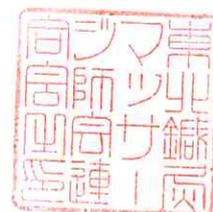
私たち当連合会と貴学を共同開催で、鍼、灸、あん摩マッサージ指圧師の対象の学術大会を今後検討しております。

私たち業界団体は、この新しい取り組みを全面的に支持し、その成功に向けて協力していく所存です。新学科設立が東北地方の鍼、灸、あん摩マッサージ指圧師業界に必要です。

敬具

令和 6年 2月 26日

東北鍼灸マッサージ師会連合会
会長 佐々木実



学校法人赤門宏志学院
仙台赤門短期大学
鍼灸手技療法学科
理事長 坂本 正憲 様

要 望 書

私たち公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会東北地区は、東北地方に鍼灸あん摩マッサージ指圧師を養成する短期大学の学科の設置を支持しております。貴学の専門学校から短期大学への転換は、業界の未来にとって重要な一歩と考えています。

新学科の設置は、伝統医学と現代医学の融合を図り、国内外の医療文化の変動に対応するため不可欠です。この学科により、研究活動が強化され、エビデンスに基づいた医療の推進が期待されます。これは、鍼灸あん摩マッサージ指圧師の資格確立と地位向上に大いに貢献し、専門性の高い医療資格者の養成につながると確信しています。

私たちは、この短期大学の学科の設置が、地域医療の充実および社会への貢献、そして伝統的な日本の治療法の普及と継承に寄与すると共に、国際的な視野を持った医療専門家の育成に貢献することを強く期待しています。私たちは、この新しい取り組みを全面的に支持すると共に貴学と連携を図り、その成功に向けて協力していく所存です。

令和6年2月29日

公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会東北地区

理 事 及川 清隆



教員名	学年	科目	ナンバリングコード	ディプロマポリシー					
				1.専門的知識・実践臨床力	2.コミュニケーション能力	3.医療連携と地域への貢献	4.論理的な治療への向上心	5.医療人の倫理観と品位	6.基礎的な研究法の知識
宮本俊和	1年	健康と運動	A M T _ B F _ 1114	◎		◎	◎		
	1年	東洋医学概論	A M T _ F S _ 1410	◎			◎		
	2年	スポーツ鍼灸手技療法実技Ⅰ	A M T _ F S _ 4750	◎			◎		
	3年	スポーツ鍼灸手技療法実技Ⅱ	A M T _ F S _ 4760	◎			◎		
	3年	デジタルサイエンス伝統医療（入門）	A M T _ F S _ 6920	◎			◎		◎
岩昌宏	1年	経絡経穴概論Ⅰ	A M T _ F S _ 1420	◎			◎		
	1年	経絡経穴概論Ⅱ	A M T _ F S _ 1430	◎			◎		
	2年	鍼灸臨床基礎実習	A M T _ F S _ 4770	◎			◎		
	3年	鍼灸臨床応用実習	A M T _ F S _ 4780	◎			◎		
	3年	ヘルスプロモーション鍼灸学	A M T _ F S _ 6910	◎			◎		
	3年	鍼灸手技療法経営論	A M T _ F S _ 6970	◎			◎		
	3年	デジタルサイエンス伝統医療（入門）	A M T _ F S _ 6920	◎			◎		◎
吉川恵士	1年	手技療法応用実技Ⅱ	A M T _ F S _ 6940	◎			◎		
	3年	通電療法	A M T _ F S _ 6960	◎			◎		
國分壮一	1年	解剖学Ⅰ	A M T _ S F _ 1110	◎			◎		
	1年	解剖学Ⅱ	A M T _ S F _ 1120	◎			◎		
	2年	東洋医学診断法	A M T _ F S _ 2520	◎			◎		
	2年	東洋医学臨床論Ⅰ	A M T _ F S _ 2530	◎			◎		
浦山久嗣	2年	経絡治療Ⅰ	A M T _ F S _ 2560	◎			◎		
	3年	経絡治療Ⅱ	A M T _ F S _ 2570	◎			◎		
渡部正司	2年	鍼灸理論	A M T _ F S _ 1450	◎			◎		
	2年	東洋医学各論	A M T _ F S _ 2510	◎			◎		
	3年	疼痛学	A M T _ F S _ 2580	◎			◎		
糟谷俊彦	2年	按摩マッサージ指圧理論	A M T _ F S _ 1440	◎			◎		
	1年	手技療法基礎実技Ⅱ（マッサージ）	A M T _ F S _ 4720	◎			◎		
	1年	手技療法基礎実技Ⅲ（指圧）	A M T _ F S _ 4730	◎			◎		
	3年	関節モビライゼーション・操体法	A M T _ F S _ 6950	◎			◎		
武藤永治	1年	手技療法基礎実技Ⅰ（按摩）	A M T _ F S _ 4710	◎			◎		
	2年	手技療法応用実技Ⅰ	A M T _ F S _ 6930	◎			◎		
	3年	看護学と東洋医学連携論	A M T _ F S _ 3610			◎			
川嶋睦子	2年	東洋医学臨床論Ⅱ	A M T _ F S _ 2540	◎			◎		
	3年	東洋医学臨床論Ⅲ	A M T _ F S _ 2550	◎			◎		
	1年	鍼灸基礎実技	A M T _ F S _ 4740	◎			◎		
全基幹教員	1年	プライマリーセミナー	A M T _ B F _ 1015					◎	◎
	2年	アドバンスセミナーⅠ	A M T _ B F _ 1016					◎	◎
	3年	アドバンスセミナーⅡ	A M T _ B F _ 1017			◎		◎	◎
	1年	臨床実習Ⅰ	A M T _ F S _ 5810	◎	◎		◎	◎	◎
	2年	臨床実習Ⅱ	A M T _ F S _ 5820	◎	◎		◎	◎	◎
	2年	臨床実習Ⅲ	A M T _ F S _ 5830	◎	◎		◎	◎	◎
	3年	臨床実習Ⅳ	A M T _ F S _ 5840	◎	◎		◎	◎	◎

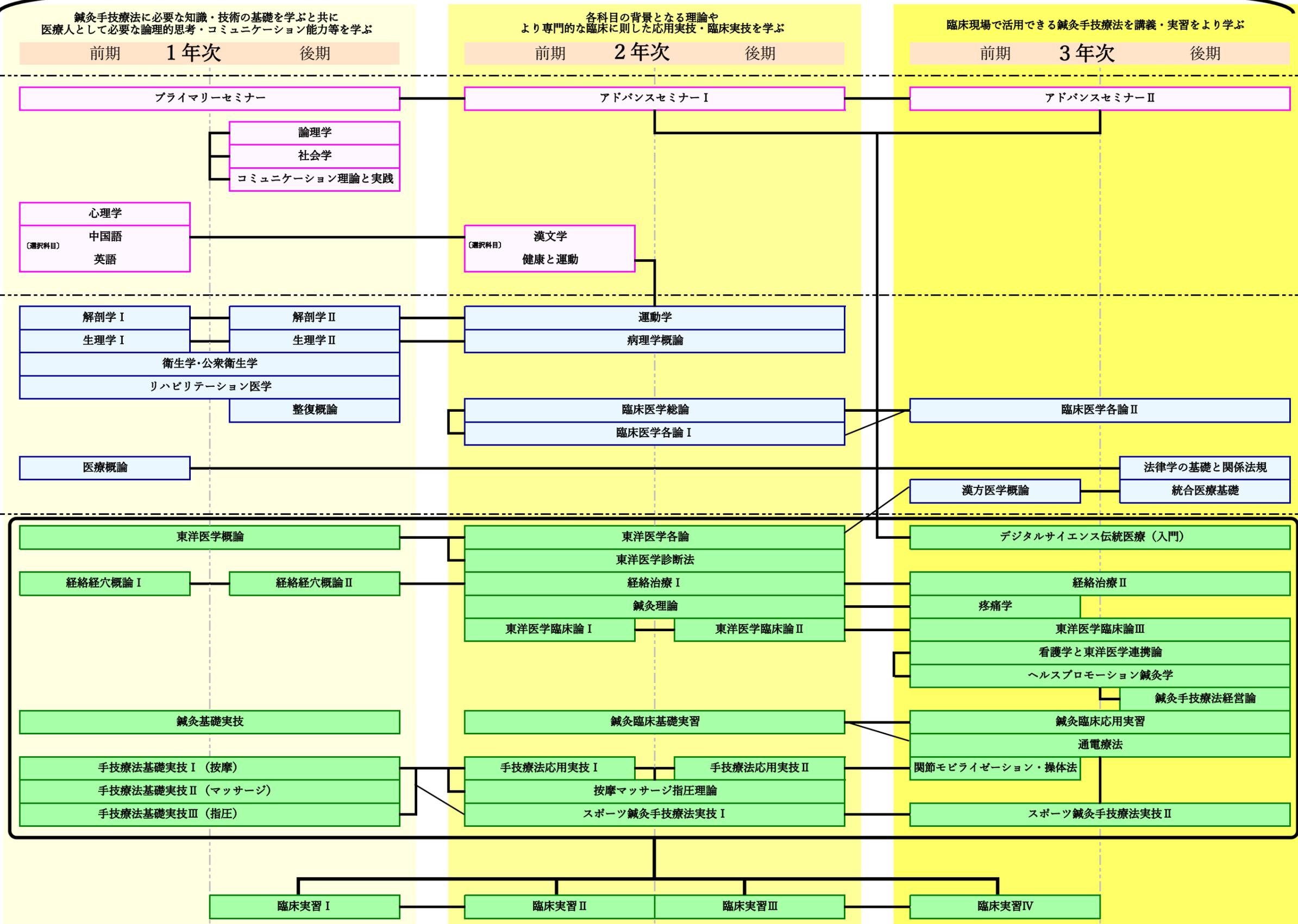
C
P

① 段階的、系統的カリキュラム ② コミュニケーション能力と専門的知識の修得 ③ 他職種との連携 ④ 専門的・実践的な臨床能力の修得 ⑤ 医療人としての倫理観と品位 ⑥ 基礎的な研究法の知識 ⑦ 学修成果の評価

DP

⑤ ③ ①
医 看 専
療 護 門
人 と の 職 的
の 知 識
の 連 携 と
倫 理 地 域 的
観 と 社 会 能
位 へ の 貢 献

⑥ ④ ②
基 礎 的 な 研 究 法 の 知 識
論 理 的 な 説 明 能 力 と 治 療 方 法 に 対 す る 向 上 心
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 能 力 と 専 門 的 知 識 を 伝 え る 能 力



基礎分野

医療人として必要な科目

専門基礎分野

鍼灸手技療法を行う上で必要な基礎科目

専門分野

東洋医学鍼灸手技療法の知識・技術習得に必要な科目
鍼灸手技療法の臨床に則した科目

教育課程と認定規則との対比表

教育課程表							指定規則の教育内容					別表第一（第二条及び第五条関係）							計
							基礎分野		専門基礎分野			専門分野							
区分	授業科目	配当年次	授業回数	単位		1単位あたりの時間数	科学的思考の基盤・人間と生活	人体の構造と機能	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧の理念	基礎あん摩マツサージ指圧学	臨床あん摩マツサージ指圧学	社会あん摩マツサージ指圧学	実習	臨床実習	総合領域			
				単位	選択												14	12	12
基礎分野	心理学	1前	15	2		15	○												
	論理学	1後	15	2		15	○												
	社会学	1後	15	2		15	○												
	中国語	1前	15		2	15	○												
	英語	1前	15		2		○												
	漢文学	2前	15		2	15	○												
	健康と運動	2前	15		2	15	○												
	コミュニケーション理論と実践	1後	15	1		15	○												
	プライマリーセミナー	1通	25	2		15	○												
	アドバンスセミナーⅠ	2通	21	2		15	○												
	アドバンスセミナーⅡ	3通	15	2		15	○												
	(小計)			13	8														
専門基礎分野	解剖学Ⅰ	1前	45	3		15		○											
	解剖学Ⅱ	1後	45	3		15		○											
	生理学Ⅰ	1前	30	2		15		○											
	生理学Ⅱ	1後	30	2		15		○											
	運動学	2通	30	2		15		○											
		(小計)			12	150													
	衛生学・公衆衛生学	1通	30	2		15													
	病理学概論	2通	30	2		15		○											
	リハビリテーション医学	1通	30	2		15		○											
	臨床医学総論	2通	30	2		15		○											
	臨床医学各論Ⅰ	2通	30	2		15		○											
臨床医学各論Ⅱ	3通	30	2		15		○												
	(小計)			12															
基礎分野	医療概論	1前	15	1		15			○										
	法律学の基礎と関係法規	3後	15	1		15			○										
	漢方医学概論	3前	15	1		15			○										
	統合医療基礎	3後	15	1		15			○										
	整復概論	1後	15	1		15			○										
	(小計)			5															
基礎分野	東洋医学概論	1通	30	2		15				○									
	経絡経穴概論Ⅰ	1前	30	2		15				○									
	経絡経穴概論Ⅱ	1後	15	1		15				○									
	按摩マッサージ指圧理論	2通	30	2		15				○									
	鍼灸理論	2通	30	2		15				○									
	(小計)			9															
臨床分野	東洋医学各論	2通	30	2		15					○								
	東洋医学診断法	2通	30	2		15					○								
	東洋医学臨床論Ⅰ	2前	30	2		15					○								
	東洋医学臨床論Ⅱ	2後	30	2		15					○								
	東洋医学臨床論Ⅲ	3通	30	2		15					○								
	経絡治療Ⅰ	2通	30	2		15					○								
	経絡治療Ⅱ	3通	30	2		15					○								
疼痛学	3前	15	1		15					○									
	(小計)			15															

教育課程表		指定規則の教育内容					別表第一（第二条及び第五条関係）										計	
							基礎分野	専門基礎分野				専門分野						
区分	授業科目	配当年次	授業回数	単位		1単位あたりの時間割	科学的思考の基盤・人間と生活	人体の構造と機能	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	保健医療福祉とあん摩マツサージの理念	基礎あん摩マツサージ・指圧学	臨床あん摩マツサージ・指圧学	社会あん摩マツサージ学	実習	臨床実習	総合領域		
				単位	選択													14
専門分野	看護学と東洋医学連携論	3通	30	2		15							○				2	
	(小計)			2														
	実習	手技療法基礎実技Ⅰ（按摩）	1通	30	2		15							○				20
		手技療法基礎実技Ⅱ（マッサージ）	1通	30	2		15							○				
		手技療法基礎実技Ⅲ（指圧）	1通	30	2		15							○				
		鍼灸基礎実技	1通	30	2		15							○				
		スポーツ鍼灸手技療法実技Ⅰ	3通	60	4		15							○				
		スポーツ鍼灸手技療法実技Ⅱ	3通	60	4		15							○				
		鍼灸臨床基礎実習	2通	30	2		15							○				
		鍼灸臨床応用実習	3通	30	2		15							○				
	(小計)			20														
	臨床実習	臨床実習Ⅰ	1前	23	1		45									○		4
		臨床実習Ⅱ	2前	23	1		45									○		
		臨床実習Ⅲ	2後	23	1		45									○		
		臨床実習Ⅳ	3前	23	1		45									○		
	(小計)			4														
	総合領域	ヘルスプロモーション鍼灸学	3通	30	2		15										○	10
		デジタルサイエンス伝統医療（入門）	3通	30	2		15										○	
		手技療法応用実技Ⅰ	2前	15	1		15										○	
		手技療法応用実技Ⅱ	2後	15	1		15										○	
関節モビライゼーション・操体法		3前	15	1		15										○		
通電療法		3通	30	2		15										○		
鍼灸手技療法経営論		3後	15	1		15										○		
(小計)			10															
合計(60科目)				102	8													

鍼灸手技療法学科 新入生各位

学校法人 赤門宏志学院
仙台赤門短期大学
鍼灸手技療法学科

入学前学習について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。この度はご入学おめでとうございます。

さて、新入生の皆様が入学までの期間を利用して予習いただけるよう“入学前学習プリント”を用意しました。このプリントの語句を覚えておくだけで、今後の授業が理解しやすくなる内容となっておりますので、ご活用ください。

立派な医療人になれるよう頑張ってください。

敬具

記

1. 入学前学習用プリント

- (1) 「解剖学 骨編」
- (2) 「経穴書き取り練習用紙」
- (3) 「流注図」（経穴の部位の概要図）

2. 予習ポイント

- (1) 「解剖学 骨編」
各骨の漢字と読みを覚えましょう。
- (2) 「経穴書き取り練習用紙」
経穴の右側の空欄に、「とめ」、「はね」、「はらい」に気を付け、楷書で漢字の書き取りを5回行いましょう。
- (3) 「流注図」（経穴の部位の概要図）
経穴のおおよその位置をイメージするのにお使いください。

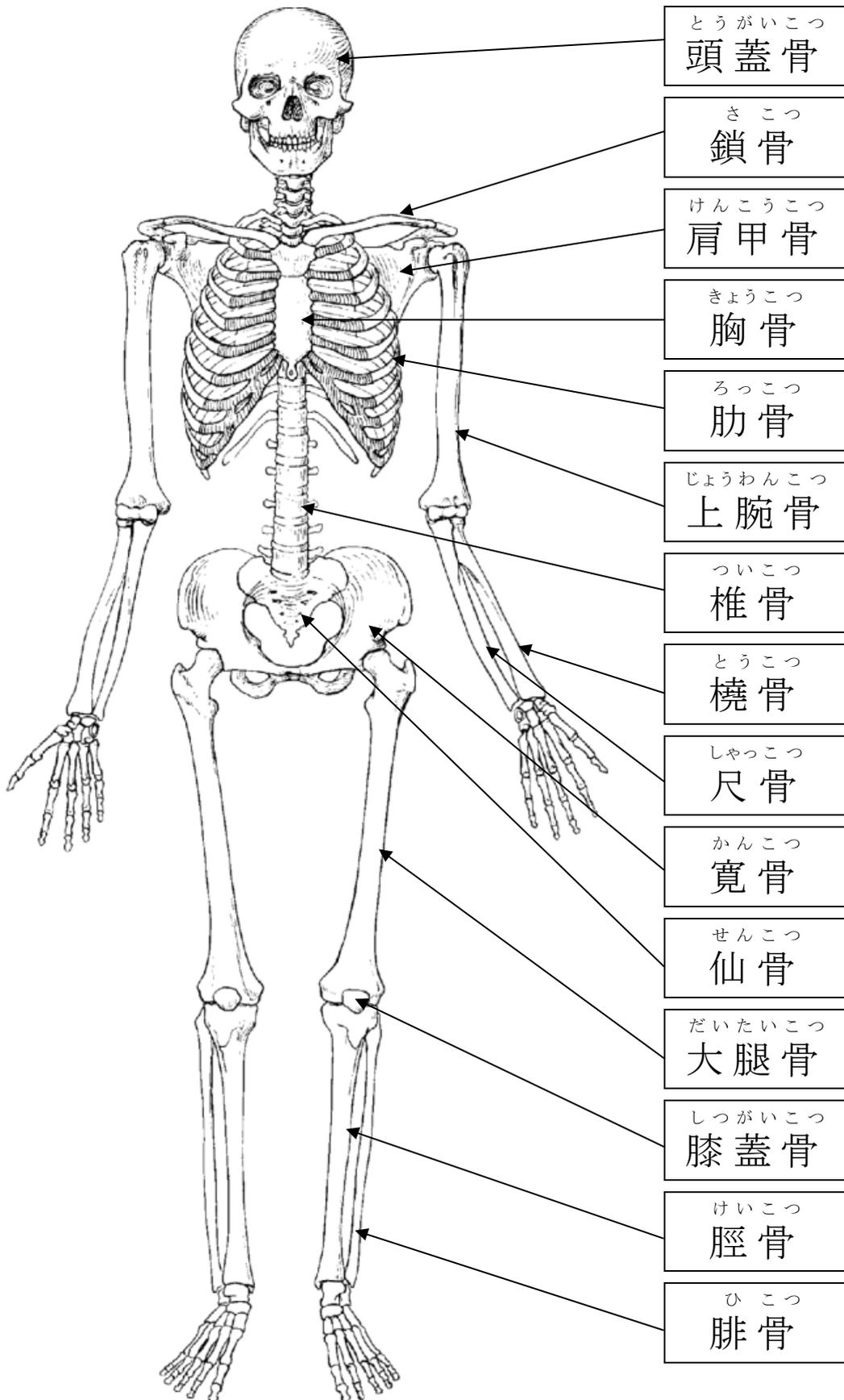
以上

入学前学習プリント

解剖学
(骨編)

仙台赤門短期大学 鍼灸手技療法学科

全身の主な骨



◎ 全身の骨格

とうがいこつ

1. 頭蓋骨

のうとうがい

1) 脳頭蓋

(1) 前頭骨

(2) 頭頂骨

(3) 側頭骨

(4) 後頭骨

(5) 篩骨

(6) 蝶形骨

がんめんとうがい

2) 顔面頭蓋

じょうがくこつ

(1) 上顎骨

きょうこつ

(2) 頬骨

るいこつ

(3) 涙骨

びこつ

(4) 鼻骨

かびこうかい

(5) 下鼻甲介

じょこつ

(6) 鋤骨

こうがいこつ

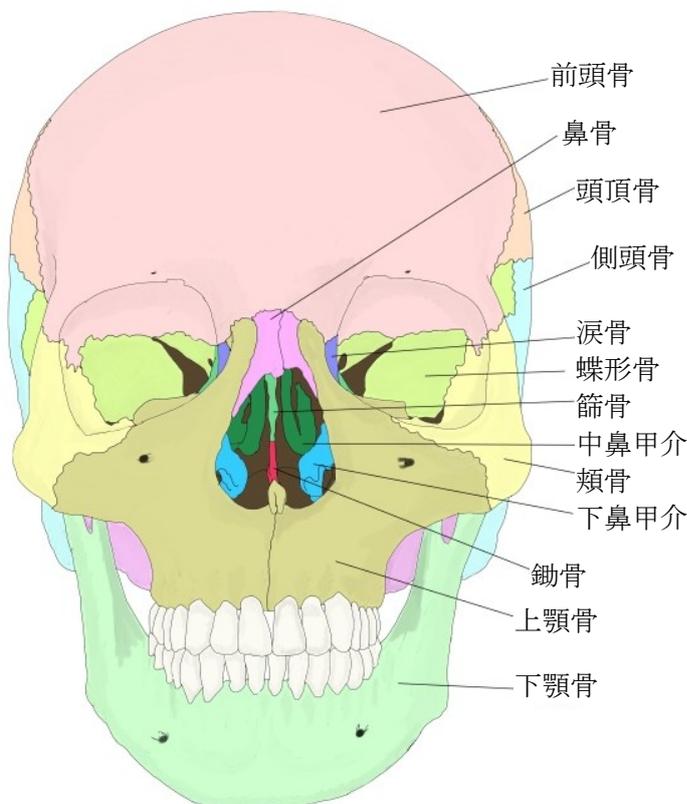
(7) 口蓋骨

かがくこつ

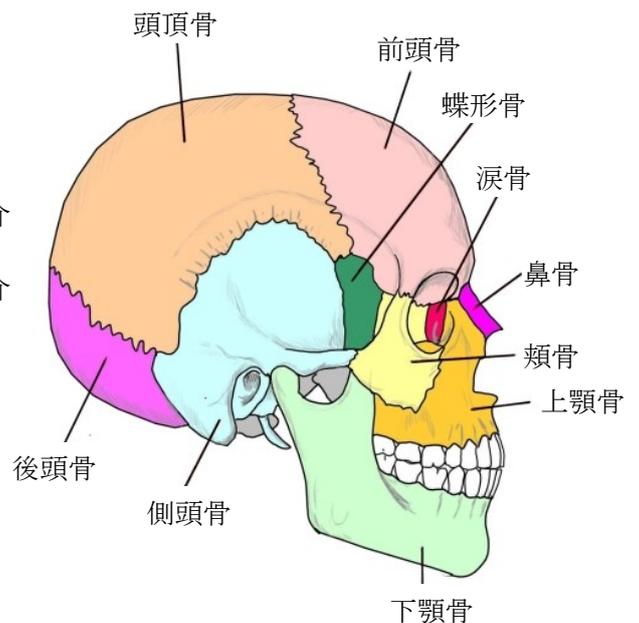
(8) 下顎骨

ぜっこつ

(9) 舌骨



頭蓋前面



頭蓋右側面

せきちゅう
2. 脊柱

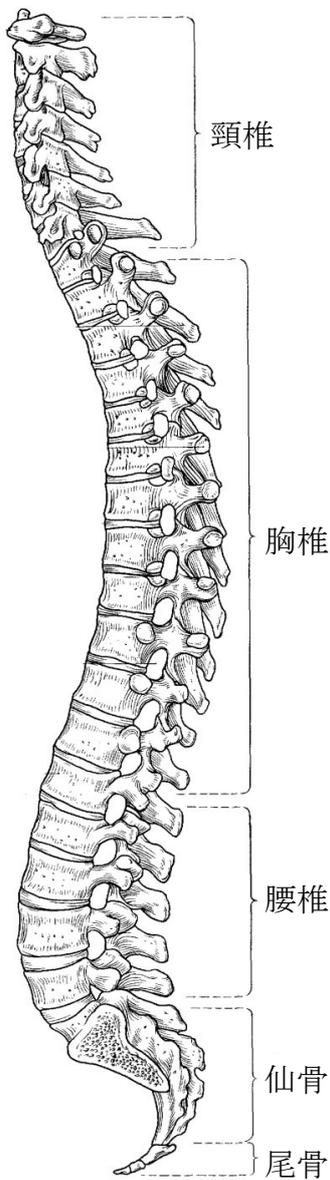
けいつい
1) 頸椎

きょうつい
2) 胸椎

ようつい
3) 腰椎

せんこつ
4) 仙骨

びこつ
5) 尾骨



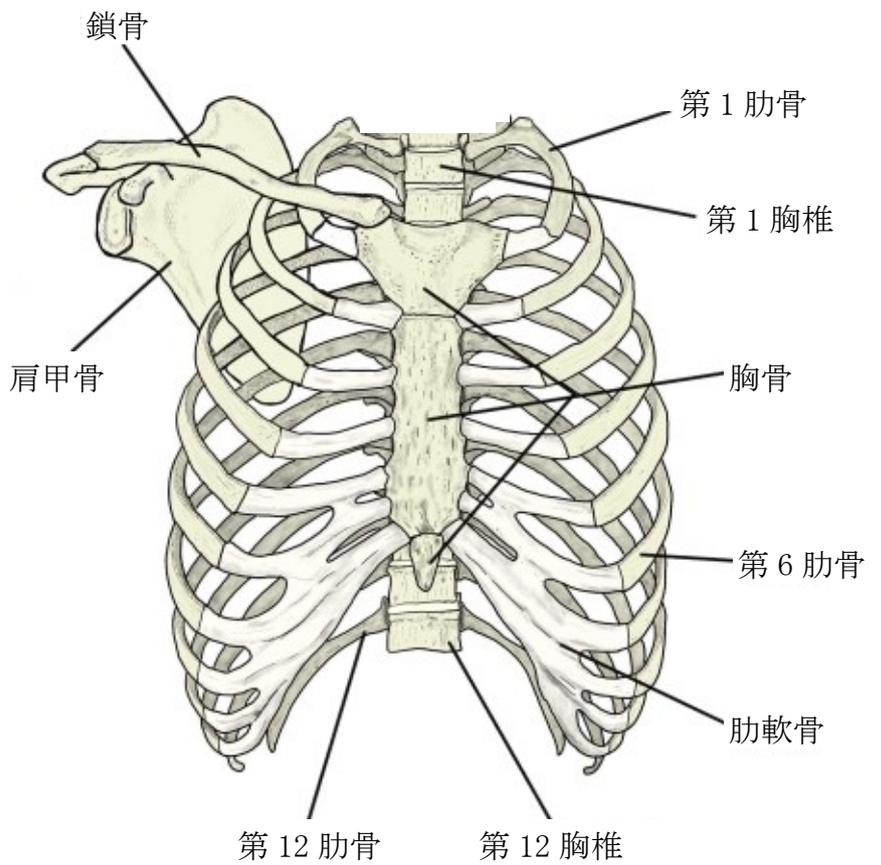
脊柱左側面

きょうかく
3. 胸郭

きょうこつ
1) 胸骨

ろっこつ
2) 肋骨

きょうつい
3) 胸椎



胸郭と上肢帯の骨

じょうし こっかく
4. 上肢の骨格

じょうし たい
1) 上肢帯

さこつ
(1) 鎖骨

けんこうこつ
(2) 肩甲骨

2) 自由上肢骨

(1) 上腕骨

(2) 橈骨

(3) 尺骨

(4) 手根骨

① 舟状骨

② 月状骨

③ 三角骨

④ 豆状骨

⑤ 大菱形骨

⑥ 小菱形骨

⑦ 有頭骨

⑧ 有鈎骨

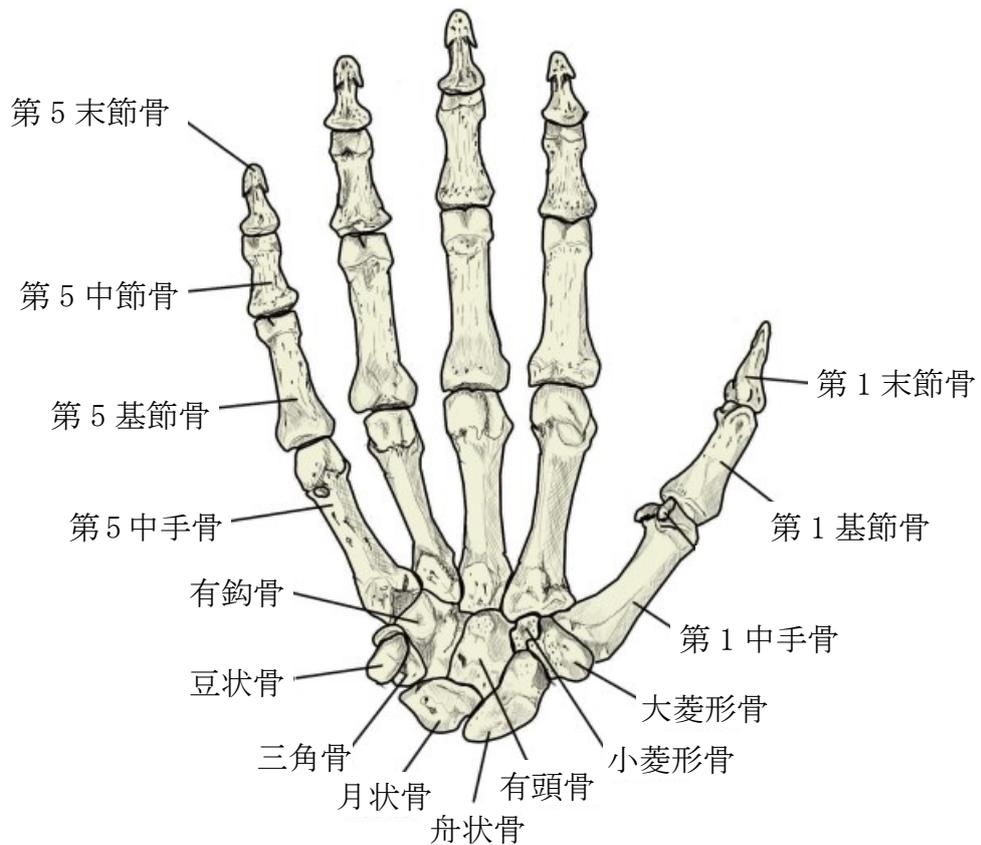
(5) 中手骨

(6) 指骨

① 基節骨

② 中節骨

③ 末節骨



右側手掌面

5. 下肢の骨格

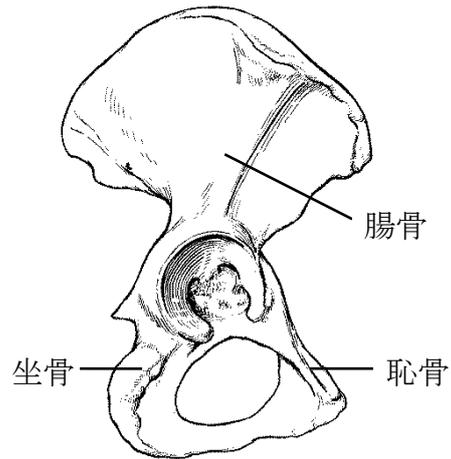
1) 下肢帯

(1) 寛骨

① 腸骨

② 坐骨

③ 恥骨



右寛骨外側面

2) 自由下肢骨

(1) 大腿骨

(2) 膝蓋骨

(3) 脛骨

(4) 腓骨

(5) 足根骨

① 距骨

② 踵骨

③ 舟状骨

④ 内側楔状骨

⑤ 中間楔状骨

⑥ 外側楔状骨

⑦ 立方骨

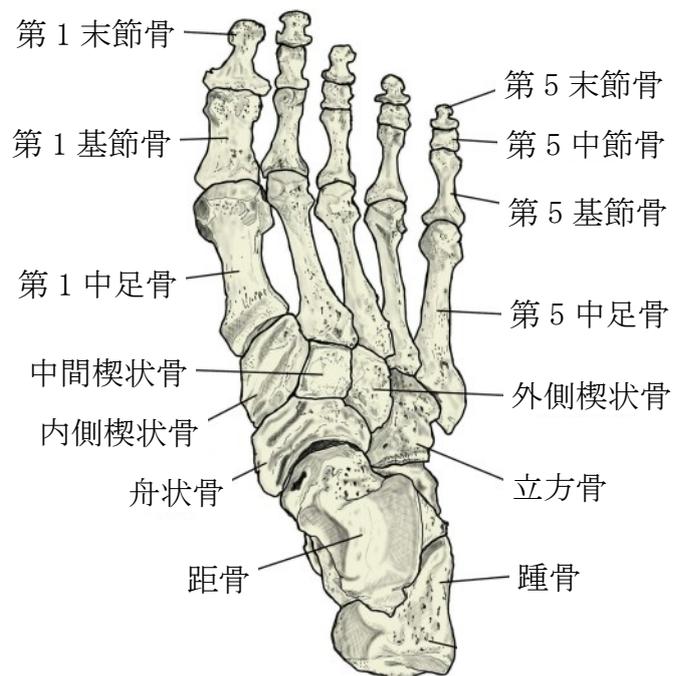
(6) 中足骨

(7) 指骨

① 基節骨

② 中節骨

③ 末節骨



右側足背面

○手の太陰肺経（てのたいいんはいけい）

ちゅう ふ 中 府					
うん もん 雲 門					
てん ぶ 天 府					
きょう はく 俠 白					
しゃく たく 尺 沢					
こう さい 孔 最					
れつ けつ 列 欠					
けい きよ 経 渠					
たい えん 太 淵					
ぎよ さい 魚 際					
しょう しょう 少 商					

○手の陽明大腸経（てのようめいだいちょうけい）

しょう よう 商 陽					
じ かん 二 間					
さん かん 三 間					
ごう こく 合 谷					
よう けい 陽 溪					
へん れき 偏 歴					
おん る 温 溜					
げ れん 下 廉					
じょう れん 上 廉					
て さん り 手 三里					
きよく ち 曲 池					

ちゅう りょう 肘 髎					
て ご り 手五里					
ひ じゅ 臂 臑					
けん ぐう 肩 髃					
こ こつ 巨 骨					
てん てい 天 鼎					
ふ とつ 扶 突					
か りょう 禾 髎					
げい こう 迎 香					

○足の陽明胃経 (あしのようめいいけい)

しょう きゅう 承 泣					
し はく 四 白					
こ りょう 巨 髎					
ち そう 地 倉					
だい げい 大 迎					
きょう しゃ 頰 車					
げ かん 下 関					
ず い 頭 維					
じん げい 人 迎					
すい とつ 水 突					
き しゃ 氣 舍					
けつ ほん 欠 盆					
き こ 氣 戸					
こ ぼう 庫 房					

おく えい 屋 翳					
よう そう 膺 窓					
にゅう ちゅう 乳 中					
にゅう こん 乳 根					
ふ よう 不 容					
しょう まん 承 満					
りょう もん 梁 門					
かん もん 関 門					
たい いつ 太 乙					
かつ にく もん 滑 肉 門					
てん すう 天 枢					
がい りょう 外 陵					
だい こ 大 巨					
すい どう 水 道					
き らい 帰 来					
き しょう 气 衝					
ひ かん 髀 関					
ふく と 伏 兔					
いん し 陰 市					
りょう きゅう 梁 丘					
とく び 犢 鼻					
あし さん り 足 三里					
じょう こ きょ 上 巨 虚					
じょう こう 条 口					

げ こ きよ 下 巨 虚					
ほう りゆう 豊 隆					
かい けい 解 溪					
しょう よう 衝 陽					
かん こく 陷 谷					
ない てい 内 庭					
れい だ 厲 兌					

○足の太陰脾経 (あしのたいいんひけい)

いん ぱく 隠 白					
だい と 大 都					
たい はく 太 白					
こう そん 公 孫					
しょう きゅう 商 丘					
さん いん こう 三 陰 交					
ろう こく 漏 谷					
ち き 地 機					
いん りょう せん 陰 陵 泉					
けつ かい 血 海					
き もん 箕 門					
しょう もん 衝 門					
ふ しゃ 府 舎					
ふつ けつ 腹 結					
だい おう 大 横					
ふく あい 腹 哀					

しょく とく 食 寶					
てん けい 天 溪					
きょう きょう 胸 郷					
しゅう えい 周 榮					
だい ほう 大 包					

○手の少陰心経 (てのしょういんしんけい)

きよく せん 極 泉					
せい れい 青 靈					
しょう かい 少 海					
れい どう 靈 道					
つう り 通 里					
いん げき 陰 郄					
しん もん 神 門					
しょう ふ 少 府					
しょう しょう 少 衝					

○手の太陽小腸経 (てのたいようしょうちょうけい)

しょう たく 少 沢					
ぜん こく 前 谷					
こう けい 後 溪					
わん こつ 腕 骨					
よう こく 陽 谷					
よう ろう 養 老					
し せい 支 正					
しょう かい 小 海					

けん てい 肩 貞					
じゅ ゆ 臑 兪					
てん そう 天 宗					
へい ふう 秉 風					
きょく えん 曲 垣					
けん がい ゆ 肩 外 兪					
けん ちゅう ゆ 肩 中 兪					
てん そう 天 窓					
てん よう 天 容					
けん りょう 髎 髎					
ちょう きゅう 聴 宮					

○足の太陽膀胱経 (あしのたいようぼうこうけい)

せい めい 睛 明					
さん ちく 攢 竹					
び しょう 眉 衝					
きょく さ 曲 差					
ご しょ 五 処					
しょう こう 承 光					
つう てん 通 天					
らっ きやく 絡 却					
ぎょく ちん 玉 枕					
てん ちゅう 天 柱					
だい じょ 大 杼					
ふう もん 風 門					

はい ゆ 肺 兪					
けつ いん ゆ 厥 陰 兪					
しん ゆ 心 兪					
とく ゆ 督 兪					
かく ゆ 膈 兪					
かん ゆ 肝 兪					
たん ゆ 胆 兪					
ひ ゆ 脾 兪					
い ゆ 胃 兪					
さん しょう ゆ 三 焦 兪					
じん ゆ 腎 兪					
き かい ゆ 氣 海 兪					
だい ちょう ゆ 大 腸 兪					
かん げん ゆ 関 元 兪					
しょう ちょう ゆ 小 腸 兪					
ぼう こう ゆ 膀 胱 兪					
ちゅう りよ ゆ 中 膂 兪					
はっ かん ゆ 白 環 兪					
じょう りょう 上 膠					
じ りょう 次 膠					
ちゅう りょう 中 膠					
げ りょう 下 膠					
え よう 会 陽					
しょう ふ 承 扶					

いんもん 殷門					
ふげき 浮郄					
いよう 委陽					
いちゅう 委中					
ふぶん 附分					
はっこ 魄戸					
こうこう 膏肓					
しんどう 神堂					
いき 臆譚					
かくかん 膈関					
こんもん 魂門					
ようこう 陽綱					
いしゃ 意舍					
いそう 胃倉					
こうもん 肓門					
ししつ 志室					
ほうこう 胞肓					
ちっぺん 秩辺					
ごうよう 合陽					
しょうきん 承筋					
しょうざん 承山					
ひよう 飛揚					
ふよう 跗陽					
こんろん 崑崙					

ぼく しん 僕 参					
しん みやく 申 脈					
きん もん 金 門					
けい こつ 京 骨					
そつ こつ 束 骨					
あし つう こく 足 通 谷					
し いん 至 陰					

○足の少陰腎経（あしのしょういんじんけい）

ゆう せん 湧 泉					
ねん こく 然 谷					
たい けい 太 溪					
だい しょう 大 鍾					
すい せん 水 泉					
しょう かい 照 海					
ふく りゆう 復 溜					
こう しん 交 信					
ちく ひん 築 賓					
いん こく 陰 谷					
おう こつ 横 骨					
だい かく 大 赫					
き けつ 气 穴					
し まん 四 満					
ちゅう ちゅう 中 注					
こう ゆ 盲 兪					

しょう きょく 商 曲					
せき かん 石 関					
いん と 陰 都					
はら つう こく 腹 通 谷					
ゆう もん 幽 門					
ほ ろう 歩 廊					
しん ぼう 神 封					
れい きょ 霊 墟					
しん ぞう 神 蔵					
いく ちゅう 彳 中					
ゆ ふ 兪 府					

○手の厥陰心包経 (てのけついんしんぼうけい)

てん ち 天 池					
てん せん 天 泉					
きょく たく 曲 沢					
げき もん 郄 門					
かん し 間 使					
ない かん 内 関					
だい りょう 大 陵					
ろう きゅう 劳 宮					
ちゅう しょう 中 衝					

○手の少陽三焦経 (てのしょうようさんしょうけい)

かん しょう 関 衝					
えき もん 液 門					

ちゅう しょ 中 渚					
よう ち 陽 池					
がい かん 外 関					
し こう 支 溝					
え そう 会 宗					
さん よう ちく 三 陽 絡					
し とく 四 瀆					
てん せい 天 井					
せい れい せん 清 冷 淵					
しょう れき 消 瀌					
じゅ え 臑 会					
けん りょう 肩 髎					
てん りょう 天 髎					
てん ゆう 天 牖					
えい ふう 翳 風					
けい みやく 瘵 脈					
ろ そく 頤 息					
かく せん 角 孫					
じ もん 耳 門					
わ りょう 和 髎					
し ちく くう 糸 竹 空					

○足の少陽胆経（あしのしょうようたんけい）

どう し りょう 瞳 子 髎					
ちよう え 聴 会					

じょう かん 上 関					
がん えん 頷 厭					
けん ろ 懸 顛					
けん り 懸 釐					
きよく びん 曲 鬢					
そつ こく 率 谷					
てん しょう 天 衝					
ふ はく 浮 白					
あたまきょう いん 頭 竅 陰					
かん こつ 完 骨					
ほん じん 本 神					
よう はく 陽 白					
あたま りん きゅう 頭 臨 泣					
もく そう 目 窓					
しょう えい 正 營					
しょう れい 承 靈					
のう くう 腦 空					
ふう ち 風 池					
けん せい 肩 井					
えん えき 淵 腋					
ちよう きん 輒 筋					
じつ げつ 日 月					
けい もん 京 門					
たい みやく 帶 脈					

ご すう 五 枢					
い どう 維 道					
きよ りょう 居 髎					
かん ちょう 環 跳					
ふう し 風 市					
ちゅう とく 中 瀆					
ひざ よう かん 膝 陽 関					
ようりょう せん 陽 陵 泉					
よう こう 陽 交					
がい きゅう 外 丘					
こう めい 光 明					
よう ほ 陽 輔					
けん しょう 懸 鍾					
きゅう きよ 丘 墟					
あしりん きゅう 足 臨 泣					
ち ご え 地 五 会					
きょう けい 俠 溪					
あし きょう いん 足 竅 陰					

○足の厥陰肝経 (あしのけついでんかんけい)

だい とん 大 敦					
こう かん 行 間					
たい しょう 太 衝					
ちゅう ほう 中 封					
れい こう 蠡 溝					

ちゅう と 中 都					
しつ かん 膝 関					
きよく せん 曲 泉					
いん ぼう 陰 包					
あし ご り 足 五里					
いん れん 陰 廉					
きゅう みやく 急 脈					
しょう もん 章 門					
き もん 期 門					

○督脈（とくみやく）

ちょう きょう 長 強					
よう ゆ 腰 俞					
こし よう かん 腰 陽 関					
めい もん 命 門					
けん すう 懸 枢					
せき ちゅう 脊 中					
ちゅう すう 中 枢					
きん しゆく 筋 縮					
し よう 至 陽					
れい だい 靈 台					
しん どう 神 道					
しん ちゅう 身 柱					
とう どう 陶 道					
だい つい 大 椎					

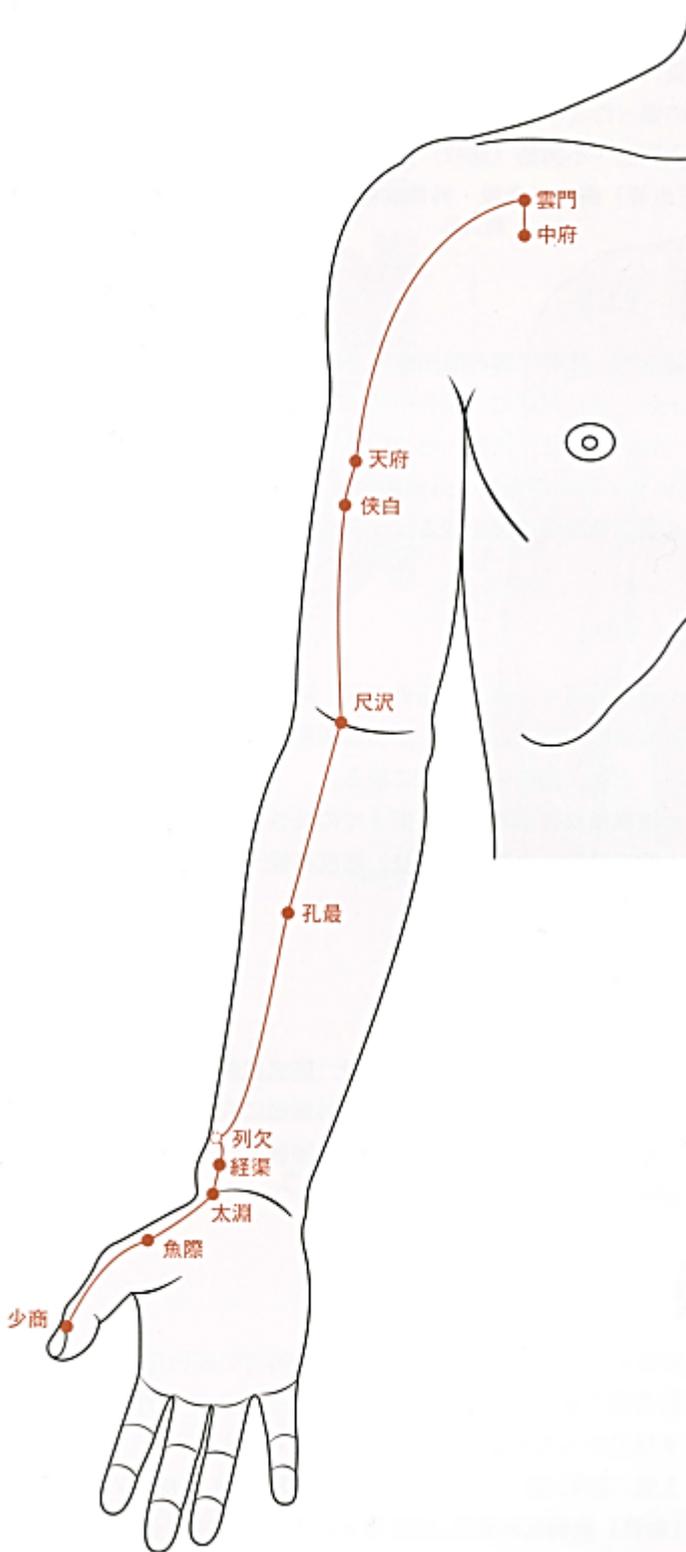
あ もん 瘧 門					
ふう ふ 風 府					
のう こ 脳 戸					
きょう かん 強 間					
ご ちょう 後 頂					
ひやく え 百 会					
ぜん ちょう 前 頂					
しん え 顙 会					
じょう せい 上 星					
しん てい 神 庭					
そ りょう 素 膠					
すい こう 水 溝					
だ たん 兌 端					
ぎん こう 艮 交					

○任脈 (にんみやく)

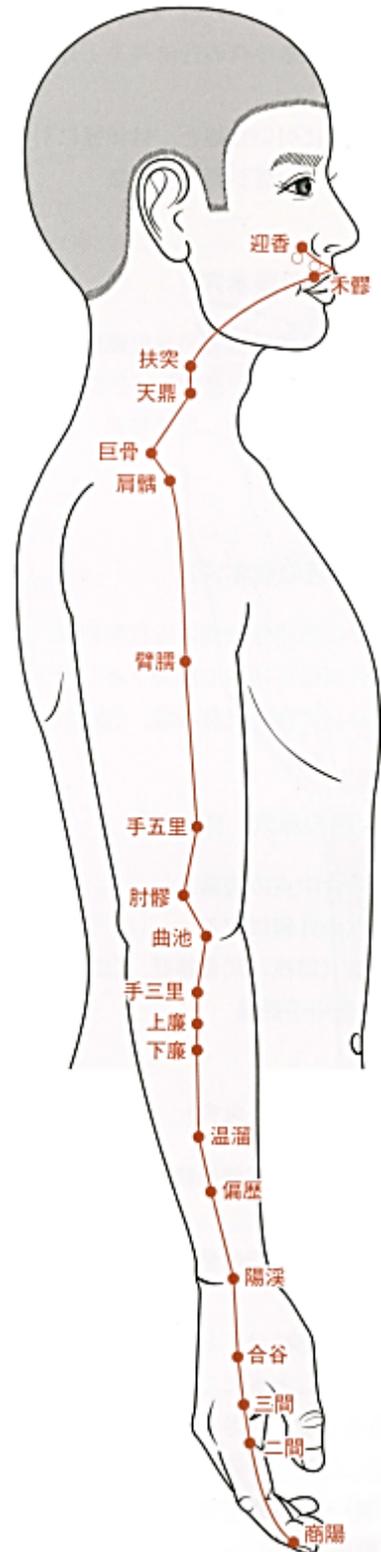
え いん 会 陰					
きよつ こつ 曲 骨					
ちゅう きょく 中 極					
かん げん 関 元					
せき もん 石 門					
き かい 気 海					
いん こう 陰 交					
しん けつ 神 闕					
すい ぶん 水 分					

げ かん 下 腕					
けん り 建 里					
ちゅう かん 中 腕					
じょう かん 上 腕					
こ けつ 巨 闕					
きゅう び 鳩 尾					
ちゅう てい 中 庭					
だん ちゅう 臙 中					
ぎよく どう 玉 堂					
し きゅう 紫 宮					
か がい 華 蓋					
せん き 璇 璣					
てん とつ 天 突					
れん せん 廉 泉					
しょう しょう 承 漿					

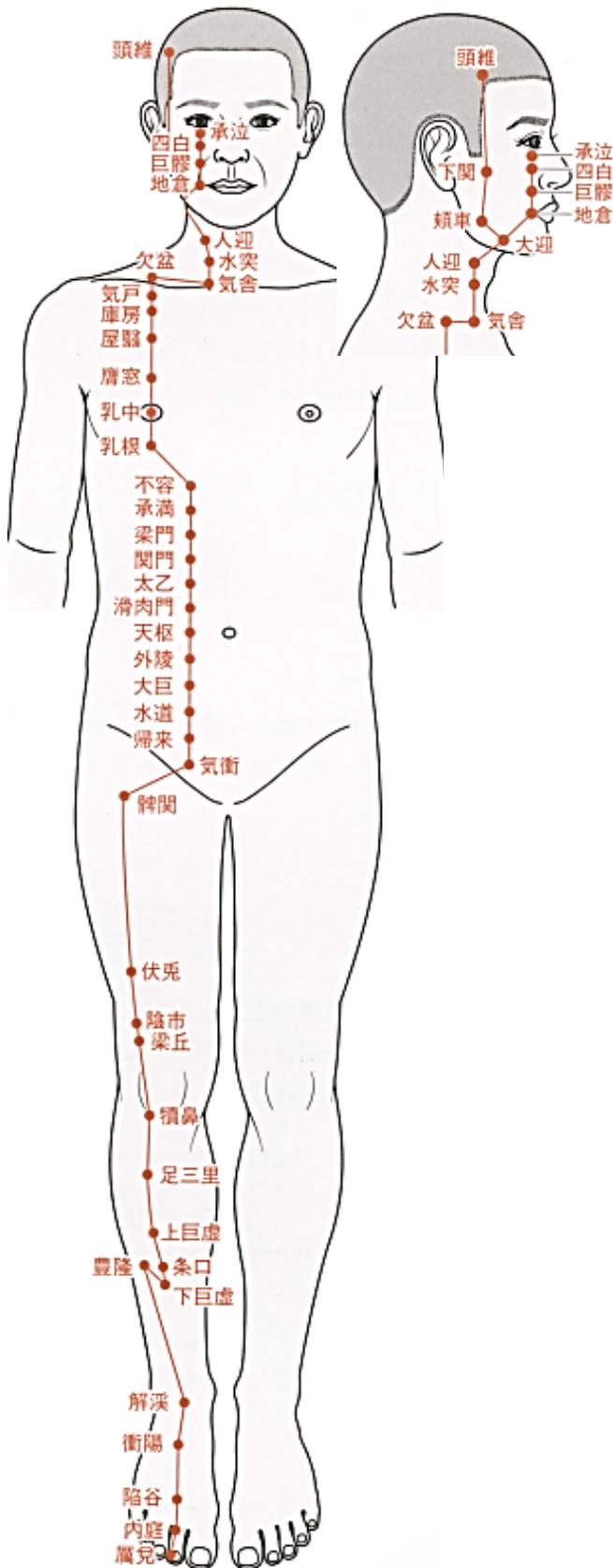
○手の太陰肺経



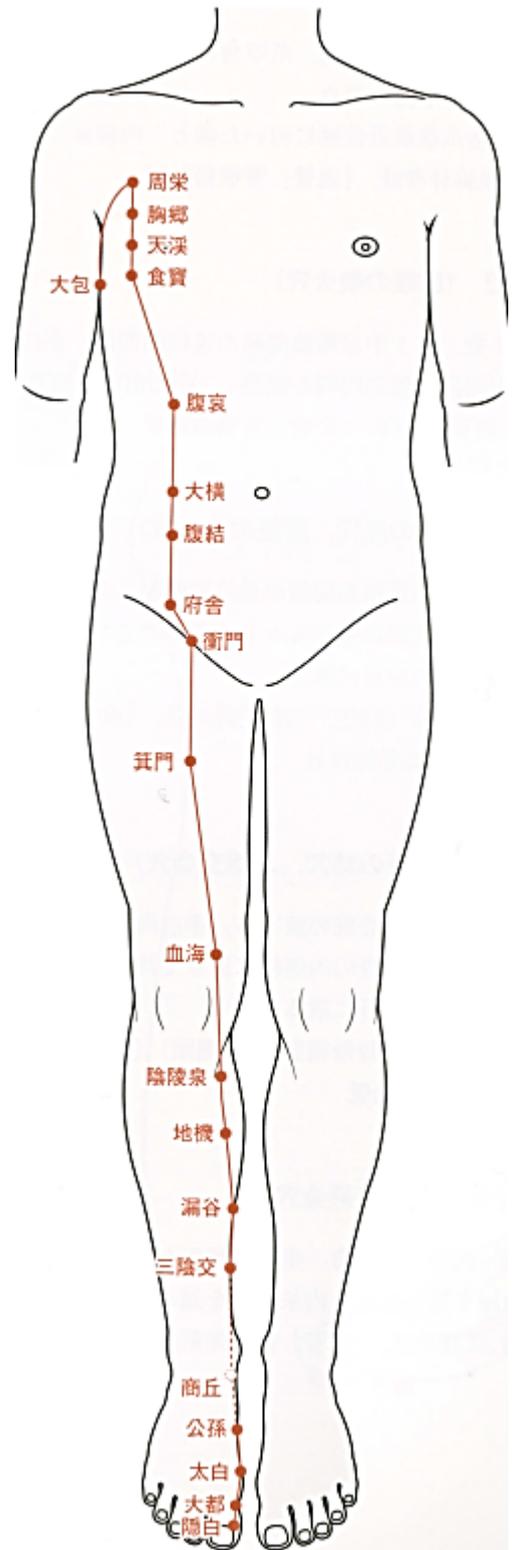
○手の陽明大腸経



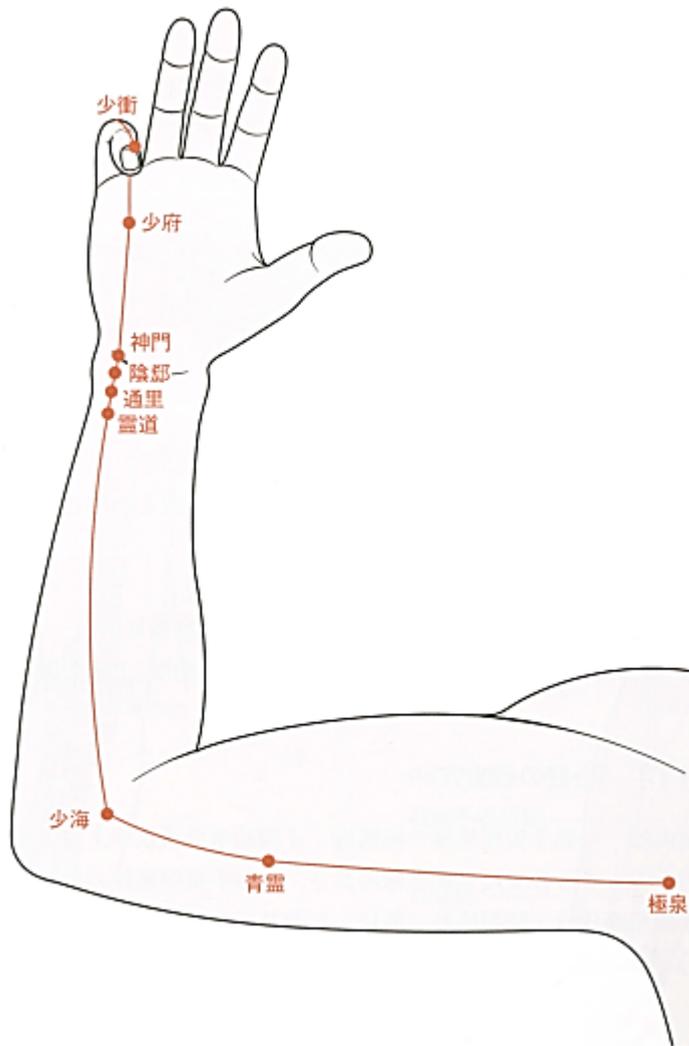
○足の陽明胃経



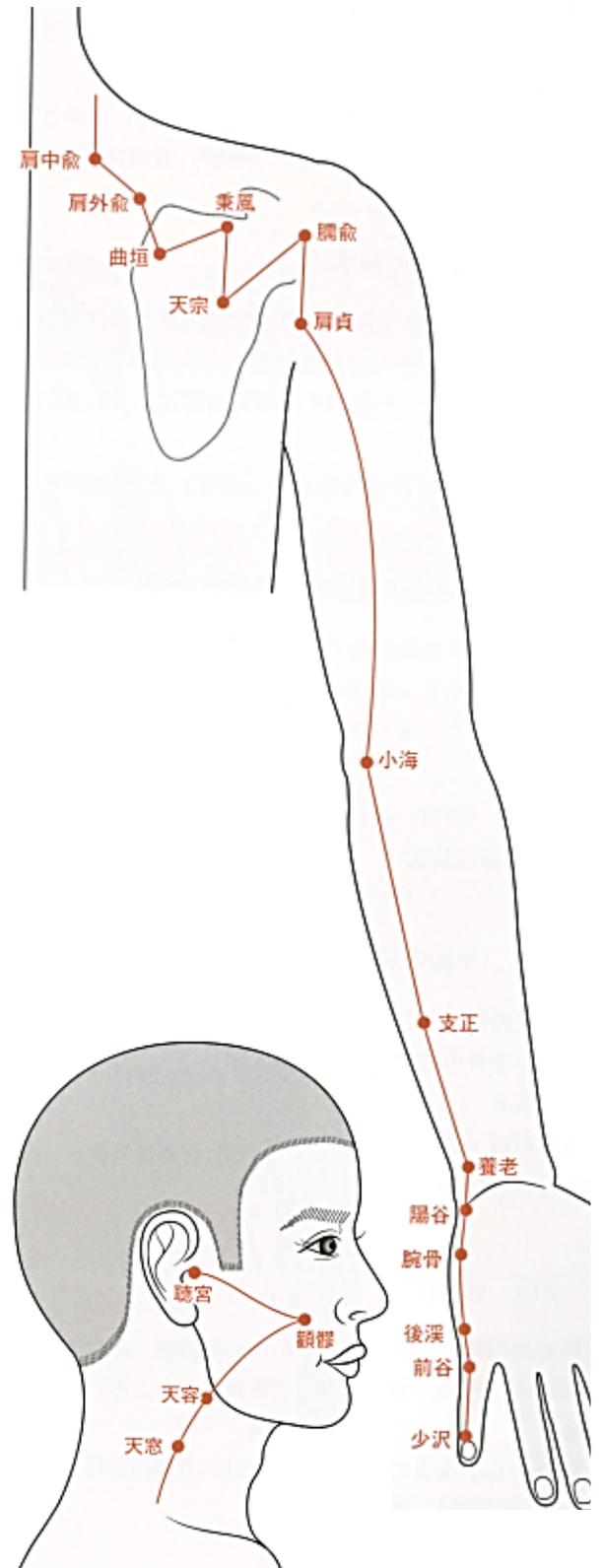
○足の太陰脾経



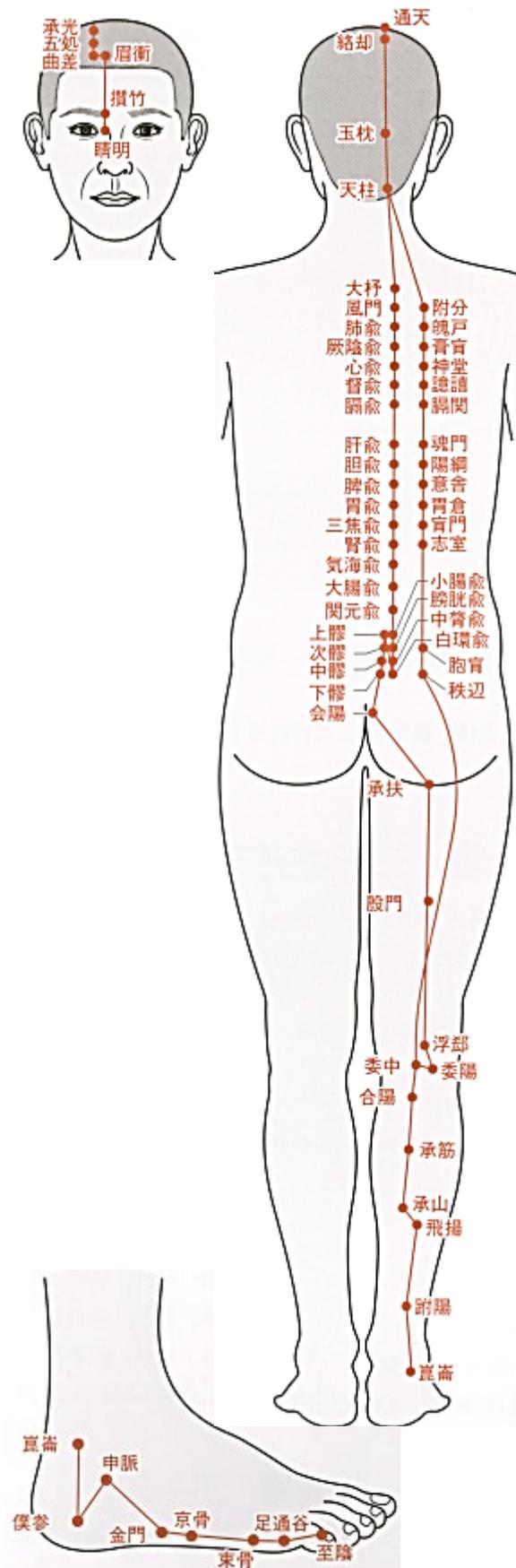
○手の少陰心経



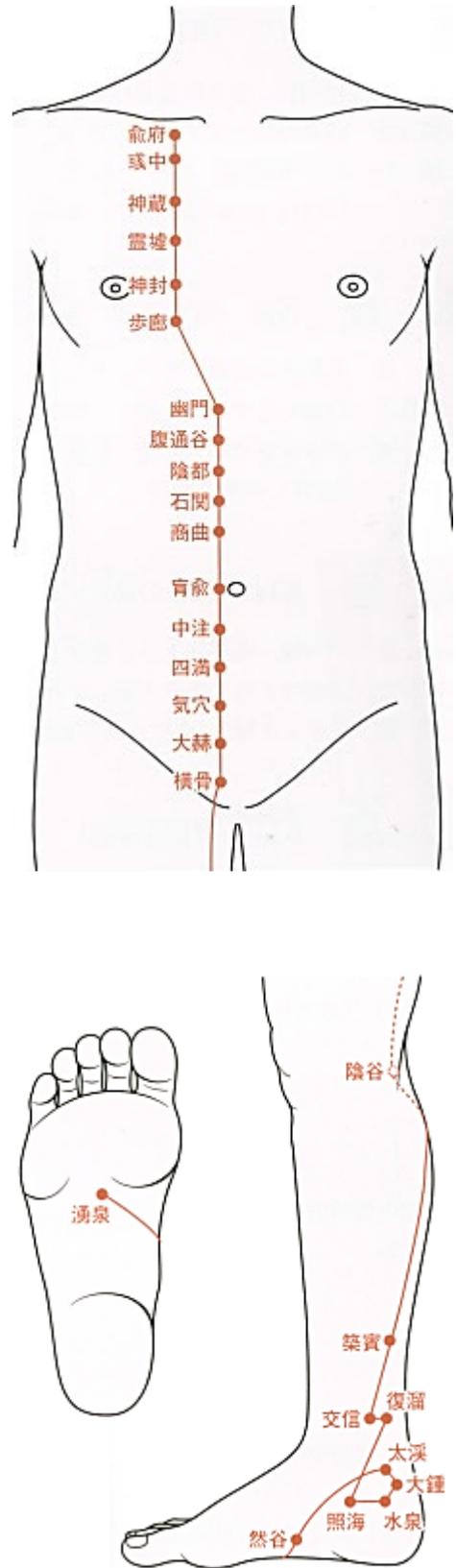
○手の太陽小腸経



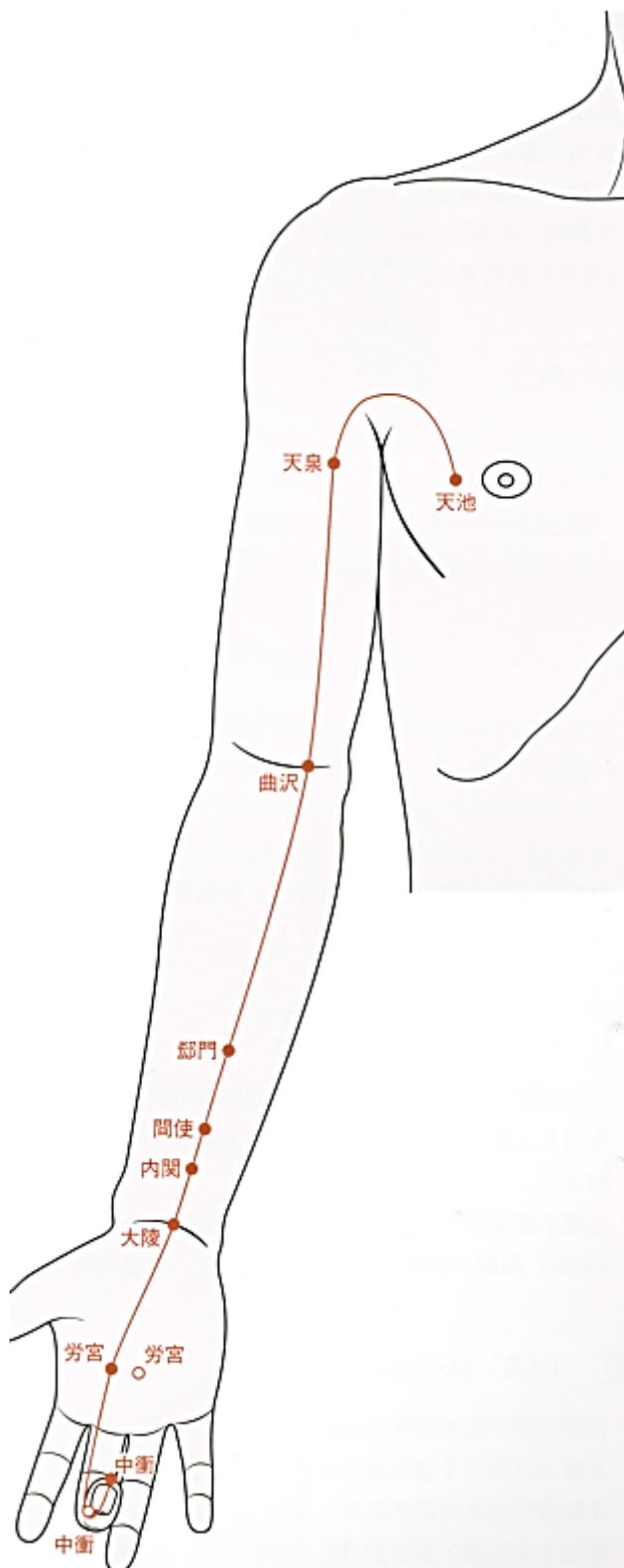
○足の太陽膀胱経



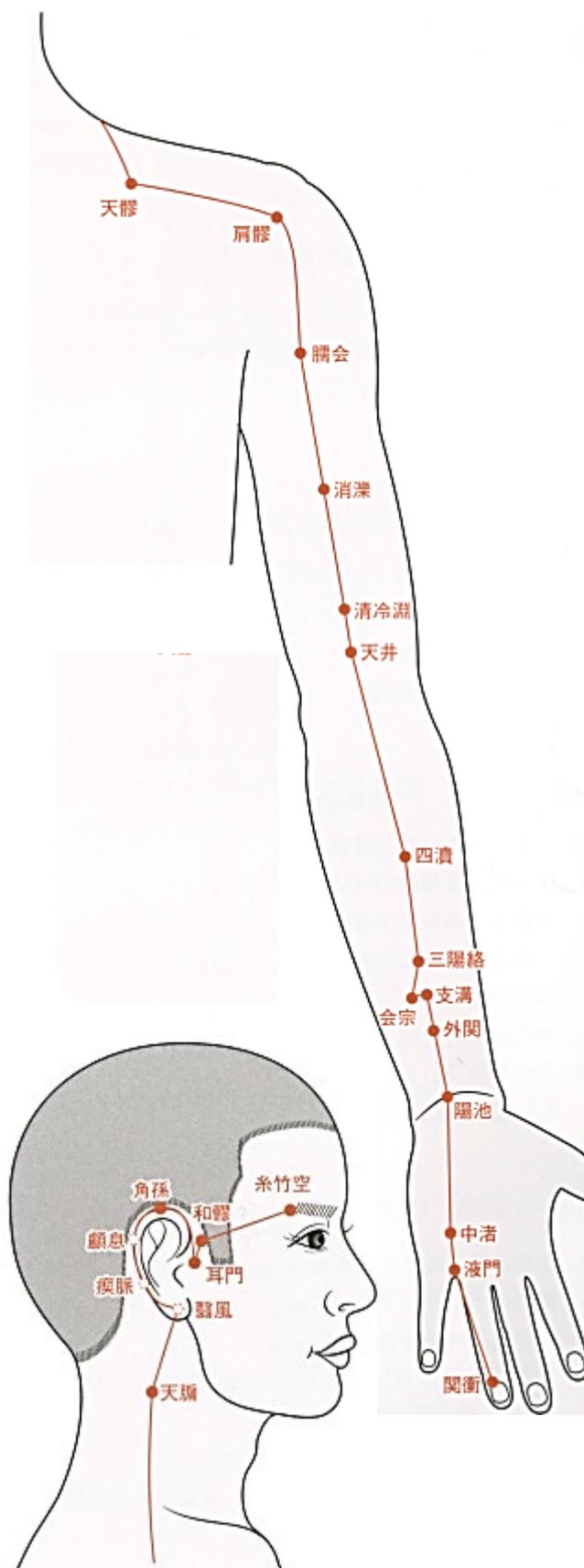
○足の少陰腎経



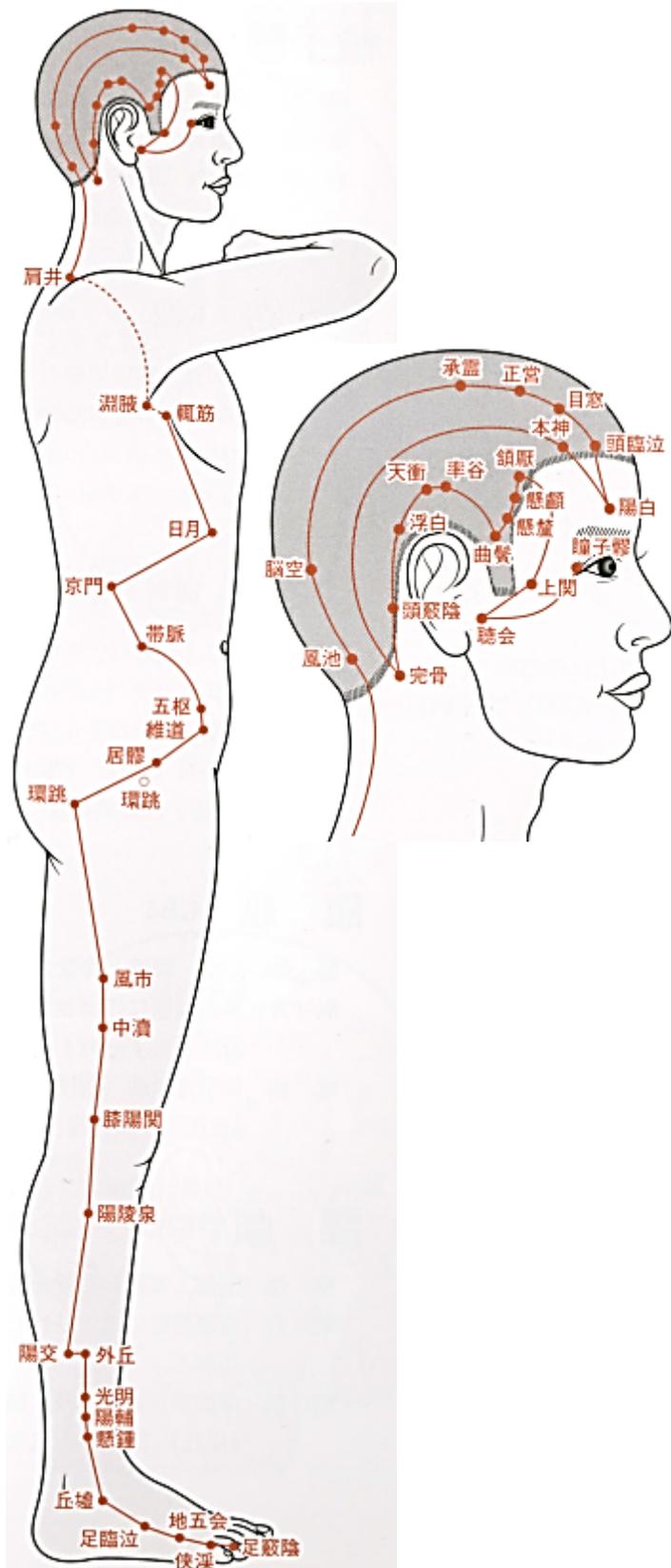
○手の厥陰心包経



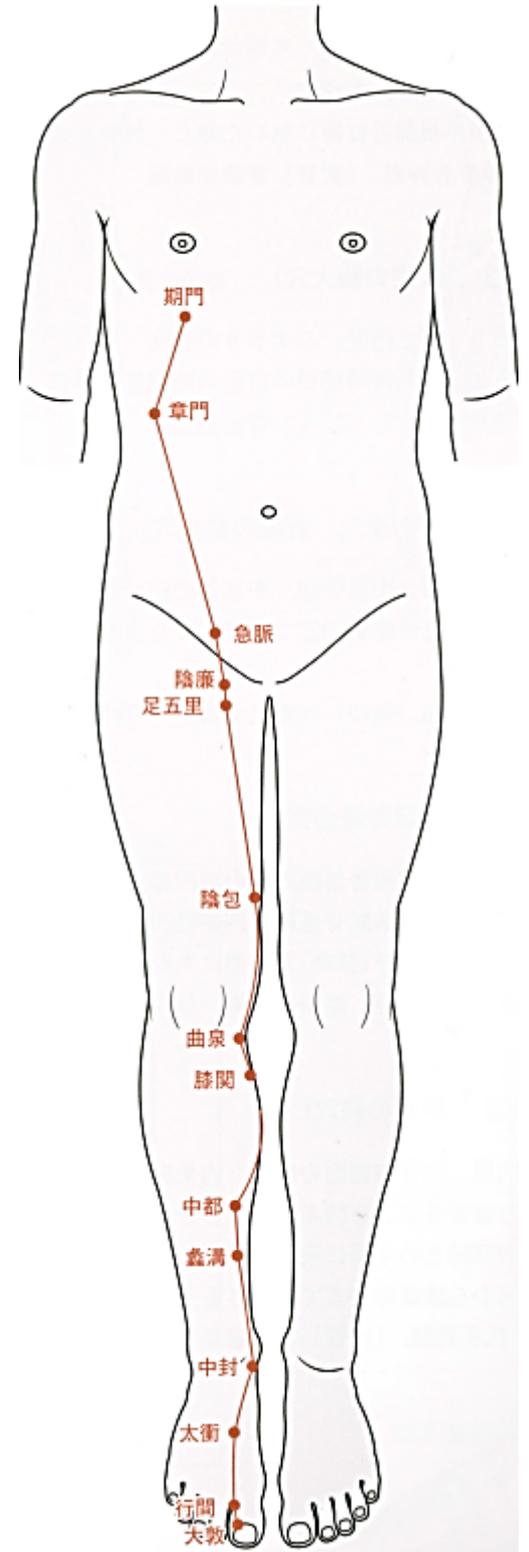
○手の少陽三焦経



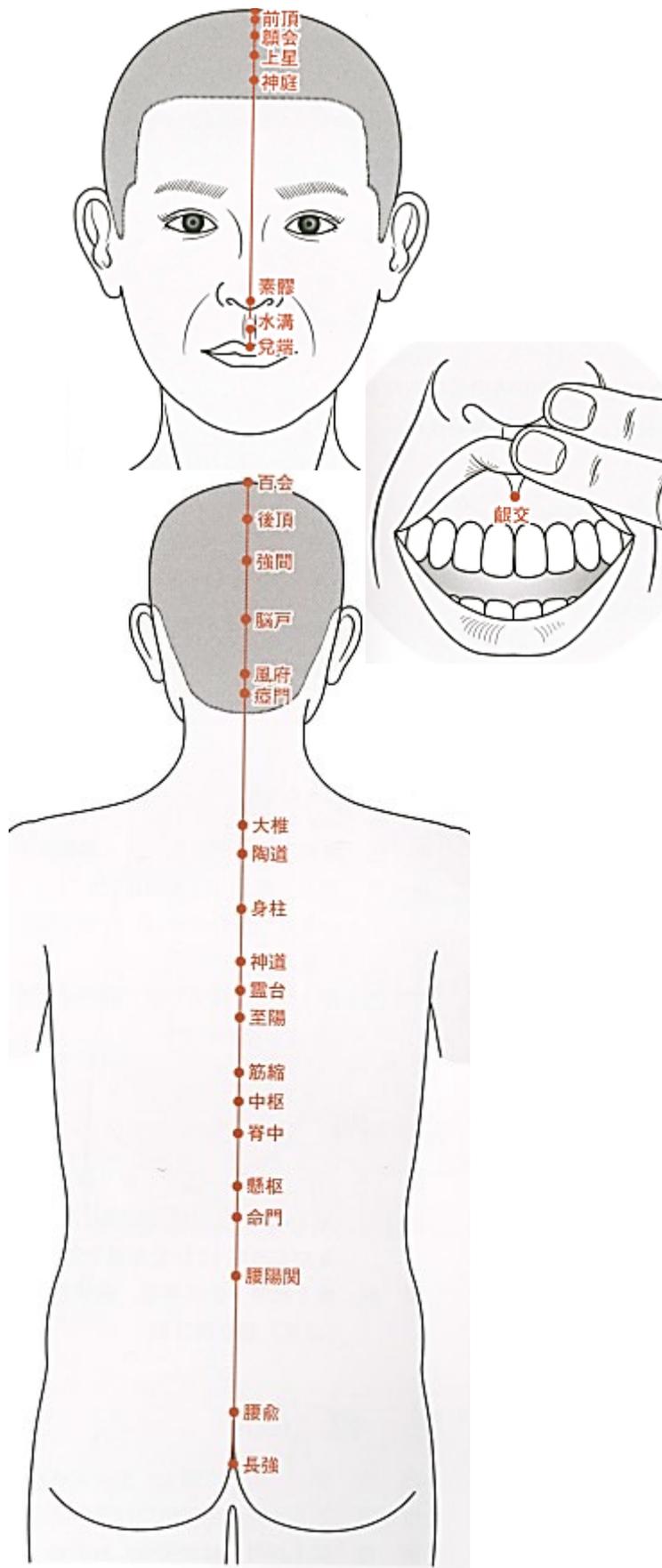
○足の少陽胆経



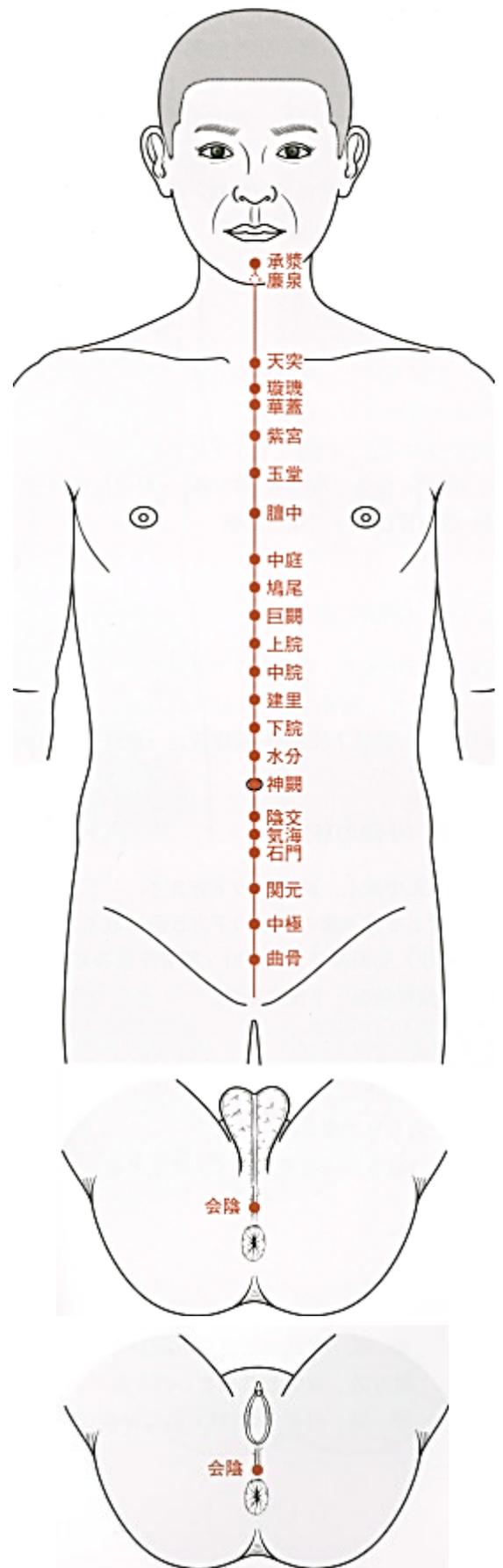
○足の厥陰肝経



○督脈



○任脈



仙台赤門医療専門学校 鍼灸手技療法学科 履修モデル

主要授業科目・・・太字 選択科目・・・(選)

1年次			2年次				3年次								
前期		後期	前期		後期	前期		後期							
プライマリーセミナー		2	アドバンスセミナーⅠ		2	アドバンスセミナーⅡ		2							
東洋医学概論		2	スポーツ鍼灸手技療法実技Ⅰ		4	スポーツ鍼灸手技療法実技Ⅱ		4							
手技療法基礎実技Ⅰ(按摩)		2	経絡治療Ⅰ		2	経絡治療Ⅱ		2							
手技療法基礎実技Ⅱ(マッサージ)		2	按摩マッサージ指圧理論		2	看護学と東洋医学連携論		2							
手技療法基礎実技Ⅲ(指圧)		2	鍼灸理論		2	ヘルスプロモーション鍼灸学		2							
鍼灸基礎実技		2	東洋医学各論		2	デジタルサイエンス伝統医療(入門)		2							
衛生学・公衆衛生学		2	東洋医学診断法		2	通電療法		2							
リハビリテーション医学		2	臨床医学総論		2	東洋医学臨床論Ⅲ		2							
解剖学Ⅰ	3	解剖学Ⅱ	3	臨床医学各論Ⅰ		2	鍼灸臨床応用実習		2						
経絡経穴概論Ⅰ		2	経絡経穴概論Ⅱ		1	運動学		臨床医学各論Ⅱ		2					
心理学		2	コミュニケーション理論と実践		1	病理学概論		2	疼痛学	2	鍼灸手技療法経営論	1			
中国語(選)		2	整復概論		1	鍼灸臨床基礎実習		2	関節モビライゼーション・操体法		2	法律学の基礎と関係法規	1		
英語(選)		2	生理学Ⅱ		2	東洋医学臨床論Ⅰ	2	東洋医学臨床論Ⅱ	2	漢方医学概論		1	統合医療基礎	1	
生理学Ⅰ		2	論理学		2	手技療法応用実技Ⅰ		1	手技療法応用実技Ⅱ		1	臨床実習Ⅳ		1	
医療概論		1	社会学		2	健康と運動(選)		2							
			臨床実習Ⅰ		1	漢文学(選)		2							
						臨床実習Ⅱ		1	臨床実習Ⅲ		1				

臨床実習マニュアル

東洋療法学校協会新カリキュラムワーキンググループ編

平成 29 年 8 月

はじめに

「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」（昭和26年文部省・厚生省令第2号）の改正に伴い、その目的である、国民の信頼と期待に応える質の高いあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師を養成する上で、その指針を作成し、養成施設においてその目的が達成するための一助になるようマニュアル（案）を起草する。

なお規則改正後の臨床実習施設として、

- 1) 附属の臨床実習施設で実施される臨床実習
- 2) 施術所で実施される臨床実習
- 3) 医療機関等（病院、診療所、スポーツ施設及び介護施設等）における臨床実習があり（参考資料1）、以下それぞれ

- 1) 附属臨床施設臨床実習
- 2) 施術所臨床実習
- 3) 医療機関等臨床実習

と呼称し、そのイメージを図1に示す。

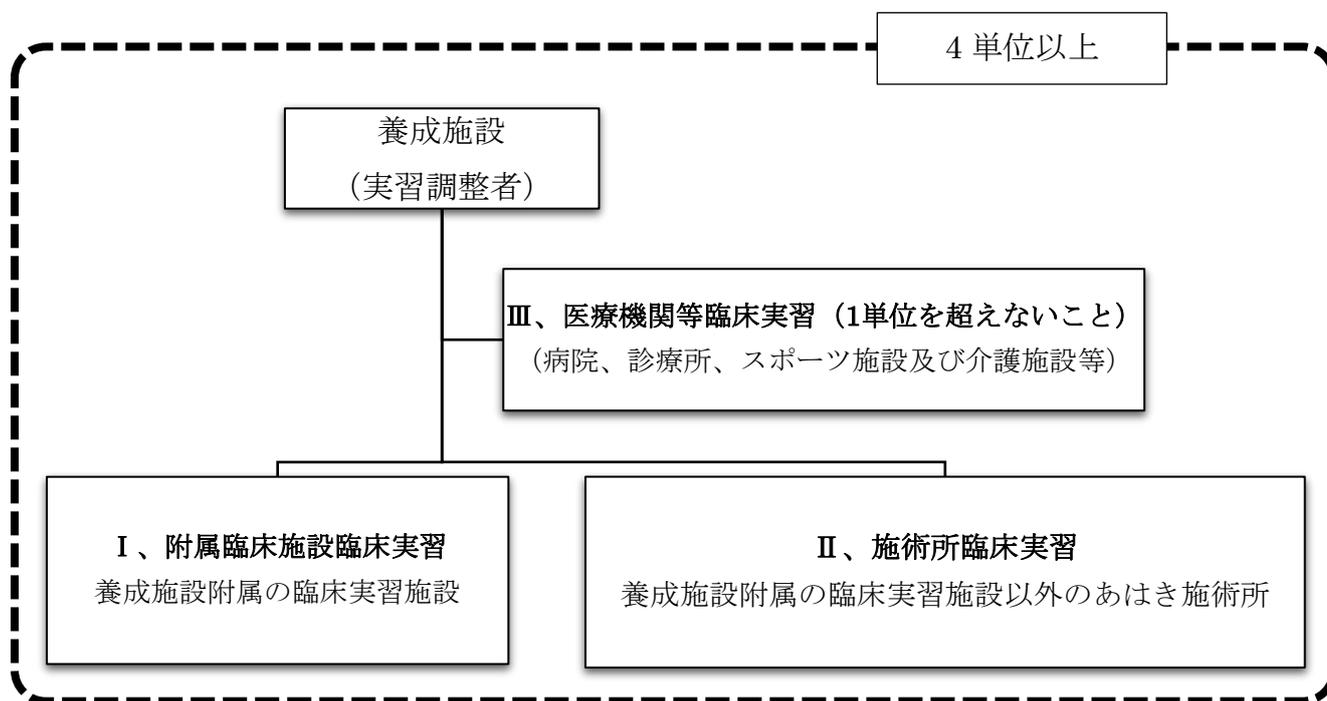


図1 臨床実習のイメージ

目次

I 附属臨床施設臨床実習のあり方.....	4
II 施術所臨床実習のあり方.....	4
III 医療機関等臨床実習のあり方.....	6
IV 施術所・医療機関等における臨床実習に備えるべき書類.....	8
(様式1) 施術所・医療機関等臨床実習委託依頼書.....	9
(様式2) 施術所・医療機関等臨床実習承諾書.....	10
(様式3) 施術所臨床実習に関する契約書.....	11
(様式4-a) 施術所臨床実習施設の概況.....	15
(様式4-b) 医療機関等実習施設の概況.....	16
(様式5-a) 施術所臨床実習指導者の履歴.....	17
(様式5-b) 医療機関等実習における指導者の履歴.....	18
(様式6) 施術所・医療機関等臨床実習計画.....	19
(様式7) 施術所・医療機関等臨床実習報告書.....	20
(様式8) 施術所・医療機関等臨床実習評価表.....	21
(様式9) 施術所・医療機関等臨床実習日報.....	22
(様式10) 施術所臨床実習説明書および同意書.....	23
(様式11) 実習生個人資料.....	24
付録 臨床実習の手引き.....	25
参考資料(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設指導要領（一部抜粋）.....	44
参考資料(2) 臨床実習施設届出に関わる提出書類等.....	45

I 附属臨床施設臨床実習のあり方

1. 各養成施設は、一般患者に対するあん摩マッサージ指圧はりきゅう（以下あはき）臨床実習の機会を確保し、生徒の技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習を行う。
2. 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であり、当該養成施設の教員が直接指導に当たり臨床実習を行う施設をいう。
3. 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成する。
4. 附属の臨床実習施設実習にあたっては、臨床実習ガイドライン（(公社)東洋療法学校協会編 平成20年3月）を参照の上、各養成施設の実情に応じ、適切かつ教育上効果的に行われること。
5. 附属臨床施設臨床実習にあたり、実習生の技術等に関して、臨床実習前試験により基本的技能・態度を備えていることを確認し、効果的な実習となるよう努めること。

II 施術所臨床実習のあり方

1. 施術所臨床実習を行うにあたり、あらかじめ実習施設としての要件を満たし、実習に適した施設であることが確認されていること。
2. 施術所臨床実習施設について養成施設と実習実施契約書等を手交し、監督官庁に対して届け出し、変更・廃止となった場合も同様とする（様式1.2.3、参考資料2）。
3. 施術所臨床実習は、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するのに相応しい施術所で行われ、実習施設の概要について確実に把握されていること（様式4-a）。
4. 施術所臨床実習は、あはき教育に熱意のある実習指導者による教育体制が確保されており、実習生の主体的な学びが援助されること（様式5-a）。
5. 実習は、実習の手引き等（付録）などを整備し、計画（目的や目標、内容や方法、場所、実習指導者など）を明確にし（様式6）、実施された内容（出欠、指導時間、指導場所、指導内容）については確実に記録され（様式7）、法令規則等に則すること。
6. 実習指導者1人当たりの一度に担当する実習生受け持ち数は2名程度とし、実習施設の規模や指導者数に応じ、効果的な指導が行われること。
7. 実習施設は特定の施術所に偏らないこと。
8. 実習謝礼金については実習生1名につき1日2,000円以内、半日を1,000円以内とする。
9. 施術所臨床実習施設への移動時間、休憩時間及び主体的な学びとまらない時間は実習時間に含めないこと。
10. 施術所臨床実習の実施時間は養成施設の修学時間内を原則とし、休日・夜間など実習者の負担とならないこと。ただし養成施設の長より許可があった場合はこの限りでない。
11. 実習先の人的補充や労働要因とならないこと。
12. 成績の評価、出席の管理については指導者からの評価表（様式8）やレポートや日報等

(様式 9) の提出を通じて適切に行われていること。

13. 施術所臨床実習を実施するにあたり、当該施術所の管理責任者は、あらかじめ受療者より書面にて同意を得ること (様式 10)。
14. 実習生の技術等については臨床実習前試験により基本的技能・態度を備えていることを確認しておくこと (様式 11)。
15. 臨床実習については、1 単位を 45 時間の実習をもって構成すること。
16. 施術所臨床実習に至るまでの基本構造の概要を図 2 に示す。

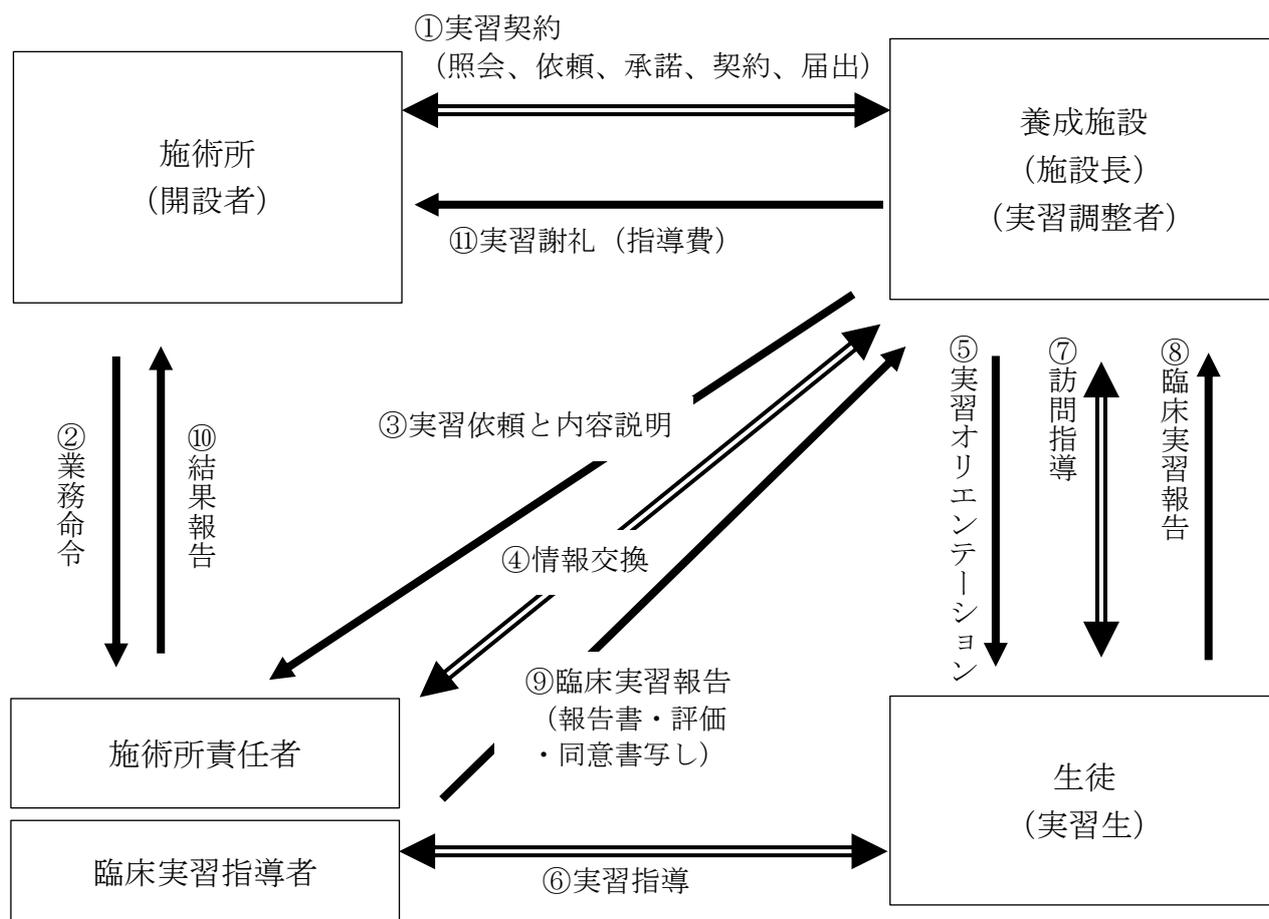


図 2 施術所実習の基本構造の概要

Ⅲ 医療機関等臨床実習のあり方

1. 医療機関等（病院、診療所、スポーツ施設及び介護施設等）については、1単位を超えない範囲において見学実習を可能としており、実習施設については以下に記した条件を満たした施設であることを事前に確認されていること。
 - (1) 各施設における必要なサービス事例数・利用者数が確保されており、あはき教育上有益な学びが提供されることが確認されていること。
 - (2) 実習期間中は養成施設の専任教員、又は実習先の専任職員が一貫して実習生に対し十分な指導と監督を行う体制を整えること。
 - (3) 実習先の専任職員が指導・監督を行う場合、当該分野について熟練した実践能力を有する者であること。
 - (4) 実習生の負担とならないよう、実習施設の地理的条件を考慮すること。遠隔地の実習施設を選定する場合においても、定期的に実習指導調整教員による対面での指導が行われるよう指導体制や指導方法を調整すること。
2. 医療機関等実習は、あはき教育に関し理解のある実習指導者による指導体制が確保されており、実習生に対し主体的な学びが援助されること。
3. 養成施設と実習施設との間で契約書等を手交し実施すること。**(様式 1. 2. 3)**
4. 医療機関等の臨床実習は、附属の臨床実習施設、施術所で行われないこと。
5. 医療機関等実習は、実習の手引き等**(付録)**などを整備し、十分な計画（目的や目標、内容や方法、施設の概要、実習場所、実習指導者など）が確認されていること。**(様式 4-b. 5- b. 6)**
6. 実習の内容（指導時間、指導場所、指導内容、出席の有無）が確実に記録されること。**(様式 7)**
7. 成績の評価、出席の管理については指導者からの評価表**(様式 8)**やレポートや日報等**(様式 9)**の提出を通じて適切に行われていること。
8. 医療機関等における実習指導者 1人当たりの一度に担当する実習生数は、実習施設の規模に応じ、実習可能な人数にすること。
9. 医療機関等実習施設への移動時間、休憩時間及び主体的な学びとならない時間は実習時間に含めないこと。
10. 医療機関等実習の実施時間は養成施設の就学時間内を原則とし、休日・夜間など実習生の負担とならないこと。ただし養成施設の長より許可があった場合はこの限りでない。
11. 医療機関等実習先の人的補充や労働要因とならないこと。
12. 実習施設の設置主体が一定の団体や企業に偏らないこと。
13. 実習謝礼金については実習生 1名につき 1日 2,000円以内、半日を 1,000円以内とする。
14. 実習生自身は実習指導者にはなれない。

15. 医療機関等臨床実習に至るまでの基本構造の概要を図3に示す。

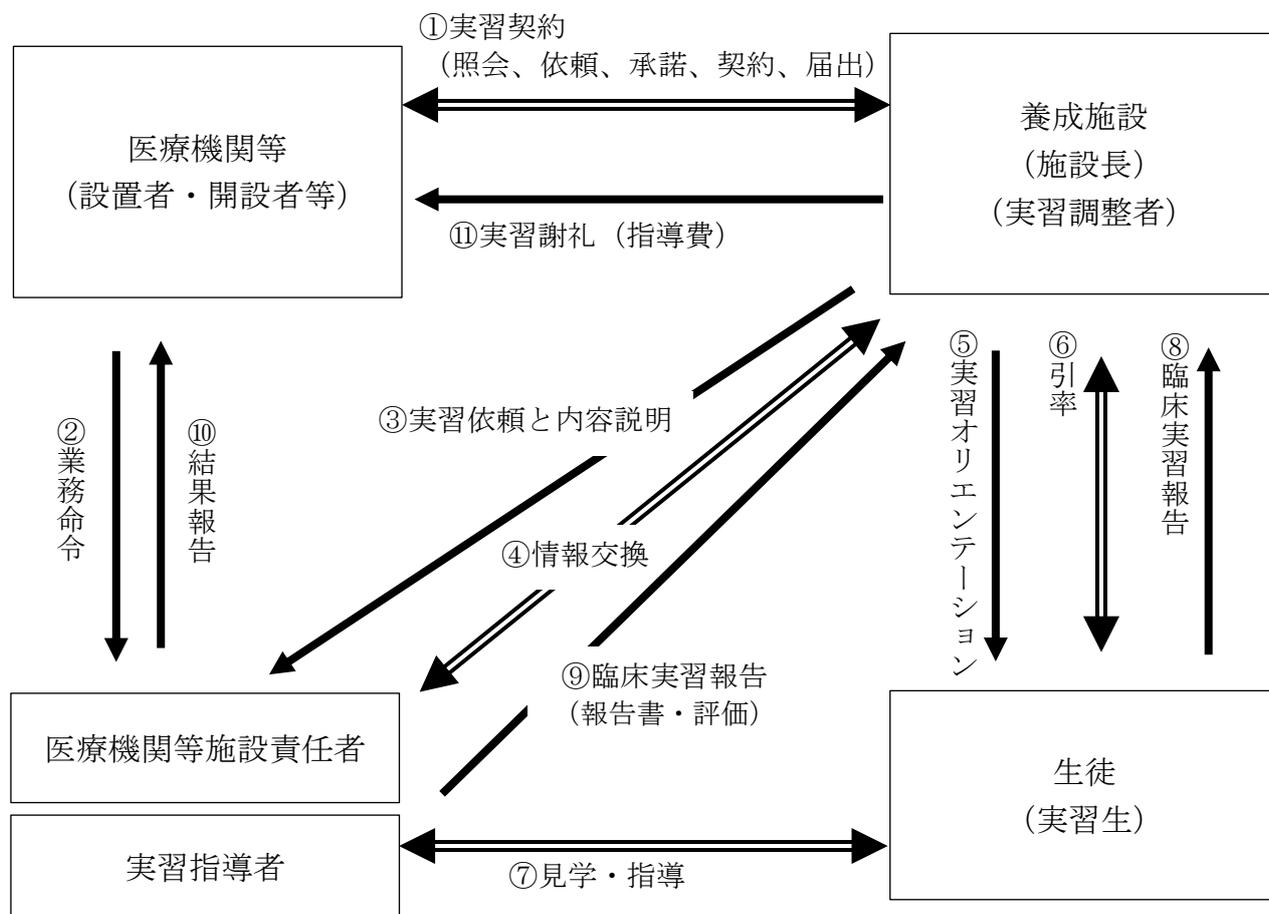


図3 医療機関等臨床実習の基本構造の概要

IV 施術所・医療機関等における臨床実習に備えるべき書類

実習を円滑に行うことを目標に、必要書類の例を以下に示す。

(様式1) 施術所・医療機関等臨床実習委託依頼書

△発〇〇〇号

平成 年 月 日

実習施設名 〇〇〇

開設者または管理者の職名

〇〇〇 〇〇〇様

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇

臨床実習の委託について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご配慮賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校におきましては、臨床教育の一環として、平成〇〇年度の臨床実習を下記日程にて実施する予定であります。つきましては、貴施設を本校鍼灸学科臨床実習施設とし、本校生徒（実習生）に対しご指導いただけますようお願い申し上げます。

また、本校臨床実習に関わる実習委託費を当方の規定により、下記の通りお支払いさせていただく予定であります。

尚、甚だ勝手でございますが、別紙「実習施設承諾書」をご返送くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 臨床実習期間及び実習生数

実習期間	実習生数（受入数）
1. 平成 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）（ ）日間 時間 : ～ : （ ）時間 単位数 （ ）単位	名
2. 平成 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）（ ）日間 時間 : ～ : （ ）時間 単位数 （ ）単位	名
3. 平成 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）（ ）日間 時間 : ～ : （ ）時間 単位数 （ ）単位	名

2. 実習委託費

実習委託費 0000 円×00 時間×00 日間×実習生数

※実習委託費は振り込みにてお支払いさせていただきます。

以上

臨床実習承諾書

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇殿

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校〇〇学科の臨床実習施設として、実習生を受け入れることを承諾します。

平成 年 月 日

施設の名称

施設の開設者の氏名

㊦

施術所の長または管理者（開設者と異なる場合）

㊦

1. 臨床実習期間及び実習生数

実習期間	実習生数（受入数）
1. 平成 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）（ ）日間 時間 : ～ : （ ）時間 単位数 （ ）単位	名
2. 平成 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）（ ）日間 時間 : ～ : （ ）時間 単位数 （ ）単位	名
3. 平成 年 月 日（ ）～ 月 日（ ）（ ）日間 時間 : ～ : （ ）時間 単位数 （ ）単位	名

【承諾書】について

1. 「年月日」の欄は、書類を記入した日を記入してください。

臨床実習に関する契約書

(施設名) _____ (以下、「甲」という) と、(養成施設名) _____ (以下、「乙」という) とは、甲の施設における、乙の実習生 (以下、「実習生」という) の臨床実習 (以下、「実習」という) を実施するにあたり、次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条

この契約は、養成施設生徒に対し、より人間性豊かなあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の育成を行うため、学外の施設と連携し、豊富な臨床経験を有する優れたあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に実習の指導を委託するために必要な事項について定める。

(指導の委託)

第2条

乙は、生徒の実習の指導を甲に委託し、甲は、これを受託する。

(実習の対象及び期間)

第3条

実習の対象及び期間は別表に定める。

(実習)

第4条

甲は、実習プログラムおよび当該実習施設の諸規則・心得等を策定し、実習を実施する。

(報告)

第5条

甲は、別途定める様式を使用して実習生別に実習日毎の実習内容等を記録し、当該実習生の実習期間終了後、速やかに養成施設へ報告する。

(経費)

第6条

乙は、甲に対し、第3条の実習教育費として、実習生一人当たり別に定める「臨床実習に関する協定書」に基づき実習費用を負担し、実習終了後____日以内にこれを支払う。

(規則等の遵守)

第7条

乙は、実習生に対し、甲の機関における諸規則を遵守させ、業務に支障を生じさせないようにする。

(個人情報、秘密およびプライバシー（以下、個人情報等 という）の保護)

第8条

実習の実施にあたって、甲乙双方は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号（以下、「個人情報保護法」という）、および厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に従い、甲の保有する患者をはじめとする個人情報等、ならびに実習生の個人情報等の漏えいなどが生じないように、情報を適正に管理する。

2. 前項に基づき、乙は実習生に対し、個人情報等の保護に関する取扱いについて説明文書をもって十分に説明し、実習生の了解のもとに、個人情報等の保護に関する誓約書を提出させる。また甲は、実習生の個人情報等の保護に関する取扱いについての誓約書を乙に提出する。
3. 乙は、甲の求めがある場合、前項の説明文書および誓約書を開示するものとする。
4. 乙は実習生に対し、実習終了後も甲の保有する個人情報等の保護を徹底するよう指導監督する。
5. 甲は、実習終了後も実習生の個人情報等を適正に管理する。
6. 甲乙双方は、実習の実施にあたって知り得た他人の個人情報等について適正に管理する。

(個人情報等の保護状況の報告)

第9条

甲乙双方は、実習中および実習終了後の個人情報等の保護状況について、書面による報告を求めることができるものとし、甲乙双方は遅滞なくこれに応じるものとする。

(法人情報の保護)

第10条

本契約における甲の法人情報とは、以下の情報をいう。

- (1) 甲の経営および事業運営に関する情報で公知でないもの
 - (2) 公知であっても、第三者に提供されることによって甲の権利利益が損なわれるおそれのある情報
2. 乙は、実習の実施にあたって、甲の法人情報の漏えいなどが生じないように、法人情報の保護について実習生に説明文書をもって適切な指導をするとともに、実習終了後も法人情報の保護を徹底するよう指導監督する。

(実習の中止)

第11条

甲または乙は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断したときは、甲乙協議の上、実習生の実習を中止させることができる。

- (1) 甲の定める諸規則・心得等に違反した場合

- (2) 甲の施設内の秩序あるいは規律を乱した場合
- (3) 個人情報等の保護に関して問題があった場合
- (4) 甲の法人情報の保護に関して問題があった場合
- (5) 実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ない場合
- (6) 実習期間中に生じた疾病・傷害等により長期欠席した場合
- (7) 甲による実習指導の継続が不可能となった場合
- (8) 甲と実習生との間に解決しがたい問題が発生した場合

(事故防止)

第12条

甲は、実習期間中の実習生の事故防止に努めるものとし、万一事故が発生した場合は、その都度甲乙協議のうえ処理する。

(損害賠償)

第13条

実習生の故意または過失により、甲に事故、器物破損、法人情報の漏えいその他の損害を与えた場合は、乙は甲に対し、実習生と連帯してその賠償責任を負うものとする。

(第三者損害賠償)

第14条

実習生の故意または過失により、第三者（甲の従業員を含む）に人的または物的損害を与え、当該第三者と甲との間で損害賠償責任を問われる紛争または訴訟が発生した場合は、乙は、その当事者として誠意をもってその対応にあたりるとともに、甲乙は、実習生と連帯して当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。

2. 前項の賠償負担の割合および求償については、甲乙協議の上決定するものとする。

第15条（その他の事項）

本契約に定めのない事項および契約条項に疑義が生じた場合または変更については、それぞれ甲乙協議の上解決する。

本契約の締結を証すために、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 所在地 _____

施術所名 _____

開設者名 _____

乙 所在地 _____

学校名 _____

学校長 _____

別表

第3条（実習の対象及び期間）

実習期間	実習生氏名
1. 平成 年 月 日 () ~ 月 日 () () 日間 時間 : ~ : () 時間 単位数 () 単位	
2. 平成 年 月 日 () ~ 月 日 () () 日間 時間 : ~ : () 時間 単位数 () 単位	
3. 平成 年 月 日 () ~ 月 日 () () 日間 時間 : ~ : () 時間 単位数 () 単位	
4. 平成 年 月 日 () ~ 月 日 () () 日間 時間 : ~ : () 時間 単位数 () 単位	
5. 平成 年 月 日 () ~ 月 日 () () 日間 時間 : ~ : () 時間 単位数 () 単位	

(様式 4-a) 施術所臨床実習施設の概況

施術所臨床実習施設の概況

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇殿

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校〇〇学科の施術所臨床実習施設として、実習生を受け入れるにあたり、当施術所の概況を報告します。

実習施設の名称				
場 所	〒 ー			
電話番号				
開設者の氏名				
実習施設の種類	あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・他 () (すべてに○をつけること)			
開設年月日	昭和・平成 年 月 日 (開設期間 年 ヶ月)			
最近1年間の施術を受けた者の人数	延べ人数 人		平均受療者数 人 (施術日1日あたり)	
療養費申請資格停止等の行政処分の有無	有 ・ 無 ※いずれかに○			
実習指導者	氏名		免許の種類	
			あ・は・き	
			あ・は・き	
施術日時 (営業日時)	曜日 時 ~ 時、 時~ 時		曜日 時 ~ 時、 時~ 時	
昨年度の実習生受け入れ状況	名 (延べ人数)			
昨年度の実習に承諾した受療者数	名			
面積	専用の施術室面積	m ²	待合室の面積	m ²
実習用設備	施術ベッド	床	低周波治療器	台
	赤外線治療器	台	皮膚電気抵抗計	台
	ホットパック	台	他	

施術所の名称 _____

実習施設の開設者の氏名 _____ 印

(様式 4-b) 医療機関等実習施設の概況

医療機関等実習施設の概況

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇殿

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校〇〇学科の医療機関等実習施設として、実習生を受け入れるにあたり、当施設の概況を報告します。

実習施設の名称			
開設者の氏名			
場 所	〒		
電話番号			
実習施設の種類	医療機関・スポーツ施設・介護老人保健施設・ 他 ()		
開設年月日	昭和・平成 年 月 日 (開設期間 年 ヶ月)		
昨年度の実習生 受け入れ状況	名 (延べ人数)		
学校からの距離	距離	交通機関	片道所要時間
	Km		時間 分
実習指導者氏名			
特記事項			

施術所の名称

実習施設の管理者の氏名

_____ ㊞

施術所臨床実習指導者の履歴

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇殿

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校〇〇学科の施術所臨床実習施設として、実習生を受け入れるにあたり、実習指導者の履歴を報告します。

実習指導者氏名	㊟	
指導者職歴	職歴 (年 か月)	
	年 月～ 年 月	
	教育歴 (年 か月)	
	年 月～ 年 月	
保有する免許 について	あん摩マッサージ指圧師	登録番号 () 登録年月日 年 月 日
	はり師	登録番号 () 登録年月日 年 月 日
	きゅう師	登録番号 () 登録年月日 年 月 日
指導者資格の種類	1. あはき養成施設の教員資格を有するあはき師 2. あはき師臨床実習指導者講習会を修了したあはき師 3. あはき師臨床実習指導者講習会を修了見込みのあはき師 (該当する番号に○をつける。)	
	指導者資格等の記号・番号および登録年月日 () 昭和・平成 年 月 日登録 (見込み)	

※免許証・修了証の写しを添付すること

(様式 5-b) 医療機関等実習における指導者の履歴

医療機関等実習指導者の履歴

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇殿

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校〇〇学科の医療機関等実習施設として、実習生を受け入れるにあたり、指導者の履歴を報告します。

実習指導者氏名			
指導者職歴	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
保有する資格等	資格等の名称	資格取得の年月日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
特記事項			

平成 年 月 日

実習施設名称 ()

指導者名 () 印

臨床実習計画書 (事前調整用)

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇殿

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校〇〇学科の臨床実習施設とし、下記要領にて実施する。

実習の目的や目標				
日時	自	年 月 日 () : ~ :	時間数	() 時間
	至	年 月 日 () : ~ :		
実習の内容		<input type="checkbox"/> 見学 <input type="checkbox"/> 施術補助 <input type="checkbox"/> 付帯業務 <input type="checkbox"/> カンファレンス <input type="checkbox"/> 他 ()		
実習生				
日時	自	年 月 日 () : ~ :	時間数	() 時間
	至	年 月 日 () : ~ :		
実習の内容		<input type="checkbox"/> 見学 <input type="checkbox"/> 施術補助 <input type="checkbox"/> 付帯業務 <input type="checkbox"/> カンファレンス <input type="checkbox"/> 他 ()		
実習生				
日時	自	年 月 日 () : ~ :	時間数	() 時間
	至	年 月 日 () : ~ :		
実習の内容		<input type="checkbox"/> 見学 <input type="checkbox"/> 施術補助 <input type="checkbox"/> 付帯業務 <input type="checkbox"/> カンファレンス <input type="checkbox"/> 他 ()		
実習生				

※実習時間数は休憩や主体的な学びとしない時間を除く。

平成 年 月 日

実習施設名称 ()

指導者名 () 印

臨床実習報告書

〇〇〇〇専門学校

学校長 〇〇 〇〇殿

平成〇〇年度〇〇〇〇専門学校〇〇学科の施術所臨床実習施設とし、下記要領にて実施したので報告する。

実習の目的や目標				
日時	自	年 月 日 () : ~ :	時間数	() 時間
	至	年 月 日 () : ~ :		
実習の内容		<input type="checkbox"/> 見学 <input type="checkbox"/> 施術補助 <input type="checkbox"/> 付帯業務 <input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 他 ()		
実習生				
日時	自	年 月 日 () : ~ :	時間数	() 時間
	至	年 月 日 () : ~ :		
実習の内容		<input type="checkbox"/> 見学 <input type="checkbox"/> 施術補助 <input type="checkbox"/> 付帯業務 <input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 他 ()		
実習生				
日時	自	年 月 日 () : ~ :	時間数	() 時間
	至	年 月 日 () : ~ :		
実習の内容		<input type="checkbox"/> 見学 <input type="checkbox"/> 施術補助 <input type="checkbox"/> 付帯業務 <input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 他 ()		
実習生				

※実習時間数は休憩や主体的な学びとしない時間を除く。

平成 年 月 日
実習施設名称 ()
指導者名 () 印

臨床実習評価表

〇〇専門学校 〇〇学科

実習生氏名 _____

実習施設名 _____

指導者氏名 _____ 印

実習期間 年 月 日 ~ 月 日

実習内容	評価視点	指導者の評価
基本事項	1 実習施設のスケジュールに従って行動できた。	3・2・1・0
	2 衣服、身だしなみ、衛生面に配慮ができていた。	3・2・1・0
	3 指導者や従事するスタッフに対し、社会人としてふさわしい対応（礼儀・言葉遣い）ができた。	3・2・1・0
	4 受療者や施設の利用者、その家族に対し、社会人としてふさわしい対応（礼儀・言葉遣い）ができた。	3・2・1・0
	5 指導者に対し、適切な報告・連絡・相談ができた。	3・2・1・0
	6 指導者の指示・忠告・示唆に対し、適切に対応した。	3・2・1・0

行動目標	1 心身ともに良好な状態で実習に臨むことができた。	3・2・1・0
	2 指導者や従事するスタッフと協調し、業務の一端を担うことができた。	3・2・1・0
	3 受療者の症状や病態、または施設の利用者のニーズなどを把握することができた。	3・2・1・0
	4 指導者の施術の方針を理解することができた。	3・2・1・0
	5 自ら知的探求心をもって実習に臨み、カンファレンス等で主体的、積極的に議論し、学びを深めた。	3・2・1・0
	6 実習の主旨を理解し、効果的な学びを得ることができた。	3・2・1・0

3：ほとんど助言・指導を必要としない

2：ある程度の助言・指導を必要とする

1：かなりの助言・指導を必要とする

0：かなりの助言・指導をしてもできない

実習評定点数	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
--------	----------------

特記事項	
------	--

(様式9) 施術所・医療機関等臨床実習日報

臨床実習日報 (デイリーノート)

〇〇専門学校 〇〇学科

実習生氏名 _____

施術所名 _____

指導者氏名 _____ 印

実習日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日 (_____ 日間)

実習日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____) 曜日	
【今日の目標】		
	午前	午後
本日の計画		
実習の学びと考察		
コメント欄	指導者サイン (_____)	

※実習日毎に1枚作成し、指導者のコメント・サインをもらうこと。

施術所臨床実習の説明と同意書

当施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係わる学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成 29 年度文部科学省・厚生労働省令第 1 号）に基づく、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の臨床実習施設です。つきましては、養成施設の生徒があん摩マッサージ指圧はりきゅうに関する専門的知識と技術を学ぶことを目的に、施術の見学・補助等をさせていただきたく存じます。

つきましては、下記の内容をお読み頂き、ご了解いただけましたら、実習にご協力下さいますようお願い申し上げます。

1. 実習生が見学・施術の補助を行う場合、事前に十分かつ分かりやすい説明を行い、患者様やご家族の同意を得て行います。
2. 実習生が施術の補助を行う場合、安全の確保を最優先し、事前に実習指導者の助言・指導を受け、技術を修得してから臨みます。
3. 患者様やご家族は、実習に関する意見や質問等があれば、いつでも実習指導者に直接尋ねることができます。
4. 患者様やご家族は、臨床実習の説明に同意した後も、実習生が行う見学・施術の補助に対して拒否や受け持ちの辞退ができます。またその場合、何の不利益も受けないことをお約束いたします。
5. 実習生は、臨床実習を通して知り得た患者様やご家族に関する情報については、他者に漏らすことがないようにプライバシーの保護に努め、実習以外の目的で使用することはありません。

実習施設名：〇〇はりきゅう治療院

実習指導者氏名 〇〇 〇〇

施術所臨床実習同意書

〇〇鍼灸治療院 院長 殿

施術所臨床実習について説明を受け、実習生が私の施術を見学または施術の補助に参加することに同意します。

____年 ____月 ____日 ____あなたのお名前 _____

※ もしくは 保護者/代理人のお名前 _____ (続柄 _____)

(様式 11) 実習生個人資料

実習生個人資料

記入日 年 月 日

実習施設名	
実習期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

ふりがな		性別	写真を貼る位置
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日満 () 歳		
興味のある分野		苦手な分野	
自己目標			

以下何も記入しないこと。

臨床実習前試験の評価	
あん摩マッサージ指圧	優・良・可・不可
はり	優・良・可・不可
きゅう	優・良・可・不可
他 ()	優・良・可・不可
指導教員コメント	
実習地までの交通手段	
特記事項	

臨床実習の手引き（見本）

平成 年度

〇〇専門学校

I 本校における臨床実習教育について

1. 教育目標

本校の教育目標は、_____なあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師を育成することにあります。したがって、臨床実習につきましては、以下の3項目を基本目標としています。

2. 各臨床実習の実習時期、目的、到達目標

臨床実習共通の目的として下記の事項を掲げる。

- ・医療人としての適切な倫理観と態度を身につける。
- ・安心・安全なあはき施術が実施できる。

1) 臨床実習Ⅰ(○年次)

本実習では、.....を目的とする。

2) 臨床実習Ⅱ(○年次)

本実習では、.....を目的とする。

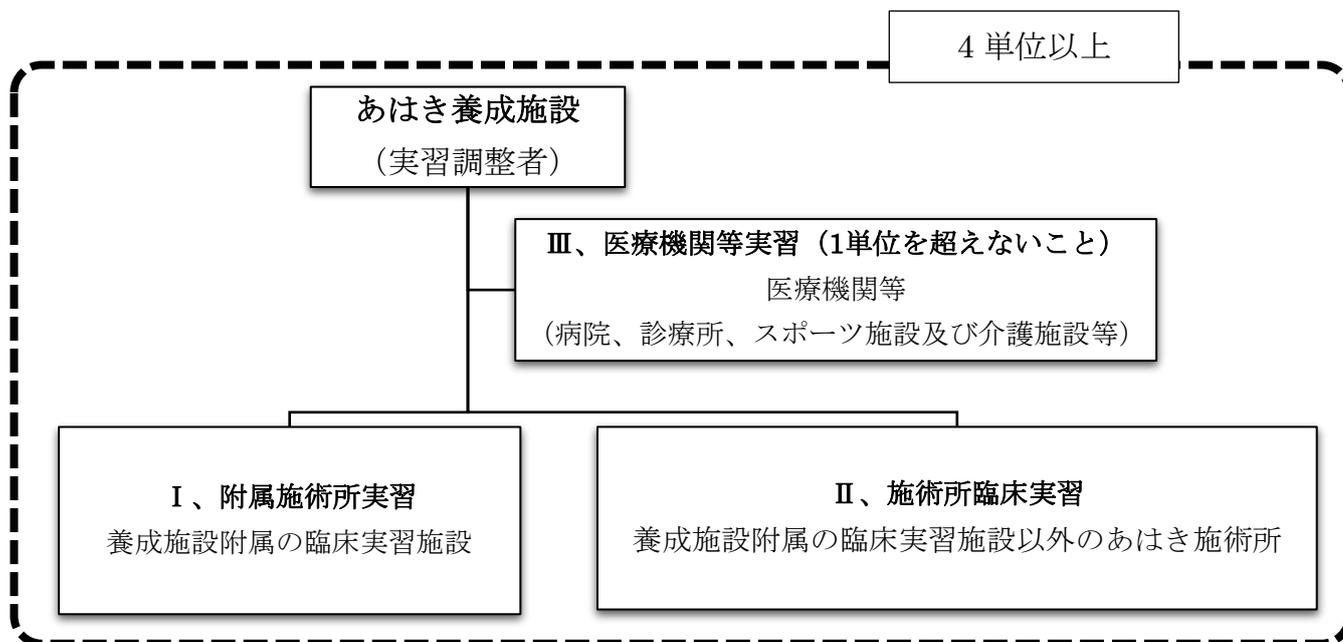
3) 臨床実習Ⅲ(○年次)

本実習では、.....を目的とする。

4) 臨床実習Ⅳ(○年次)

本実習では、.....を目的とする。

臨床実習のイメージ



Ⅱ 実習指導者の方へ

1. 実習指導上の留意事項

- 1) 実習期間中の実習生の行動は、原則として実習施設の勤務体系に準じます。
- 2) 事実を客観的に体験させてください。実際に肌で触れ、目で見、自分で確かめ、そして理解できるようにさせてください。
- 3) あはき師として患者様と全人格的に接するため、実際に指導者が模範的な行動様式を示し、実習生に守らせ、患者様に十分に配慮し、側面からの援助をお願いします。
- 4) 実習生が他の職員との連絡を密にし、適切な人間関係を保ちながらスタッフの一員として自己の役割を認識できるように指導してください。

2. 学外臨床実習中における事故防止について

- 1) あらかじめ実習生に対して患者様のリスクに関する情報を十分に与えてください。
- 2) 実習生の臨床実習中の行動はできる限り実習指導者の監視下においてください。
- 3) 実習生は任意保険に加入しています。万一、事故が生じた場合は速やかに臨床実習指導者の責任のもとに適切な処置をとっていただくとともに、速やかに本校にご連絡ください。

保険会社：○×保険会社 TEL:03-0000-0000

代理店：○×生命保険 TEL:000-000-0000

3. 感染防止対策について

- 1) 実習中において感染症を持つ受療者・利用者を扱う場合には、特に注意するよう指導してください。
- 2) 万一、針刺し等の事故が発生した場合は、速やかに本校にご連絡ください。
- 3) 本校では、通常健康診断以外に次のような感染防止対策を行っています。
(略) 例 ○○ワクチン接種

4. 個人情報保護法に関して

1) 個人情報の保護に関する法律の指導について

厚生労働省による「個人情報保護制度の概要」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A(事例集)などより、必要事項を抜粋し実習生に説明してあります。その上で「個人情報保護に関する誓約書」(様式1.2)により誓約させますが、臨床実習施設における規定がある場合はそれに従います。

2) 実習における具体的対応について

実習生への指導内容は「実習中における留意点」をご参照ください。

- 3) 実習終了後の臨床実習記録等の取り扱いについて
提出されたレポート等は校内評価を行った後に適切な廃棄処理を行ないます。

5. 実習の実際

- 1) 交通移動手段について
実習施設の交通規則に従います。
- 2) 実習オリエンテーションについて
実習開始時に実習中の注意事項について説明をお願いします。（実習スケジュール、施術所のルール、清掃場所など）
- 3) 昼食について
各自で用意しますが、近隣に飲食店などがある場合は利用の取り計らいをお願いいたします。
- 4) 休憩時間について
基本的には各施設での基準に従った時間をお願い致します。
- 5) 服装について
本校指定の実習着と内履きを使用させていただきますが、特別な指定があればその指定に従いますので、事前にお知らせください。
- 6) 出席の管理について
(様式3) の出席表にて管理をお願いします。
原則として欠席は認めていませんが、やむを得ない事由で欠席する場合は欠席届**(様式4)** を提出させてください。
無断欠席をした場合は本校にご連絡ください。

6. 実習における生徒の提出課題について

本校では実習に関し、以下の課題を生徒に課しています。

- ① 実習日報（デイリーノート） **(様式5)**
- ② 実習ケースノート **(様式6)**
- ③ 実習の感想文 **(様式7)**

7. 実習成績評価について

所定の様式に従い、各項目や全体評価をお願いします。**(様式8または様式9)**

【各項目評価について】

本校所定の評価表を用いて、各項目に以下の判断基準で評価ください。

- 3：ほとんど助言・指導を必要としない
- 2：ある程度の助言・指導を必要とする
- 1：かなりの助言・指導を必要とする
- 0：かなりの助言・指導をしてもできない

【全体評価について】

全体評価は、各評価視点の評価と必ずしも妥当性があるとは限りませんが、実習達成度を示す指標として参考にさせていただきます。全体評価が不可の場合は再実習を行うことがあります。

【特記事項について】

評定形式で評価できない部分について、特記事項があれば記述をお願いします。特にない場合は、総評にまとめて記述していただいても構いません。

8. 実習指導者から本校への提出書類について

1) 実習終了日に以下の書類を実習生に渡してください。

① 実習日報（デイリーノート）（様式5）

2) 学外臨床実習終了後、下記書類を本校宛に郵送ください。

① 実習欠席等の届（資料3）

② 実習評価表（様式7）

③ 施術の同意書の写し（様式11）

9. 実習生が本校への提出資料について

Ⅲの8.をご覧ください。

10. 実習報告会等（症例報告を含む。）について

より効果的な教育を行うことを目的に、専任教員の監督のもと、学内にて実習報告会等（症例報告を含む。）を行うことがあります。詳しくはⅢの9.をご覧ください。

11. 実習生に対する施設訪問連絡体制について

1) 実習訪問について

原則として、実習期間中に1回程度、専任教員が訪問する場合がございます。訪問の日程は事前に相談させていただきます。その他、臨床実習の遂行上、問題が発生した場合や、指導方法など臨床実習指導者との打ち合わせが必要な場合にも訪問し対応いたします。

2) 実習期間中の連絡について

電話、メールなどの方法にて実習生の経過を把握する目的で連絡させていただく場合があります。

3) 緊急時の連絡について

緊急時には速やかに臨床実習指導者の責任のもとに適切な処置をとっていただくとともに、速やかに本校へご連絡ください。

教員氏名及びE-mailアドレス

職名	教員氏名	E-mailアドレス
学科長	〇〇 〇〇	abcdefg@abc.ac.jp
学科主任	〇〇 〇〇	abcdefg@abc.ac.jp
臨床実習調整者	〇〇 〇〇	abcdefg@abc.ac.jp
担任教員	〇〇 〇〇	abcdefg@abc.ac.jp

緊急連絡先

〒000-0000 〇〇県〇〇市 町1番地

〇〇医療専門学校 鍼灸学科 学科長：〇〇〇〇

TEL (00) 0000-0000 FAX (00) 0000-0000

鍼灸学科直通の電話番号ですが授業等で教員が留守のときは事務員が対応することがあります。なお、勤務時間外は教員の携帯電話に転送されます。運転中等で電話に出られない場合は留守電になっていますのでお名前、ご連絡先をメッセージで残していただければ折り返しお電話いたします。

Ⅲ 実習に参加する生徒へ

1. 基本的な留意事項

- 1) 実習指導者、患者様、施設利用者様、そのほか、実習中にかかわるすべての関係者に対して挨拶をはじめとした礼節を尽くすこと。
- 2) 実習は貴重な経験である。時間を無駄にせず、指導者の一挙手一投足まで吸収するつもりで実習に臨むこと。
- 3) 実習中は全て担当の指導者の指示に従い、施設の運営方針に従うこと。
- 4) 疑問点は積極的に質問してよいが、調べればわかるようなことを安易に質問して指導者に無駄な時間をとらせないこと。
- 5) 整理整頓や清掃は積極的に行なわなければならないが、勝手にやらず、指導者の指示を仰ぐこと。
- 6) 患者様の評価、治療方針、予後に関することについて勝手に判断して告知しないこと。

2. 実習前の準備について

- 1) 個人情報保護に関する誓約書（様式1）。
- 2) 生徒個人資料（様式8）に必要事項を記入の上、臨床実習調整教員までに提出しておくこと。
- 3) 学外臨床実習施設に関する情報（住所、交通手段、連絡先、臨床実習指導者氏名、施設の概要）をあらかじめ確認しておく。
- 4) 学外臨床実習開始1週間前までに臨床実習指導者に連絡をし、出向く日時や場所、持っていくもの、服装などを確認する。なお、連絡する時間は業務の妨げにならないよう昼休みなどの時間を利用し、確認すべき内容を整理しておく。
- 5) 事前に学習した知識、技術の復習をしておく。

3. 実習中の留意事項

- 1) 施術所・施設の規則に従う。
- 2) 禁煙
- 3) あらゆる場面において時間・期限を厳守する。万一、遅れた場合や、遅れることが予想されるときは速やかに指導者へ連絡する。
- 4) 体調不良等で欠席・遅刻・早退するような時は所定の書式（様式4）で届け出する。
- 5) 服装、身だしなみには注意を払い、清潔をモットーとする。爪、髭、髪の色は適切にする。
- 6) アクセサリー類は患者様を傷つけることがあるため禁じる。
- 7) ポケットサイズのメモ帳を携行し、大切なことを書き留める。
- 8) 携帯電話は携行しない。携帯電話を使用する必要がある場合は使用場所を確認して

から使用する。

9) 治療機器、備品を利用する場合は大切に使う。

4. 感染防止対策について

- 1) 実習中、血液や分泌物が付着したものを扱う場合には、十分注意する。
- 2) 針刺し等の事故が発生した場合は、速やかに指導者に報告する。

5. 個人情報保護法について

1) 個人情報の保護に関する法律の指導について

厚生労働省による「個人情報保護制度の概要」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A（事例集）などを踏まえ、「個人情報保護に関する誓約書」により誓約書を作成するが、臨床実習施設における規定がある場合はそれに従う。

2) 学外臨床実習における具体的対応について

- ① 患者様の情報に対しては、実習生であっても守秘義務を厳守する。
- ② 患者様の疾患、障害、予後に関する討議・質問は、患者様・家族のいない場所で行う。
- ③ 患者様からの疾患、症状、予後に関する質問に対しては、実習指導者の指示を受ける。

6. 実習の実際

1) 交通移動手段について

実習施設の規則に従う。

2) 施設備品の使用について

図書、コピー機等の備品の使用にあたっては予め利用方法を確認し大切に扱う。

3) 昼食について

原則として各自で用意する。

4) 休憩時間について

各施設での勤務時間に従う。

5) 服装について

本校指定の実習着と内履きを着用する。施設によって特別な指定があればそれに従う。

6) 出席の管理について

出席表管理表（様式2）にて管理するので、毎朝出席の際に実習指導者に提出し、帰宅の際にサインをもらい受け取る。

原則として欠席は認めない。やむを得ない事由で欠席する場合は欠席届を提出する。無断欠席をした場合は臨床実習を中止することがある。

7. 実習中の課題について

実習中に以下の課題を課す。課題が整い次第、実習担当者に提出の上、確認のサインをもらうこと。

①実習日報（デイリーノート）（様式5）

8. 学校への提出書類について

実習が終了後、指定された日時に以下の書類を提出すること。

①実習日報（デイリーノート）（様式5）

②実習ケースノート（様式6）

③実習の感想文（様式7）

9. 実習報告会等（症例報告を含む。）について

1) 実習報告会等の資料作成にあたっては個人情報等の取り扱いに留意し、必要に応じて臨床実習指導者の指示を受けること。

2) 実習報告会等（症例報告を含む。）の提出に際しては以下の事項に留意し、個人を特定できるものを保護すること。

①患者様・利用者様の氏名：氏名の記載、イニシャル表記はしないこと。

②生年月日：記載しない。ただし、年齢は可。

③性別：可。

④職業：記載しない。

⑤家族歴：個人を特定する情報は不可。

⑥個人が特定される可能性がある臨床実習記録等の施設外への持ち出しは原則として禁止する。やむを得ず施設外に持ち出す際は実習施設の責任者等の許可を得ること。

⑦実習目的以外に利用しない。

⑧実習記録の作成にパソコン等の電子媒体を使用する場合には、事前に許可を得る必要がある。また、臨床実習中に作成したデータについて電子媒体の管理に留意すること。

⑨実習終了後、不必要となった記録物やメモ類はシュレッダー等により、個人データを復元不可能な形にして廃棄する。電子媒体は内容を消去する等の処分を行う。

3) 実習終了後の臨床実習記録等の取り扱いについて

提出されたレポートは校内評価を行った後に適切な廃棄処理を行う。

(様式1) 個人情報保護に関する誓約書(生徒用)

個人情報保護に関する誓約書

実習施設名： _____

代表者名： _____ 様

私は、○×専門学校○○学科における実習を通じて知り得た貴施設および患者様・利用者様に関する個人情報について、学習目的以外でこれを第三者に漏洩しないことを誓います。

平成 年 月 日

○×専門学校
○○学科 年

氏名(自署) _____

個人情報保護に関する誓約書

養成施設名 : _____ 学校

学校長 : _____ 殿

私は、〇×専門学校〇〇学科の実習を通じて知り得た貴養成施設の実習生に関する個人情報について、教育目的以外に第三者に漏洩しないことを誓います。

平成 年 月 日

施設の名称 _____

施術所開設者 _____ ㊞

施術所の長または管理者 (開設者と異なる場合) _____ ㊞

実習指導者の氏名 (開設者と異なる場合) _____ ㊞

(様式3) 実習出席管理表

実習出席管理表

〇〇専門学校 〇〇学科

実習生氏名 _____

実習施設名 _____

指導者氏名 _____ 印

実習期間 年 月 日 ~ 月 日

出席表

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月 日	/	/	/	/	/	/
出 席						
指導者 サイン						

出席：○ 欠席：／ 遅刻：× 早退○/

(様式5) 実習日報

実習日報 (デイリーノート)

〇〇専門学校 〇〇学科

実習生氏名 _____

実習施設名称 _____

指導者氏名 _____

実習日 年 月 日

【今日の目標】		
	午前	午後
本日の計画		
実習の学びと考察		
コメント欄	指導者サイン ()	

※実習日毎に1枚作成し、指導者のコメント・サインをもらうこと。

(様式 6) 実習ケースノート

実習ケースノート

〇〇専門学校 〇〇学科

実習生氏名 _____

実習施設名 _____ 指導者氏名 _____

実習期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

1 枚に収まらない場合は複数枚にわたっても構わない。

(様式 7) 実習感想文

実習感想文

〇〇専門学校 〇〇学科

実習生氏名 _____

実習施設名 _____ 指導者氏名 _____

実習期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

1 枚に収まらない場合は複数枚にわたっても構わない。

(様式 8) 実習評価表

実習評価表

〇〇専門学校 〇〇学科

実習生氏名 _____

実習施設名 _____

指導者氏名 _____ 印

実習期間 年 月 日 ~ 月 日

実習内容	評価視点	指導者の評価
基本事項	1 実習施設のスケジュールに従って行動できた。	3・2・1・0
	2 衣服、身だしなみ、衛生面に配慮ができていた。	3・2・1・0
	3 指導者や従事するスタッフに対し、社会人としてふさわしい対応（礼儀・言葉遣い）ができた。	3・2・1・0
	4 実習施設の受療者、利用者等とその家族に対し、社会人としてふさわしい対応（礼儀・言葉遣い）ができた。	3・2・1・0
	5 実習施設の指導者に対し、適切な報告・連絡・相談ができた。	3・2・1・0
	6 実習施設の指導者の指示・忠告・示唆に対し、適切に対応した。	3・2・1・0

行動目標	1 心身ともに良好な状態で実習に臨むことができた。	3・2・1・0
	2 実習施設の指導者や従事するスタッフと協調し、業務の一端を担うことができた。	3・2・1・0
	3 実習施設の受療者の症状や病態、または実習施設の利用者のニーズを把握することができた。	3・2・1・0
	4 実習施設の指導者の施術の方針を理解することができた。	3・2・1・0
	5 自ら知的探求心をもって実習に臨み、カンファレンス等で主体的、積極的に議論し、学びを深めた。	3・2・1・0
	6 実習の主旨を理解し、効果的な学びを得ることができた。	3・2・1・0

3：ほとんど助言・指導を必要としない

2：ある程度の助言・指導を必要とする

1：かなりの助言・指導を必要とする

0：かなりの助言・指導をしてもできない

実習評価	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
------	----------------

特記事項	
------	--

(様式 10) 実習生個人資料

実習生個人資料

記入日 年 月 日

実習施設名	
実習期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

ふりがな		性別	写真を貼る位置
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日満 () 歳		
興味のある分野		苦手な分野	
自己目標			

以下何も記入しないこと。

臨床実習前試験の評価	
あん摩マッサージ指圧	優・良・可・不可
はり	優・良・可・不可
きゅう	優・良・可・不可
他 ()	優・良・可・不可
指導教員コメント	
実習地までの交通手段	
特記事項	

施術所臨床実習の説明と同意書

当施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係わる学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成 29 年度文部科学省・厚生労働省令第 1 号）に基づく、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の臨床実習施設です。つきましては、養成施設の生徒があん摩マッサージ指圧はりきゅうに関する専門的知識と技術を学ぶことを目的に、施術の見学・補助等をさせていただきたく存じます。

つきましては、下記の内容をお読み頂き、ご了解いただけましたら、実習にご協力下さいますようお願い申し上げます。

1. 実習生が見学・施術の補助を行う場合、事前に十分かつ分かりやすい説明を行い、患者様やご家族の同意を得て行います。
2. 実習生が施術の補助を行う場合、安全の確保を最優先し、事前に実習指導者の助言・指導を受け、技術を修得してから臨みます。
3. 患者様やご家族は、実習に関する意見や質問等があれば、いつでも実習指導者に直接尋ねることができます。
4. 患者様やご家族は、臨床実習の説明に同意した後も、実習生が行う見学・施術の補助に対して拒否や受け持ちの辞退ができます。またその場合、何の不利益も受けないことをお約束いたします。
5. 実習生は、臨床実習を通して知り得た患者様やご家族に関する情報については、他者に漏らすことがないようにプライバシーの保護に努め、実習以外の目的で使用することはありません。

実習施設名：〇〇はりきゅう治療院

実習指導者氏名 〇〇 〇〇

施術所臨床実習同意書

〇〇鍼灸治療院 院長 殿

施術所臨床実習について説明を受け、実習生が私の施術を見学または施術の補助に参加することに同意します。

____年 ____月 ____日 ____あなたのお名前 _____

※ もしくは 保護者/代理人のお名前 _____ (続柄 _____)

6 教員に関する事項

- (11) 養成施設は、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所（以下「施術所」という。）、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置すること。

9 実習に関する事項

- (1) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設、施術所を確保すること。また、必要に応じ医療機関等の実習施設を確保すること。
- (2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり臨床実習を行う施設をいうこと。
- (3) 医療機関等とは、病院、診療所、スポーツ施設及び介護施設等とし、医療機関等における臨床実習は1単位を超えない範囲での見学実習とすること。
- (4) 施術所は、次の要件を満たしていること。
- ア 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
 - イ 施術所は、5年以上の開業実績があること。
 - ウ 教員の資格を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「あはき師臨床実習指導者講習会」を修了したあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師である臨床実習指導者を配置していること。
 - エ 過去1年間の施術日の平均受診者数が5名以上であること。
 - オ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
 - カ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
 - キ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

参考資料(2) 臨床実習施設届出に関わる提出書類等

臨床実習施設届出に関わる提出書類等

提出書類	必要記載事項
変更届所	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設名（複数課程がある場合は課程も） ・変更事項 ・変更年月日 ・適用年月日 ・実習調整者氏名 ・添付書類
臨床実習施設承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ・実習施設の開設者が実習を承諾する旨（様式2参考） ・承諾年月日（様式2参考） ・実習時間（様式2参考） ・実習単位（様式2参考） ・実習1回あたりの受入数（様式2参考） ・実習指導者氏名（様式4-a. b. 5-a. b参考） ・承認印または署名（様式4-a. b参考） ・実務経験年数（様式5-a. b参考）
臨床実習施設の概況書	<ul style="list-style-type: none"> ・実習施設の名称（様式4-a. b参考） ・開設者の氏名（様式4-a. b参考） ・場所（様式4-a. b参考） ・実習施設の種類（様式4-a. b参考） ・開設年月日（様式4-a. b参考） ・面積（様式4-a. b参考） ・昨年度の実習生の受け入れ状況（様式4-a. b参考） ・最近1年間の施術を受けた者の延べ人数（あはき）（様式4-a. b参考） ・最近1年間の施術を受けた者の施術日1日当たりの平均受療者数（あはき）（様式4-a参考） ・開設者が療養費申請資格停止等の行政処分を受けたことがない旨（様式4-a参考） ・実習用設備（様式4-a参考）
その他変更事項を確認できる書類 ・臨床実習指導者の履歴 ・資格免許証の写し ・指導者講習会修了書	<ul style="list-style-type: none"> ・職歴（様式5-a. b参考） ・教育歴（様式5-a. b参考） ・資格取得の年月日（様式5-a. b参考） ・実習指導者講習会受講の有無（様式5-a. b参考）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・変更理由書 ・法人の決定を確認できる書類（議事録等の写し） ・実習施設の新旧対照表

あはき学生の臨床実習で役立つ

ルーブリック

活用の手引き

本手引きは、文部科学省の生涯学習振興事業委託費による委託事業として、（株）三菱総合研究所が実施した平成30年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」の成果物です。

本手引書について

本手引書は、校外における実習の検討および見直しを図る際に学校教員が参照することを想定し、ルーブリック評価表（学習到達度表）およびその使い方を示すことで、各校の教員の皆様が実習の質をより高めるきっかけとなることを目指し作成されました。

ルーブリックという言葉には聞き馴染みがないかもしれませんが、本手引書を手がかりにルーブリックを活用し、各校の学生さんの実習がより実りあるものとなりますことを切に願います。

なお、本手引書は『臨床実習マニュアル』に準拠しており、マニュアルと合わせて参照されることをおすすめます。

※ 本手引書における各種ルーブリックの使用方法や、ルーブリックはあくまで参考であり、各校にて使いやすい形で改良して使用いただければと思います。

ルーブリック評価表（学習到達度表）とは

ルーブリック評価表（以下ルーブリック）とは、学生の学習到達度を測定するための要素を、「①項目として分解し」、「②各項目についてその水準を定めた」ものです。（下図参照）

①項目

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（以下、「あはき師」と表記。これらを学ぶ学生を指す場合は「あはき学生」と表記）として仕事をする上で必要と考えられる事項や実習の際に身に着けることが望まれると考えられる項目を縦に列挙しています。例えば、『臨床実習マニュアル』に掲載されている評価表の基本事項に掲げられている事項はそれぞれ重要な要素となるでしょう。この基本事項という大項目をさらにいくつかの小項目（身だしなみ～報告・連絡・相談）に分解して記載しています。

②水準

各項目の達成度を3～0の4段階に分け、各段階がどの程度の水準を表すのかを横に記載しています。3は当該項目において望ましい水準に到達していることを示し、2,1,0と順に到達水準が低くなっていきます。例えば、「身だしなみ」について、評価3「実習先における施術者として適切な衣服を選択し、業務中は自ら常に清潔な身だしなみに気を使うことができる。」から評価0「実習先における施術者としては適切な衣服を選択できず、身だしなみへ気を使うことが難しい。」までの4段階で示しています。

		水準				
大項目	小項目	優先度	評価3	評価2	評価1	評価0
態度	身だしなみ	○	実習先における施術者として適切な衣服を選択し、業務中は自ら常に清潔な身だしなみに気を使うことができる。	実習先における施術者として適切な衣服を選択し、指摘に応じて十分に清潔な身だしなみを整えることができる。	ときに実習先における施術者としてはふさわしくない衣服を着用したり、身だしなみが乱れていることがある。	実習先における施術者としては適切な衣服を選択できず、身だしなみへ気を使うことが難しい。

コンプライアンス	主体性		自ら探究心をもって実習に臨み、カンファレンス等で主体的、積極的に議論し、学びを深めることができる。	カンファレンス等で議論し、学びを深めることができる。	カンファレンス等で意見を述べることができる。	カンファレンス等で意見を述べられないことが多い。
	守秘義務 個人情報	○	守秘義務・個人情報を厳守すると共に、両者に該当するか疑わしいものについても十分に検討している。	守秘義務・個人情報を認識し、注意を払っている。	守秘義務・個人情報の認識および取扱に不十分なところがある。	守秘義務・個人情報を認識できていないことが多い。
コミュニケーション	協調性・行動力		指導者や従事するスタッフと協調し、業務の一部を率先して担うことができる。	指導者や従事するスタッフと協調し、業務の一部を担うことができる。	指導者や従事するスタッフと協調できず、業務の一部を担えないことがある。	指導者や従事するスタッフと協調できず、しばしば業務の一部を担えない。

※ 具体的なルーブリック表は4-5pに記載しています。もちろん、本書記載のルーブリックをそのまま使用する必要はなく、適宜項目・水準を追加したり、その他の事項を記入する列を追加して活用してください。

ルーブリックの活用機会

ルーブリックは成績評価に留まらず、非常に多くの活用機会が想定されます。本手引書では特に活用が想定される臨床実習における活用機会をSTEP 1として示します。

STEP1では、直接的にルーブリックを使用する主体を、教員・実習先（指導者）・学生の3者に分け、5つの活用場面を示します。

そのうえで、ルーブリックを用いた実習からカリキュラム構成等へのフィードバックを得る教育課程等の見直しにかかる活用方法をSTEP 2として示します。STEP 2では2つの活用機会を示します。

もちろん、本書は活用の可能性について提示したものにすぎません。可能な部分を取り入れ、方法も学校の実態に合わせて柔軟に変更し、ご利用ください。



STEP 2 教育課程等の見直し

2.1 実習（全体）の評価

- 実習等に参加した全学生の学習成果を可視化し、実習等の目標、教育内容、教授法、実習先等を評価

2.2 教育課程等の見直し

- 実習・演習科目やその他の科目の学習目標の項目・水準の検討に活用
- 各授業の学習内容、教授法と学習目標との整合を確認

あはき学生ルーブリック

大項目	小項目	優先度★	評価 3
態度	身だしなみ	○	実習先における施術者として適切な衣服を選択し、業務中は自ら常に清潔な身だしなみに気を使うことができる。
	健康管理	○	十分な睡眠を取るなど、心身ともに十分良好な状態を保つことに務めている。
	時間管理	○	実習施設のスケジュールに従うのみでなく、次のスケジュールを見越してスムーズに行動できる。
	施設内	○	指導者や従事するスタッフに対し、社会人としてその場に応じた適切な対応（礼儀・言葉遣い）ができる。
	受療者	○	受療者や施設の利用者、その家族に対し、社会人としてその場に応じた適切な対応（礼儀・言葉遣い）ができる。
	主体性		自ら探究心をもって実習に臨み、カンファレンス等で主体的、積極的に議論し、学びを深めることができる。
コンプライアンス	守秘義務 個人情報	○	守秘義務・個人情報を厳守すると共に、両者に該当するか疑わしいものについても十分に検討している。
コミュニケーション	協調性・行動力		指導者や従事するスタッフと協調し、業務の一部を率先して担うことができる。
	指導への対応	○	指導者の指示・忠告・示唆を十分に理解し、真摯に受け止めた上で、適切に対応することができる。
	報告・連絡 相談	○	指導者に対し、適切なタイミングと内容で報告・連絡・相談ができる。
付帯業務	清潔保持		指摘された点のみならず、汚れを残すことなく、主体的に施術室や待合室などの清潔保持ができる。
	衛生管理	○	指摘された点のみならず、主体的に施術道具及び施術機器の衛生管理をできる。
	予診表の説明		受付にて、落ち着いて自分の言葉でわかりやすく予診表の記入方法を説明できる。
診察	施術観察	○	指導者の施術の方針を十分理解し、自らの言葉でその方針を説明することができる。
	手順の説明	○	医療面接（病歴等聴取）と身体の鑑別評価（触診など）の手順を自らの言葉で説明できる。
	医療面接	○	落ち着いて医療面接（病歴等聴取）を行い、患者のニーズを十分にできる。
	鑑別評価	○	身体の鑑別評価（触診など）をスムーズかつ適切に行うことができる。
	計測、評価の説明	○	ROM、MMTなどの計測、評価を自分の言葉で説明できる。
	計測、評価	○	ROM、MMTなどの計測、評価をスムーズかつ適切に行うことができる。
	その他検査の評価	○	その他バイタル、ADL評価、心理評価、痛みの評価などで評価ができる。
	その他検査の評価 説明		その他バイタル、ADL評価、心理評価、痛みの評価などの評価を説明できる。

★項目選択の際に、より優先度が高いと考えられるものに○をつけています。

注 その他、技術的な項目に関しては、針術、きゅう術、西洋医学的身体診察法、東洋医学的身体診察法、リスク管理等、各校にて検討、追加いただいてもよいでしょう。

本ルーブリックは、あはき学生の実習における最低限の項目を想定して作成しております。項目や評価の水準は各校にて追加・修正いただき活用いただければ幸いです。

評価 2	評価 1	評価 0
実習先における施術者として適切な衣服を選択し、指摘に応じて十分に清潔な身だしなみを整えることができる。	ときに実習先における施術者としてはふさわしくない衣服を着用したり、身だしなみが乱れていることがある。	実習先における施術者としては適切な衣服を選択できず、身だしなみへ気を使うことが難しい。
十分な睡眠を取るなど、心身ともに良好な状態を保つ行為を行っている。	睡眠不足など、心身を害する状況が見受けられることがあった。	十分な睡眠を取るなど、心身を良好に保つ努力を行っていない。
実習施設のスケジュールに従って行動できる。	休憩時間など、実習施設のスケジュールに従って行動できないことがある。	休憩時間など、実習施設のスケジュールに従って行動できないことが多い。
指導者や従事するスタッフに対し、社会人として違和感のない対応（礼儀・言葉遣い）ができる。	指導者や従事するスタッフに対し、適切ではない対応（礼儀・言葉遣い）を取ることがある。	指導者や従事するスタッフに対し、学生の域を出ない対応（礼儀・言葉遣い）を取ることがある。
受療者や施設の利用者、その家族に対し、社会人として違和感のない対応（礼儀・言葉遣い）ができる。	受療者や施設の利用者、その家族に対し、適切ではない対応（礼儀・言葉遣い）を取ることがある。	受療者や施設の利用者、その家族に対し、学生の域を出ない対応（礼儀・言葉遣い）を取ることがある。
カンファレンス等で議論し、学びを深めることができる。	カンファレンス等で意見を述べるができる。	カンファレンス等で意見を述べられないことが多い。
守秘義務・個人情報認識し、注意を払っている。	守秘義務・個人情報の認識および取扱に不十分などところがある。	守秘義務・個人情報を認識できていないことが多い。
指導者や従事するスタッフと協調し、業務の一部を担うことができる。	指導者や従事するスタッフと協調できず、業務の一部を担えないことがある。	指導者や従事するスタッフと協調できず、しばしば業務の一部を担えない。
指導者の指示・忠告・示唆を概ね理解し、対応することができる。	指導者の指示・忠告・示唆をあまり理解、受け止められず、対応できないことがある。	指導者の指示・忠告・示唆を理解、受け止められず、対応できないことが多い。
指導者に対し、報告・連絡・相談を概ねできるがタイミングが不適切であったり、内容に要領を得ないことがある。	指導者に対し、報告・連絡・相談を概ねできるがタイミングが不適切であったり、内容に要領を得ないことが多い。	指導者に対し、報告・連絡・相談ができないことが多い。
指摘された点について、目立った汚れを残さず施術室や待合室などの清潔保持ができる。	指摘された点についても、施術室や待合室などに、明らかな清掃不足がまれにみられる。	指摘された点についても、施術室や待合室などに明らかな清掃不足がみられる。
指摘された点について施術道具及び施術機器の衛生管理をできる。	施術道具及び施術機器の衛生管理をできないことがある。	施術道具及び施術機器の衛生管理が難しい。
受付にて、一通り予診表の記入方法を説明できる	受付にて、予診表の記入方法の説明が不十分などところがある。	受付にて、予診表の記入方法の説明が難しい。
指導者の施術の方針を理解することができる。	指導者の施術の方針を理解できないことがある。	指導者の施術の方針を理解することができないことが多い。
医療面接（病歴等聴取）と身体鑑別評価（触診など）の手順を一通り説明できる。	医療面接（病歴等聴取）と身体鑑別評価（触診など）の手順の説明が不十分ことがある。	医療面接（病歴等聴取）と身体鑑別評価（触診など）の手順が説明できないことが多い。
医療面接（病歴等聴取）を一通り行い、患者のニーズを聞き出すことができる。	医療面接（病歴等聴取）のやりとりに不十分などがあり、ときに、患者のニーズを十分に聞き出せない。	医療面接（病歴等聴取）のやりとりが難しく、患者のニーズを聞き出せない。
身体鑑別評価（触診など）を概ね適切に行うことができるが、ときに迷いがある。	身体鑑別評価（触診など）が不適切なことがある。	身体鑑別評価（触診など）が不適切なことが多い。
ROM、MMTなどの計測、評価を一通り説明できる。	ROM、MMTなどの計測、評価の説明に不十分などところがある。	ROM、MMTなどの計測、評価の説明が難しい。
ROM、MMTなどの計測、評価を概ね適切に行うことができるが、ときに迷いがある。	ROM、MMTなどの計測、評価が不適切なことがある。	ROM、MMTなどの計測、評価をできないことが多い。
その他バイタル、ADL評価、心理評価、痛みの評価などで評価が概ねできる	その他バイタル、ADL評価、心理評価、痛みの評価などで評価に不十分などところがある	その他バイタル、ADL評価、心理評価、痛みの評価などの評価ができないことが多い
その他バイタル、ADL評価、心理評価、痛みの評価などの評価を概ね説明できる	その他バイタル、ADL評価、心理評価、痛みの評価などの評価の説明に不十分などところがある	その他バイタル、ADL評価、心理評価、痛みの評価などの評価の説明ができないことが多い

STEP 1 臨床実習における活用

活用目的

STEP 1では、臨床実習におけるルーブリックの活用方法を示します。ルーブリックを用いることで、臨床実習の目標設定、教員・学生・指導者間の目標共有、評価、学生へのフィードバックや内省の支援など、実習の各段階での実習成果の質的向上に活用いただくことを想定しています。

ルーブリックの直接的な使用者は教員・実習先（指導者）・学生の三者が考えられます。それぞれの主体の使用を想定しながらお読みください。

全体の流れとしては、実習の順序に沿って記述しています。1.1では教員内での実習目標の設定、1.2では実習先における実習内容の検討、1.3では実習における学生の目標設定、1.4では実習先と学生による中間・最終評価、1.5では学生の成績評価を扱います。

活用方法1.1 実習目標の設定

はじめに、実習においてどのような項目をどの水準まで到達させることを目指すのか、教員内で検討しておく必要があります。

評価項目の検討

実習時までの授業の進み具合等から、実習において教員として、重点的に実施しようとする項目を、個別のルーブリック項目から洗い出しましょう。その際、各小項目へ○や×をつけるとよいでしょう（例えば、授業進捗上 ROMやMMTの評価については未学習のため×、説明については簡単には説明しているため△、身だしなみは学習済みのため○等）。

目標評価水準の検討

続いて各項目に対して目標とする評価水準を検討しましょう。例えば、日頃から学生全体としてあまり「身だしなみ」に気を配っていない様子が見受けられる場合は、評価3ではなく評価2を目標にするなど、状況に合わせて目標水準をすり合わせましょう。

項目と水準の検討とすり合わせを通じて、学校としての実習目標の標準化や成績評価の公平性がより担保されるようになると考えられます（以下では目標とする水準に黄色い○をつけています）。

大項目	小項目	実習希望項目	実習先実施可能	評価3	評価2	評価1	評価0
態度	身だしなみ	○		実習先における施術者として適切な衣服を選択し、業務中は自ら常に清潔な身だしなみに気を使うことができる。
...
診察	計測、評価の説明	△		ROM、MMTなどの計測、評価を自分の言葉で説明できる。	ROM、MMTなどの計測、評価を一通り説明できる。	ROM、MMTなどの計測、評価の説明に不十分なところがある。	ROM、MMTなどの計測、評価の説明が難しい。
	計測、評価	×		ROM、MMTなどの計測、評価をスムーズかつ適切に行うことが			

POINT 教員内における「実習に求める項目と水準」の見える化

ルーブリックを活用しても、教員内でまったく同じ水準を確保することはできませんし、そこにこだわりすぎることはかえって、学習の柔軟性を下げるでしょう。ポイントは、ルーブリックの使用により「実習に何を求めるのか」について教員内で議論を行えることです。

本手引書のルーブリックを題材に、「この項目は必要だろう」「評価3でこの水準は難しい」などの議論を行うことで、教員内で暗黙知化されていた基準を明らかにすることができます。

活用方法1.2 実習先との連携

教育目的に適った臨床実習を行うため、実習生を受け入れる実習先と、実習の目的をきちんと共有しておく必要があります。学校側と実習先の意味疎通を十分行うことで、受け入れを断られる、実習内容が学校の意図したものと大きく乖離する、実習先によって実習内容が異なってしまうという事態を回避できるようになります。本項では実習先との連携におけるルーブリックの利用法として、(1) 実習の依頼・実習内容の確認、(2) 学生とのマッチングの2つを示します。

(1) 実習依頼・実習内容の確認

実習先が決まった後は、実習内容を検討し、目的に適った実習指導が行われるよう環境整備を行う必要があります。その際のポイントは、学校側が何を求めているのかを実習先へきちんと伝え、実習先が何ができるのかを十分に把握することです。ルーブリックを用いて、両者のすり合わせを図りましょう。この際にも「①項目と②水準」の2つがポイントとなります。

まず、以下のように、P6で示した学校側から実習で実施を希望する項目を伝えましょう（この際、実習科目のシラバスや大まかなカリキュラムを渡すことも効果的でしょう）。もちろん、学校側で希望する項目のすべてを実習先で対応できないことも往々にしてあります。そこで、ルーブリックを用いて実習先にも実施が可能な項目に○をつけてもらいましょう。両者を元に、実習の項目をすり合わせましょう（以下の表では、P6で示した学校側の実習希望を記入したうえで、実習先にて実施が可能な項目について、列に記入しています）。

さらに、実習の際にどの程度の指導水準が必要なのかはしばしば課題となります。この段階では、ひとまず平均的な水準として各項目でどの程度の水準の指導を意図しているのか、実習先へ伝えましょう。

また、実習実施項目や、その水準に関する議論の中で、具体的にどのような活動を学生に従事・体験させることができるのか実習先と相談し明確化しましょう。

大項目	小項目	実習希望項目	実習先実施可能	評価3	評価2	評価1	評価0
態度	身だしなみ	○	○	実習先における施術者として適切な衣服を選択し、業務中は自ら常に清潔な身だしなみに気を使うことができる。
...
診察	計測、評価の説明	△	×	ROM、MMTなどの計測、評価を自分の言葉で説明できる。	ROM、MMTなどの計測、評価を一通り説明できる。	ROM、MMTなどの計測、評価の説明に不十分なところがある。	ROM、MMTなどの計測、評価の説明が難しい。
	計測、評価	×	×	ROM、MMTなどの計測、評価をスムーズかつ適切に行うことができる。			

例えば、上記の例をみてみましょう。「みだしなみ」項目は実習において実施可能でしょう。一方で、「計測、評価」の項目は、授業進捗等の都合から、「計測、評価の説明」の項目は受け入れ先の都合から、この実習先では行えないことが事前にわかります。

学校側の希望と、受け入れ側で可能なこととはじめに確認したうえで、どのような形で指導いただきたいのか、具体的に伝え、実習での実施内容を具体的に検討しましょう。例えば、ルーブリックに列を追加して、想定実施内容を記載しても良いでしょう。（身だしなみは、最初に受け入れ先の方と学生の違いや、学生が注意すべきポイントについてアドバイスいただく。毎日開始時に身だしなみチェックを行う。など）

POINT 指導者研修の活用・説明会の開催

実習先と実習の内容をすり合わせる時間を確保することは、教員にとっても実習先にとっても大変です。そこで、指導者研修を活用しましょう。指導者研修の機会に、学校と実習先指導者との間でルーブリックの説明、指導内容の検討を行ったり、指導内容の共有を行うことでノウハウの共有をしましょう。

実習先との連絡を、教員が実習先ごとに行うのは大きな労力が必要となります。指導者研修で行えない場合には、実習先指導者を集めて一度に説明会を行うことも効果的でしょう。教員側の調整に要する労力を実習内容の検討に振り向け、実習の質をより高めていくことが可能になります。

(2) 学生と実習先のマッチング

実習先で指導可能な項目を一覧化することで、学生ごとの実習目標に合致した指導項目を持つ実習先を選定、学生と実習生のマッチング精度を向上させることができます。

(1) で得た「各実習先実施可能性」の欄を、すべて一覧表にすることで、どの実習先でどの実習項目が実施可能かを把握することができます。学生が希望する、あるいは、教員の立場から学生に必要と考えられる実習内容を実施可能な実習先を優先的な候補として、学生と実習先のマッチングを行いましょう。

大項目	小項目	実習先1	実習先2	...
態度	身だしなみ	○	○	...
	...	×	○	...
...
診察	計測、評価の説明	○	×	...
	...	×

活用方法1.3 学生への伝達・動機付け

教員内ですり合わせた項目と水準について学生に伝えた上で、ルーブリックの各項目について学生の現状把握（自己評価）を行いましょう。実際にルーブリックを学生へ配布して、自己評価で該当する水準に丸をつけさせ、現状把握を促します。

大項目	小項目	実習希望項目	評価3	評価2	評価1	評価0
態度	身だしなみ	○	実習先における施術者として適切な衣服を選択し、業務中は自ら常に清潔な身だしなみに気を使うことができる。	○		...
...	...	×	...			
診察	計測、評価の説明	△	ROM、MMTなどの計測、評価を自分の言葉で説明できる		○	
...

自己評価や実習先で実習可能な項目を参考に、学生ごとの重点目標項目と水準を記入しましょう。まずは、現状よりも1段階上の評価を目安に目標水準として設定することが望まれます。ここで立てた目標を教員から実習先へ早めに伝え、実習内容の水準の検討とが結びつくようにしましょう。

1. 臨床実習での目標

自己目標	
1.	態度「みだしなみ」項目では評価3「施術者に相応しい身だしなみ（服装・容姿）ができる」を目標とする。特に頭髪や爪などに気を配る。
2.	診察「計測・評価の説明」項目では、評価2「ROM、MMTなどの計測、評価を一通り説明できる。」を目標とする。授業で学習してから時間が経っているため、教科書等を再確認して実習に挑みたい。

参考様式 『臨床実習マニュアル』東洋療法学校協会新カリキュラムワーキンググループ編
様式11：実習生個人資料

活用方法1.4 実習中の指導と中間・最終評価

実習中間評価および実習後の、学生及び指導者による評価の際にルーブリックを参照しましょう。3～0の評価が具体的にどの水準に該当するのか、ルーブリックの記述を参照して評価を行うことができます。

中間評価の際には、目標に対して達成できていない項目や、自己評価と指導者評価でずれのある項目を洗い出し、その理由を具体的な場面を例に挙げながら振り返りましょう。また、後半の実習で達成できていない目標を達成できるように指導者と相談しましょう。

実施内容	評価視点	指導者の評価
基本事項	1 実施施設のスケジュールに従って行動できた。	3・2・1・0
	2 衣服、身だしなみ、衛生面に配慮ができていた。	3・2・1・0
	3 指導者や従事するスタッフに対し、社会人としてふさわしい対応（礼儀・言葉遣い）ができた。	3・2・1・0
	4 受領者や施設の利用者、その家族に対し、社会人としてふさわしい対応（礼儀・言葉遣い）ができた。	3・2・1・0
	5 指導者に対し、適切な報告・連絡・相談ができた。	3・2・1・0

参考様式 『臨床実習マニュアル』東洋療法学校協会新カリキュラムワーキンググループ編
様式8：施術所・医療機関等臨床実習評価表

活用方法1.5 学修成果（各学生）の評価

上記の評価はさらに、授業評価にも活用可能です。実習中の学生の状況は教員側では把握しづらいことも多いでしょう。予め指導者側へ基準を示しておくことで、指導者による最終評価を授業評価の判断材料として活用することができます。

また、評価表を紙面でもらうのみではなく、評価表を元に指導者と教員で協議を行い、なぜ評価が高いのか（低いのか）、具体的なエピソードを含め学生の状況を教員と実習先の間で共有し、その後の学校での教育に活かしましょう。

活用目的

各回の臨床実習実施のみではなく、臨床実習の学修効果の検証や教育課程の見直しにもルーブリックを活用できます。

臨床実習をより効果的に実施していくために、過年度の実習と今年度の実習がそれぞれの程度効果があったのか評価し、実習の改善に役立てることができます。

また、実習先で何を学ぶのかを明確化することで、学校で何をどのタイミングで教育しておくべきかを検討することができます。こうしたプロセスを繰り返すことで、実習前後の学校におけるカリキュラム編成、教育課程全般の時間数の見直しやシラバスの見直しの題材とすることも可能です。

活用方法2.1 実習（全体）の評価

ルーブリックを用いて臨床実習全体が、学生に対してどの程度の学修効果を上げることができたのかを測定することができます。ここでは、(1) 実習前後のスコア算出方法について説明した上で、(2) スコアの活用方法について説明します。

(1) 実習前後のスコア算出

実習を行う前に、ルーブリックを用いて学生の自己評価により学生の現状を把握します（以下自己評価のみではなく、教員により評価を行う使い方も考えられます）。この自己評価を用い、評価3を3点、評価0を0点として各項目について、クラス全体の平均点を算出します。例えば、「みだしなみ」の項目について、評価3の学生が10人、評価2の学生が5人、評価1の学生が5人であればそのクラスの「みだしなみ」の項目は

$$\frac{3 \times 10 + 2 \times 5 + 1 \times 5}{20} = 2.25$$

となります。

同じく、実習後に各項目について学生の現状を自己評価し、クラス全体のスコアを計算します。

大項目	小項目	実習前	実習後
態度	身だしなみ	2.25	3.25

診察	計測、評価の説明	1.5	1.6

(2) スコアの活用方法

ここでは2つの活用方法を示します。

第1に実習評価への利用です。実習前後のスコアの差分は学修効果と考えられます。例えば、上の例では「みだしなみ」について、実習前の2.25から実習後の3.25で1.0ポイント上昇しています。この1.0ポイントが実習によって上昇したことになります。昨年度と今年度でどちらの実習形式がよいのか検討する際に、このスコアを一つの指標として活用できます。

第2に、各実習先の評価を行うことができます。学生のスコア上昇率を実習先別に集計することで、各実習先の指導がどの程度うまくいっているのか、各実習先はどの項目の指導が得意なのかがわかります。実習先の特徴を数値で蓄積することにより、次年度の学生と実習先とのマッチングもより良いものになるでしょう。

活用方法2.2 教育課程等の見直し

ルーブリックを用いて、実習と授業との結びつきを検討し、より適切な教育課程や授業内容を計画する事ができます。

ルーブリックの最終評価を蓄積することで、学生全体が平均的にどの項目が苦手なのか、どの水準でつまづくのかがわかるようになります。この情報を基に、苦手なポイントを（1）授業の中でフォローすることができます。

さらに、ルーブリックを通して実習で学ぶことが明確化されることで、（2）学習タイミングの見直しを行うこともできます。

(1) 授業内でのフォロー

例年の実習から、学生がつまづくポイントが特定できていれば、実習前につまづくポイントを重点的に学習しておくことができます。あるいは、実習内でつまづいたポイントについて実習後に補強的に学ぶことができます。

具体的には、実習で多くの学生がつまづきやすい（つまづいた）ポイントについて、授業内の場で詳細かつ繰り返し説明するなど、実習前に重点的な知識の定着を促すなどの対応が考えられます。例えば、実習の中で「計測、評価の説明」のスコアが低かったようであれば（10p参照）、「計測、評価の説明」について座学の中で取り扱うことで、実習の実体験も含めてより学習内容が深まるでしょう。

事前学習

実習中につまづきやすいポイントや、実習で行う内容を事前に学んでおく。

実習

事後学習

実習でつまづいたポイント、苦手意識の強かった部分について授業内でフォローアップする。

さらに、下記のように実習で行う内容と授業のカリキュラムの関連表を作っておくと良いでしょう。学生に下記の表を配布して、これまで学んだ過去の授業を振り返ったり、苦手意識のある項目がどの科目で取り扱われるのかがわかることで、意欲的に授業に取り組むことができるでしょう。

大項目	小項目	対応カリキュラム	受講年次
態度	身だしなみ	臨床入門	1年

...
診察	計測、評価の説明	はり・きゅう・あん摩基礎実技	2年

(2) 学習タイミングの見直し

実習の項目や、実習結果から、学習のタイミングや教育課程を再検討することも可能でしょう。すでに資格取得のために授業の順序や時期は十分に検討されたものとなっていると考えられますが、臨床実習という観点から、改めて学習のタイミングや教育課程の見直しを行うことで、より学生の学びの質を向上させることができる可能性があります。

例えば、実習の前に学んでおくことで、実習内で扱える内容が増える、事前に現場を見ておくことで学校での学習に現実味を持つことができる等の効果が考えられます。

あはき学生の臨床実習で役立つ
ルーブリックの活用の手引き

臨床実習評価表

仙台赤門短期大学 鍼灸手技療法学科 _____年

学 生 名 _____ 指導者氏名 _____

実 習 日 _____年 _____月 _____日

評価視点	指導者の評価
1) 衣服、身だしなみ、衛生面に配慮ができていたか。	1・2・3・4・5
2) 指導者、スタッフ、受療者、付添人に対して、医療人としてふさわしい対応（礼儀、言葉遣い、丁寧な説明、誠実さ）ができたか。	1・2・3・4・5
3) 実習内容を理解し、実施できたか。	1・2・3・4・5
4) 指導者の指示、忠告、示唆に対して適切に対応したか。	1・2・3・4・5
5) 知的探究心を持って実習に臨み、学びを深めたか。	1・2・3・4・5

【指導者の評価】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1) 助言・指導を必要としない | 4) かなりの助言・指導を必要とする。 |
| 2) ほとんど助言・指導を必要としない。 | 5) かなりの助言指導をしてもできない。 |
| 3) ある程度の助言・指導を必要とする。 | |

特記事項	
------	--

仙台赤門短期大学鍼灸手技療法学科（仮称）の設置に関する

入学意向アンケート調査報告書 ② 【 高校 2 年生・社会人対象 】

～オープンキャンパス、高校内ガイダンス、会場型高校ガイダンス、個別相談会来場者、資料請求者～
令和 6 年 3 月 一般財団法人 日本開発構想研究所

<アンケート調査概要>

1. 調査対象

オープンキャンパス、高校内ガイダンス、会場型高校ガイダンス、個別相談会来場者の来場者を対象に調査を行った。

さらに、令和 4 年 4 月以降において、新設の鍼灸手技療法学科の前身となる仙台赤門医療専門学校の資料請求者（社会人 267 名、高校 2 年生 655 名 合計 922 名）に対し、個別に調査票を送付し、返送のあった調査票を調査対象とした。

2. 調査実施時期

令和 5 年 11 月～令和 6 年 2 月

3. 調査方法

学校法人赤門宏志学院が調査票を回収したのち、結果の中立性・公平性を確保するため、一般財団法人日本開発構想研究所が集計・分析作業にあたった。

4. 回収状況

アンケート回収枚数：108 枚

<アンケート調査結果要旨>

【 問 3：現在学年 】

回答者の学年については、「高校 2 年生」が 65 人（63.1%）と最も多く、次いで「高校は卒業している（社会人）」が 35 人（34.0%）、「高校 3 年生」が 2 人（1.9%）、「高校 1 年生」が 1 人（1.0%）の順に続いている。

○ クロス集計表

今回のアンケート調査では、学生の確保の見通しの審査の厳格化に伴い、慎重な分析が求められるところ、問4（進路志望）において、本学の設置形態である「1 私立短期大学」を選択した回答者に限定し、さらに問5（興味のある学問系統）において、鍼灸手技療法学科の学問分野である「1 保健衛生学（鍼灸、あんまマッサージ指圧、理学療法、作業療法など）」を選択した回答者に限定したうえで、問6（受験希望）と問7（入学希望）のクロス集計を行った。

クロス集計の結果、条件を満たす入学希望者は、42名となり、以下の内訳となった。

（問4 進路志望×問5 興味のある学問系統×問6 受験希望×問7 合格した際の入学希望）

上段:人 下段:%	1 第一志望として 受験する	2 第二志望として 受験する	3 第三志望以降と して受験する	合計
1 入学を希望する	26 86.7	2 6.7	2 6.7	30 100.0
2 志望順位が上位の他の志望校が 不合格の場合に入学を希望する	- -	7 58.3	5 41.7	12 100.0
3 入学を希望しない	- -	- -	- -	- -
全体	26 61.9	9 21.4	7 16.7	42 100.0

入学希望者42名の中には、高校2年生と社会人の回答が含まれる。社会人の動向を把握すべく、問3で「社会人」を選択した回答者に限定して結果を抽出したところ、17名となり以下の内訳となった。17名のうち、16名が問6で「1 第一志望として受験する」を選択し、問7で「1 入学を希望する」の回答結果であった。

上段:人 下段:%	1 第一志望として 受験する	2 第二志望として 受験する	3 第三志望以降と して受験する	合計
1 入学を希望する	16 100.0	- -	- -	16 100.0
2 志望順位が上位の他の志望校が 不合格の場合に入学を希望する	- -	1 100.0	- -	1 100.0
3 入学を希望しない	- -	- -	- -	- -
全体	16 94.1	1 5.9	- -	17 100.0

仙台赤門短期大学 基幹教員等定年規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人赤門宏志学院就業規則第18条の規定の基づき、仙台赤門短期大学（以下、「本学」という）の教授、准教授、講師及び助教(以下「基幹教員」という)及び助手の定年に関して必要な事項を定める。

(定年)

- 第2条 基幹教員の定年は満65歳とする。
- 2 助手の定年は満60歳とする。
- 3 基幹教員及び助手の退職の時期は、定年に達した日の属する学年度の末日とする。

(再雇用)

- 第3条 定年に達した基幹教員及び助手は、再雇用することができる。
- 2 再雇用の労働条件、その他就業に関する事項については、「定年退職者再雇用規程」において定める。

(学科設置認可時等の措置)

第4条 本学の学科設置認可の対象となった基幹教員又は余人にかえがたい基幹教員については、本規程第2条の規定に関わらず、例外的に措置することができるものとし、完成年度末までに定年退職の時期を決定するものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

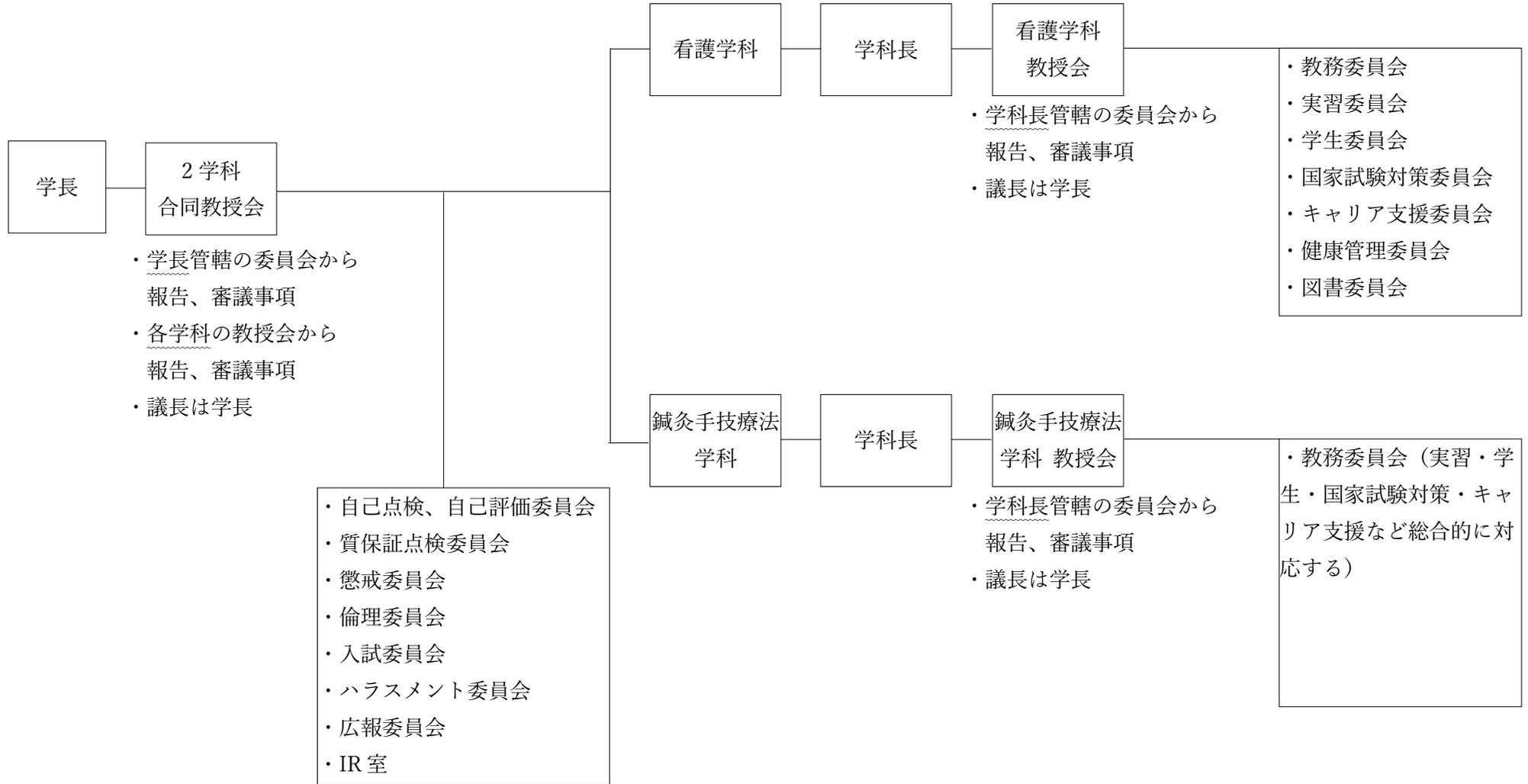
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

		基礎分野	専門基礎分野	専門分野	科字：選択科目		
		1年次		2年次		3年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
月	1	衛生学・公衆衛生学 長岡靖彦 L3-1		漢文学／健康と運動 浦山きか／笠原・宮本 L2-1／B1-4		ヘルスプロモーション鍼灸学 岩昌宏 B2-1	
	2	中国語／英語 浦山きか／菅原祐子 L3-1／B1-3	コミュニケーション理論と実践 森脇順子 L3-1	臨床医学各論Ⅰ 三保翔平 L2-1		疼痛学 渡部正司 B2-1	鍼灸手技療法経営論 岩昌宏 B2-1
	3	プライマリーセミナー 全基幹教員 L3-1		アドバンスセミナーⅠ 全基幹教員 L2-1		アドバンスセミナーⅡ 全基幹教員 B2-1	
	4	医療概論 神成有己 L3-1	生理学Ⅱ 國分俊繁 L3-1	臨床医学総論 高橋武彦 L2-1			
火	1	心理学 黄淵 L3-1	経絡経穴概論Ⅱ 岩昌宏 L3-1	東洋医学臨床論Ⅰ 國分壮一 L2-1	東洋医学臨床論Ⅱ 川嶋睦子 L2-1	スポーツ鍼灸手技療法実技Ⅱ 宮本俊和 B1-1	
	2	生理学Ⅰ 高橋はるか L3-1	生理学Ⅱ 國分俊繁 L3-1	東洋医学臨床論Ⅰ 國分壮一 L2-1	東洋医学臨床論Ⅱ 川嶋睦子 L2-1	スポーツ鍼灸手技療法実技Ⅱ 宮本俊和 B1-1	
	3		臨床実習Ⅰ 全基幹教員 東洋医学臨床治療所	東洋医学各論 渡部正司 L2-1		東洋医学臨床論Ⅲ 川嶋睦子 B2-1	
	4		臨床実習Ⅰ 全基幹教員 東洋医学臨床治療所	鍼灸理論 渡部正司 L2-1		通電療法 吉川恵士 B1-1	
水	1	経絡経穴概論Ⅰ 岩昌宏 L3-1	論理学 萬直行 L3-1	経絡治療Ⅰ 浦山久嗣 L2-1		デジタルサイエンス伝統医療(入門) 宮本成生 B2-1	
	2	解剖学Ⅰ 國分壮一 L3-1	解剖学Ⅱ 國分壮一 L3-1	手技療法応用実技Ⅰ 武藤永治 L2-2	手技療法応用実技Ⅱ 吉川恵士 L2-2	経絡治療Ⅱ 浦山久嗣 B2-1	
	3	リハビリテーション医学 笠原岳人 L3-1		按摩マッサージ指圧理論 糟谷俊彦 L2-1		臨床実習Ⅳ 全基幹教員 東洋医学臨床治療所	
	4	解剖学Ⅰ 國分壮一 L3-1	解剖学Ⅱ 國分壮一 L3-1	運動学 笠原岳人 L2-1		臨床実習Ⅳ 全基幹教員 東洋医学臨床治療所	
木	1	東洋医学概論 宮本俊和 L3-1		東洋医学診断法 國分壮一 L2-1		臨床医学各論Ⅱ 古川雄一郎 B2-1	
	2	解剖学Ⅰ 國分壮一 L3-1	解剖学Ⅱ 國分壮一 L3-1	病理学概論 伊東太郎 L2-1		漢方医学概論 高山真 B2-1	統合医療基礎 三保翔平 B2-1
	3	A：鍼灸基礎実技 川嶋睦子 L3-2	B：手技療法基礎実技Ⅲ(指圧) 糟谷俊彦 B1-2	臨床実習Ⅱ 全基幹教員 東洋医学臨床治療所	臨床実習Ⅲ 全基幹教員 東洋医学臨床治療所		
	4	A：手技療法基礎実技Ⅲ(指圧) 糟谷俊彦 L3-2	B：鍼灸基礎実技 川嶋睦子 B1-2	臨床実習Ⅱ 全基幹教員 東洋医学臨床治療所	臨床実習Ⅲ 全基幹教員 東洋医学臨床治療所		
金	1	経絡経穴概論Ⅰ 岩昌宏 L3-1	整復概論 石垣寛高 L3-1	スポーツ鍼灸手技療法実技Ⅰ 宮本俊和 L2-2		関節モビライゼーション・操体法 糟谷俊彦 B2-1	法律の基礎と関係法規 萱場公雄 B2-1
	2	A：手技療法基礎実技Ⅱ(マッサージ) 糟谷俊彦 B1-2	B：手技療法基礎実技Ⅰ(按摩) 武藤永治 L3-2	スポーツ鍼灸手技療法実技Ⅰ 宮本俊和 L2-2		看護学と東洋医学連携論 武藤永治・平栗辰也・平尾由美子・菊地真 B2-1	
	3	A：手技療法基礎実技Ⅰ(按摩) 糟谷俊彦 B1-2	B：手技療法基礎実技Ⅱ(マッサージ) 武藤永治 L3-2	鍼灸臨床基礎実習 岩昌宏 L2-2		鍼灸臨床応用実習 岩昌宏 B1-1	
	4	生理学Ⅰ 高橋はるか L3-1	社会学 大森駿之介 L3-1				

学術雑誌の一覧

No	誌名	出版社	発刊数
1	Tehamo	森ノ宮医療学園出版部	年3回
2	中医臨床	東洋学術出版会	季刊
3	臨床スポーツ医学	文光堂	月刊
4	体育の科学	杏林書院	月刊
5	理学療法ジャーナル	医学書院	月刊
6	NHKきょうの健康	NHK出版	月刊
7	厚生の指標	厚生統計協会	月刊
8	臨床整形外科	医学書院	月刊
9	臨床雑誌／整形外科別冊	南光堂	別冊
10	medicina	医学書院	月刊
11	アンチ・エイジング医学	メディカルレビュー社	隔月
12	日経ヘルスケア	日経BP	月刊
13	ケアマネジメント	環境新聞社	月刊
14	ペインクリニック	シービーアール	月刊
15	訪問リハビリテーション	ともあ編集部	隔月
16	日本東洋医学雑誌(学術総会講演要旨集合む)	一般社団法人 日本東洋医学会	季刊
17	鍼灸の世界豊桜墨字版	桜雲会	月刊
18	小児リハビリテーション	ともあ	月刊
19	リハビリテーションスポーツ	日本リハビリテーションスポーツ学会	月刊
20	運動器リハビリテーション	インテルナ出版	月刊
21	国民衛生の動向	厚生労働統計協会	月刊

仙台赤門短期大学 学校組織図



仙台赤門短期大学 教授会規程

(趣旨)

第1条 この規定は、仙台赤門短期大学学則第37条第2項の規定に基づき、教授会に関する必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は学長、専任の教授を及び准教授もって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に専任の講師及び助教を加えることができる。

(教授会の運営)

第3条 教授会は、原則として月1回学長の招集により開催し、学長が議長となる。

2 学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名する者が議長となる。

3 教授会の定足数は構成員(休職者を除く)の3分の2とする。

4 教授会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

5 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(教授会審議事項)

第4条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

学長が決定するにあたり、教授会として意見を述べる事項

(1) 学生の入学、卒業に関する事

(2) 学位の授与に関する事

教育研究に関して、学長の諮問に応じて意見を述べる事ができる事項

(3) 教育課程に関する事

(4) 学生の厚生、補導に関する事

(5) 教員の任用に伴う教育研究業績等の審査に関する事

(6) その他、教育研究に関する重要事項

(庶務)

第5条 教授会の事務は、短期大学の事務部長が行う。

2 教授会は議事録を作成し、保存する。

3 教授会の審議結果は、理事長に報告する。

(雑則)

第6条 教授会のもとに、必要に応じて特定の課題を検討する諸種の委員会を設けることができる。委員会は、基幹教員から適任者を選んで構成し、委員会の検討結果は教授会に報告し、教授会にて審議される。

2 この規程に定めるものの他、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、理事会で議決する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

仙台赤門短期大学鍼灸手技療法学科 教務委員会規程

(設置)

第1条 鍼灸手技療法学科に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議及び事案遂行の事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議及び事案の遂行にあたる。

- (1) 教務に関する事項（学年歴・カリキュラム・学籍・定期試験・教材、教具・その他）
- (2) 実習に関する事項（臨床実習・臨床実習指導者会議・実習指導の教育・その他）
- (3) 学生に関する事項（学生生活・学生の福利厚生・学生の課外活動・その他）
- (4) 国家試験対策に関する事項（学生の看護師国家試験対策・その他）
- (5) キャリア支援に関する事項（学生のキャリア教育・学生の就職指導、支援）
- (6) 図書に関する事項（(図書館の運営・図書館の予算・諸規則・その他）
- (7) 教室・教材・教具に関する事項
- (8) その他に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学科長の指名する委員をもって組織する。委員長は委員の中から学科長が指名する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、定期的に委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、臨時に委員会を招集することができる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は必要に応じて委員会の承認を得て、委員以外の教職員を出席させ、意見を聞くことができる。

(審議事項の報告)

第7条 委員長または委員長代理の委員は、審議事項の結果について鍼灸手技療法学科教授会に諮らなければならない。

(議事録の作成)

第8条 委員が書記を行い、書記担当者が各委員に議事録を配信する。

2 議事録は担当者が電子媒体に保存・保管する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

仙台赤門短期大学のFD・SD研修 活動動実績

2021年度～現在に至る

<委員会構成>

委員：教務委員会

<会議開催回数>

不定期開催

<具体的な活動実績>

◎2021年度

①2021年9月30日(木)13時30分～15時00分

テーマ：2022年度以降の教育カリキュラム変更について

講演者：学 長 佐竹正延先生

学科長 佐藤喜根子先生

②2022年1月4日(火) 10時40分～12時10分

テーマ：教育の質に関わる客観的指標について

講演者：学 長 佐竹正延先生

2022年度

①2022年9月5日(月)11時00分～12時00分

テーマ：新カリキュラム進捗状況および今後の課題について

講演者：学 長 佐竹正延先生

金野明子先生

佐藤浩一郎先生

②2022年9月6日(火) 1時00分～12時00分

テーマ：奨学金貸与の概要と現状

講演者：小野寺武徳さん

③2022年11月29日(火)14時20分～15時00分

テーマ：IR室からの報告

講演者：学 長 佐竹正延先生

宮崎智子さん

テーマ：基本文章の改訂 教授会からの報告

講演者：学 長 佐竹正延先生

④2023年2月2日(木)15時30分～16時

テーマ：電子教科書について

講演者：丸善雄松堂株式会社仙台支店 学術ソリューション事業部 仙台営業部
佐藤 岐恵様

2023年度

①2023年5月8日(月)14時40分～15時40分

テーマ：ChatGPTの仕組みと社会的影響について

講演者：東北学院大学情報学部データサイエンス学科 教授 武田敦志先生

②2023年8月22日(火)13時30分～15時00分

テーマ：国試対策としてのグループ学習の実践

講演者：菊地真先生

テーマ：5期生を対象とした春期補講 『脳トレ』課題から見たこと

講演者：佐藤文枝先生